

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査の結果
について」

平成25年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成23年12月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、公共建築物における耐震化対策等の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月8日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、24年10月17日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、今後、検査の実施を予定している地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震診断の状況、耐震改修の状況及び東日本大震災に伴う被災等の状況について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することとしたものに係る会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成25年10月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	公共建築物における耐震化対策等の概要	1
(1)	地震防災対策の概要	1
ア	地震防災に関する法体系の概要	1
イ	災対法等の概要	2
ウ	大規模地震を対象に制定された特別措置法の概要	5
(2)	建築物に係る耐震化対策の概要	6
ア	建築物の耐震化対策に関する法体系の概要	6
イ	耐震基準の概要	7
ウ	耐震促進法の概要	7
エ	耐震改修促進計画の概要	9
オ	地方公共団体等が実施する公共建築物の耐震化対策等に対する国の支援の概要	9
(3)	耐震診断及び耐震改修に関する基準等	10
3	24年報告の概要	12
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	13
(1)	検査の観点及び着眼点	13
(2)	検査の対象及び方法	14
第2	検査の結果	16
1	地域防災計画等の公表状況等	16
(1)	地方公共団体における防災対策	16

ア	地域防災計画の修正及び公表状況	16
イ	地域防災計画等において指定された避難所の耐震性能等の状況	17
ウ	地域防災計画等における医療救護活動	19
(2)	耐震改修促進計画	20
ア	市町村耐震改修促進計画の策定状況	20
イ	耐震改修促進計画の公表状況	21
ウ	都道府県耐震改修促進計画の改定状況	22
エ	耐震改修促進計画等における耐震化の目標の設定状況	23
2	教育施設における耐震化対策等の状況	25
(1)	教育施設における耐震化対策等の概要	25
ア	教育施設の整備に関する基本方針	25
イ	教育施設の耐震化対策に対する文部科学省等の財政支援	26
ウ	教育施設の耐震性能の割増し及び耐震診断の方法	27
エ	教育施設における耐震化の目標	27
オ	分析の対象とした教育施設の概要	27
カ	耐震化に関する公表状況	29
(ア)	小中学校の耐震診断結果の公表状況	29
(イ)	高等学校の耐震診断結果の公表状況	30
(2)	教育施設の耐震診断の状況	30
ア	教育施設の診断率	30
イ	構造体の耐震診断結果	32
(3)	教育施設の耐震改修の状況	33
ア	耐震化の状況	33
(ア)	教育施設の耐震化率	33
(イ)	構造体の耐震化の状況	35

イ	地域の分類及び設置者の分類ごとの構造体の教育耐震化率	35
ウ	構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況	37
エ	耐震化対策が完了していない理由	38
	(ア) 構造体	38
	(イ) 建築非構造部材及び建築設備	40
オ	廃校施設の有効活用による耐震化	40
(4)	避難所として使用が予定されている教育施設の状況	41
ア	避難所の指定状況	41
イ	避難所の耐震化の状況	41
	(ア) 避難所の耐震化の状況	41
	(イ) 耐震化対策が完了していない理由	42
ウ	避難所の防災設備の整備状況	43
エ	学校防災マニュアル等の整備状況	44
	(ア) 学校防災マニュアル等の概要	44
	(イ) 学校防災マニュアル等の作成状況	44
	(ウ) 津波等ハザードマップ	46
(5)	東日本大震災に伴う被災等の状況	47
ア	東北3県の被災の状況	47
イ	44都道府県の被災等の状況	48
	(ア) 被災の概要	48
	(イ) 建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況	49
	(ウ) 被災した避難所の状況	55
3	医療施設における耐震化対策等の状況	57
(1)	医療施設における耐震化対策等の概要	57
ア	厚生労働省における医療施設の耐震化対策	57

イ	厚生労働省における医療施設の耐震化に係る財政支援	58
ウ	医療施設に係る耐震化の目標等	59
エ	災害拠点病院の整備	60
オ	分析の対象とした医療施設の概要	62
(2)	医療施設の耐震診断の状況	64
ア	耐震診断の実施状況	64
イ	構造体の耐震診断結果	65
(3)	医療施設の耐震改修の状況	66
ア	耐震化の状況	66
イ	地域の分類ごとの構造体の耐震化率	68
ウ	構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況	68
エ	耐震化対策が完了していない理由	69
オ	業務継続の観点からみた施設の状況	72
(ア)	構造体の耐震安全性	72
(イ)	災害拠点病院等の電力設備の状況	73
(ウ)	災害拠点病院等の給水設備の状況	76
(エ)	災害時の通信体制等の状況	77
(オ)	津波被害への対策状況	80
(4)	東日本大震災に伴う被災等の状況	81
ア	東北3県の被災の状況	81
イ	44都道府県の被災等の状況	82
(ア)	被災の概要	82
(イ)	建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況	82
(ウ)	病院機能への影響	84
4	庁舎施設等における耐震化対策等の状況	86

(1) 庁舎施設等の概要等	86
ア 庁舎施設の概要	86
イ 警察施設の概要	87
ウ 消防施設の概要	87
エ 構造耐震判定指標の割増し	88
オ 庁舎施設等の耐震化に係る調査	88
カ 分析の対象とした庁舎施設等の概要	88
(2) 庁舎施設等の耐震診断の状況	90
ア 施設別の診断率	90
イ 構造体の耐震診断結果	91
(3) 庁舎施設等の耐震改修の状況	92
ア 施設別の耐震化の状況	93
イ 地域の分類及び地方公共団体の分類ごとの構造体の耐震化率	94
ウ 構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況	96
エ 耐震化対策が完了していない理由	97
オ 業務継続の観点からみた建築物の耐震化の状況	98
(ア) 構造体の耐震性能の割増しの状況からみた耐震化率	99
(イ) 災害対策本部の設置場所の建築物の耐震性能等及び業務継続計画の策定 状況等	99
(ウ) 業務継続計画を策定していない理由等	101
(エ) 代替施設の設定状況等	103
(オ) 災害時優先電話の設置及び通信手段の多重化の状況	104
(カ) 自家発電設備の設置状況	104
(4) 東日本大震災に伴う被災等の状況	105
ア 東北3県の被災の状況	105

(ア) 庁舎施設の被災の状況	105
(イ) 警察施設の被災の状況	106
(ウ) 消防施設の被災の状況	106
イ 44都道府県の被災等の状況	106
(ア) 被災等の概要	106
(イ) 構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況	107
(ウ) 廃止等建築物の被災の状況	109
(エ) 災害応急活動への支障	110
5 地方公共団体等の公共建築物における耐震化対策等の状況	112
6 国等の公共建築物における耐震化対策等の取組状況及び法令等の改定状況	114
(1) 24年報告に検査の結果を記述した公共建築物における耐震化対策等の取組状況	114
ア 庁舎等使用調整計画による耐震化の状況	114
イ 地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画の取組状況	114
ウ 業務継続の観点からみた建築物の耐震化の取組状況	115
(2) 東日本大震災を契機とする耐震化対策に関する法令等の改定状況	116
ア 南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し	116
イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の改正状況	117
ウ 建築基準法施行令の一部を改正する政令及び関係告示の改正状況	118
第3 検査の結果に対する所見	119
1 検査の結果の概要	119
2 所見	128
別表	135

- ・ 本文及び図表中の数値は、原則として、金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。
- ・ 上記のため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事 例 一 覧

1 地域防災計画等の公表状況等

[市町村耐震改修促進計画の策定率が低いもの]

＜事例-計画1＞ 21

[市町村耐震改修促進計画において、教育施設の耐震化の目標を設定して、重点的に耐震化を推進しているもの]

＜参考事例-計画1＞ 24

2 教育施設における耐震化対策等の状況

[耐震化の計画が具体的ではなく耐震化が遅れているもの]

＜事例-教育1＞ 37

[耐震化対策への取組を開始した時期等が遅れているもの]

＜事例-教育2＞ 37

[構造体の耐震化対策が完了していないもの]

＜事例-教育3＞ 39

[廃校となる学校の校舎等を有効活用しているもの]

＜参考事例-教育1＞ 40

[避難所として使用予定となっている建築物が所要の耐震性能を確保していないもの]

＜事例-教育4＞ 42

[学校防災マニュアル等が作成されていないもの]

＜事例-教育5＞ 46

[津波浸水域内に所在しているものの、学校防災マニュアル等に津波浸水に対する避難方法を定めていないなどのもの]

＜事例-教育6＞ 47

[地震動によって建築物の構造体に被害のあったもの]

＜事例-教育7＞ 51

[構造体が被害を受けたことにより避難所としての使用に支障が生じたもの]

＜事例-教育8＞ 56

3 医療施設における耐震化対策等の状況

[耐震化に当たっての検討課題が多岐にわたり、その解決に相当の時間を要することが、耐震化が進まない要因の一つであると考えられるもの]

＜事例-医療1＞ 70

[病院を運営及び管理する組織が改組されることとなったなどの外的要因により、耐震化対策が完了していないもの]	
＜事例-医療2＞	71
[地元自治体の協力を得るなどして、耐震化対策を進めることが可能となったもの]	
＜参考事例-医療1＞	71
[冷却水不足により自家発電設備の連続運転可能時間が短いため、業務継続の点から自家発電設備の空冷化等の対策が必要なもの]	
＜事例-医療3＞	76
[津波浸水被害への対策等に時間を要するなどして、施設の耐震化が遅れているもの]	
＜事例-医療4＞	81
4 庁舎施設等における耐震化対策等の状況	
[強化地域における耐震化対策の取組の結果、耐震化率が高くなっているもの]	
＜参考事例-庁舎1＞	95
[Is値0.3未満の建築物であるのに耐震改修を実施していないもの]	
＜事例-庁舎1＞	97
[地震発災時における業務継続性を確保するため、業務継続計画を策定しているもの]	
＜参考事例-庁舎2＞	102
[他の地方公共団体等から受けた応援を最大限に生かすための計画を策定しているもの]	
＜参考事例-庁舎3＞	103
[自家発電設備が津波の浸水高さより低い位置に設置されているもの]	
＜事例-庁舎2＞	105
[構造体が被災し、使用を中止したもの]	
＜事例-庁舎3＞	108
[新耐震基準に基づく耐震性能を確保しているものの、建築非構造部材及び建築設備が被災したもの]	
＜参考事例-庁舎4＞	109
[東日本大震災を原因として、用途廃止等したもの]	
＜事例-庁舎4＞	110
＜事例-庁舎5＞	110
[建築物が被災したことにより、災害応急活動に支障が生じたもの]	
＜事例-庁舎6＞	111

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、
会計検査院

(二) 検査の内容

公共建築物（官庁施設、教育施設、医療施設等）における耐震化対策等に関する次の各事項

- ① 耐震診断の状況
- ② 耐震改修の状況
- ③ 東日本大震災に伴う被災等の状況

上記の要請により、会計検査院は、24年次に、官庁施設については国の機関が所有する施設を、教育施設及び医療施設等についてはこれらを所有する独立行政法人及び国立大学法人等の施設をそれぞれ対象として検査を実施し、その結果を24年10月17日に会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「24年報告」という。）。

2 公共建築物における耐震化対策等の概要

(1) 地震防災対策の概要

ア 地震防災に関する法体系の概要

我が国の防災関係の基本法として、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって、

社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として、国、地方公共団体等の責務を定めた災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）が制定されている。また、特定の大規模地震に対して、地震防災応急対策その他地震防災に関する事項等について定めた特別措置法が複数制定されている（図表0-1参照）。

図表0-1 地震防災等に関する法律

災害対策全般への対策の基本	災対法 ・防災に関し必要な体制（防災組織）を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画（防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画）の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の必要な災害対策の基本を定める。
直前の予知の可能性がある大規模地震対策 ＜東海地震＞	「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号） ・地震防災対策強化地域の指定等の地域防災体制の整備に関する事項等を定める。
東南海・南海地震対策 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策	「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号） ・東南海・南海地震防災対策推進地域の指定等の特別の措置を定める。 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号） ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等の特別の措置を定める。

イ 災対法等の概要

災対法によると、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、これを実施するとともに、地方公共団体等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行わなければならないなどとされている。また、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該都道府県及び市町村の地域並びに当該都道府県及び市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該地域に係る防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を有するなどとされている。

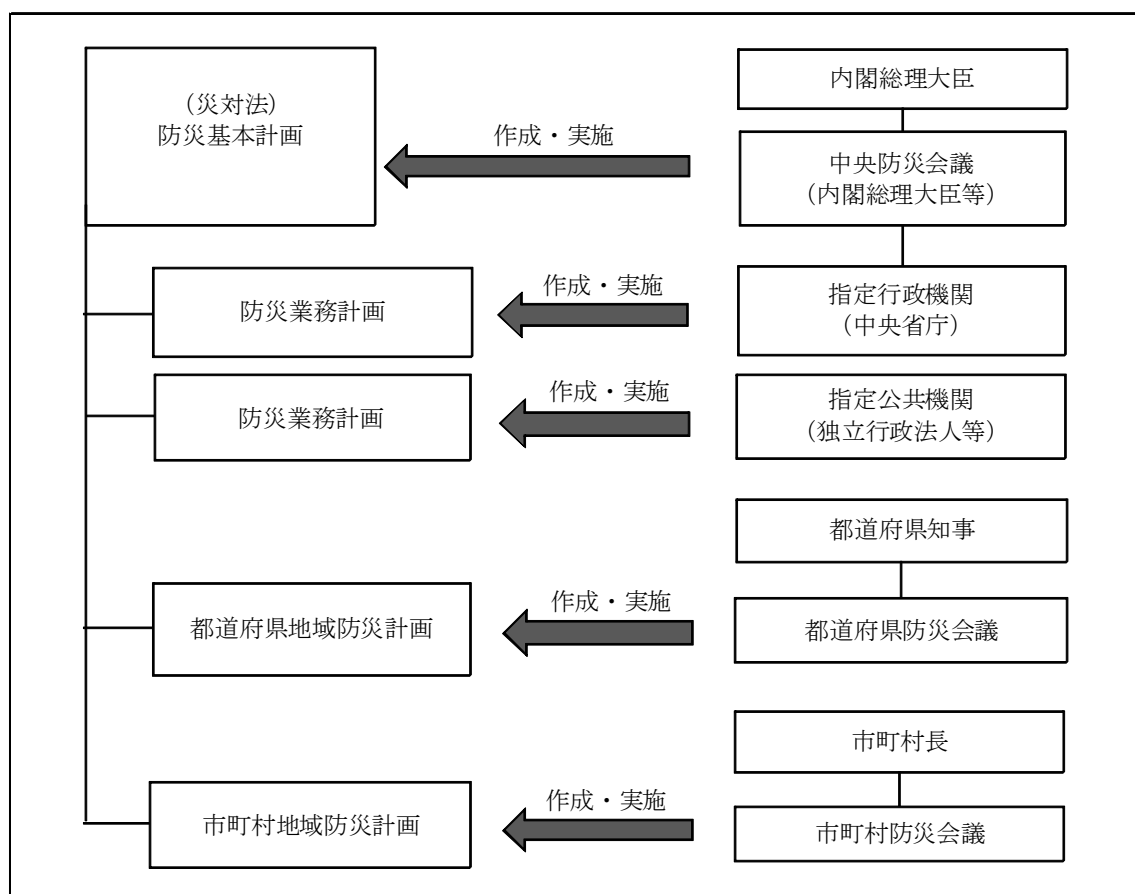
そして、我が国の防災に関する基本的な計画として、災対法に基づき内閣府に設置された中央防災会議が、防災基本計画を作成している。同計画は、対応する災害

ごとに構成されており、自然災害に関しては、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害対策編、火山災害対策編及び雪害対策編の各編で構成されており、それぞれ、災害予防・事前対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の順に記述されている。これらのうち、地震災害対策編等において、建築物等の耐震性確保の必要性、災害発生時の業務継続性確保の必要性等について記述されている。

なお、中央防災会議は、同計画を作成するほか、特定の大規模地震における防災についてのマスタープランである地震対策大綱や定量的な減災目標とその具体的な実現方法等を定めた地震防災戦略等を決定するなどしている。

また、災対法^(注1)によると、指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌する業務又は事務について防災に関し執るべき措置等を定めた防災業務計画を、また、都道府県及び市町村は、防災基本計画に基づき、当該都道府県又は市町村の地域に係る防災に関する地域防災計画をそれぞれ作成しなければならないなどとされている（図表0-2参照）。

図表0-2 災対法に基づく防災計画



上記の地域防災計画は、当該地域に係る災害対策の基本となるもので、災害の規模、緊急性等により国及び地方公共団体が緊密に連携して災害に対応できるように、都道府県地域防災計画においては防災業務計画に、市町村地域防災計画においては防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触しないものとされている。また、各指定行政機関が作成した防災業務計画には、所掌事務に関する地域防災計画の作成基準が定められている。

これら各指定行政機関が定めた作成基準に基づき、地域防災計画のうち震災対策に係る計画には、当該地域に影響を及ぼすことが想定される地震に基づく人的被害、建物被害、ライフライン等の被害想定に関する事項、公共建築物等の耐震性を確保するための方策や避難路、避難場所等の指定・整備等災害予防に関する事項、地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に関する事項等が定められている。

(注1) 指定行政機関 災対法第2条第3号の規定により内閣総理大臣が指定する行政機関で、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会（平成24年9月18日以前は原子力安全・保安院）、防衛省

ウ 大規模地震を対象に制定された特別措置法の概要

大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）によると、内閣総理大臣は、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、中央防災会議が、強化地域に係る地震防災基本計画を作成することとされている。そして、地震防災基本計画によると、国、地方公共団体等は、地震防災応急対策又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施等するために、建築物・構造物等の耐震化を図るとされている。25年4月1日現在、東海地震を対象とする強化地域として8都県の157市町村が指定されている。そして、強化地域における地震防災対策の推進を図るため、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置について定めた法律として、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年法律第63号。以下「地震財特法」という。）が制定されている。

また、東南海・南海地震を対象に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を対象に制定された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」によると、内閣総理大臣は、地震防災に関する対策を推進する必要がある地域を東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域（Ⅰ）」という。）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域（Ⅱ）」という。）として指定し、中央防災会議が推進地域（Ⅰ）及び推進地域（Ⅱ）に係る地震防災対策推進基本計画を作成し、その実施を推進することとされている。そして、両地域に係る地震防災対策推進基本計画によると、国及び地方公共団体は、学校、病院等多数の者が利用する施設及び市役所、消防署等の災害時に応急対策を実施するための拠点（以下「防災拠点」という。）となる施設の耐震診断、耐震改修等の耐震化対策を強力に推進するなどとされている。25年4月1日現在、推進地域（Ⅰ）として21都府県の414市町村が、推進地域（Ⅱ）として5道県の

117市町村がそれぞれ指定されている。

(2) 建築物に係る耐震化対策の概要

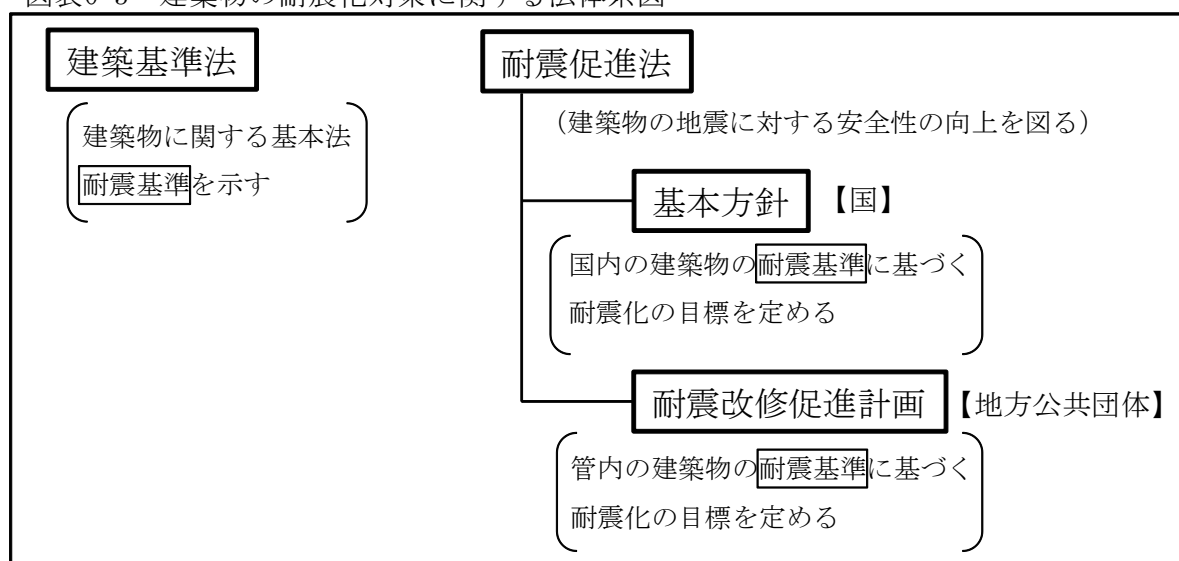
ア 建築物の耐震化対策に関する法体系の概要

防災基本計画では、地震に強い国づくり、まちづくりを行うに当たり、建築物、通信施設、防災関連施設等の構造物・施設等について耐震性を確保する必要があるとしており、さらに、構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に一度か二度程度の確率で発生する一般的な地震動及び発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動を共に考慮の対象とすることとされている。そして、国、地方公共団体等は、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮することとされ、特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めることとされている。

そして、我が国の建築物に関する基本法としては、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として建築基準法（昭和25年法律第201号）が制定されており、同法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等において、建築物の耐震設計のための基準（以下「耐震基準」という。）が示されている。

このほか、建築物の耐震化対策に関する法律として、建築物の耐震改修促進のための処置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図ることなどを目的として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震促進法」という。）が制定されるなどしている（図表0-3参照）。

図表0-3 建築物の耐震化対策に関する法体系図



イ 耐震基準の概要

昭和53年に発生した宮城県沖地震等の大規模地震等を契機に建築物の耐震性を向上させるため55年に建築基準法施行令が改正され、56年に施行されている。この改正以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）は、まれに発生する中規模地震（震度5強程度）に対し建築物にほとんど損傷を生じさせないことを確認する耐震設計手法であったのに対して、改正後の新たな耐震基準（以下「新耐震基準」という。）は、極めてまれに発生する大規模地震（震度6強程度）に対し建築物に人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標とする耐震設計手法となっている。

また、改正の際に既存、建築中等の建築物であって旧耐震基準に基づく建築物である場合については、増改築等を行う場合を除き、新耐震基準を適用しないものとされた。

ウ 耐震促進法の概要

耐震促進法は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の際、旧耐震基準により設計された建築物に大きな被害が多数見受けられたことを契機として制定されたものである。そして、耐震促進法によると、学校、病院、事務所等多数の者が利用する建築物で一定規模（階数3かつ延床面積1,000㎡など）以上のもの（以下「多数の者が利用する建築物」という。）などのうち旧耐震基準に基づく建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修を行うよう努め

なければならないとされている。

なお、新耐震基準に基づく建築物は、前記のとおり、大規模地震で人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標とする耐震設計手法に基づき建築されていることなどから、耐震促進法に基づき必要とされる耐震診断等の対象とはされていない。

耐震促進法が制定された以降も新潟県中越地震（16年）、福岡県西方沖地震（17年）等の大規模地震が発生したり、東海地震、東南海・南海地震、首都直下型地震等の発生の切迫性が中央防災会議の各専門調査会等から指摘されたりした。これらのことなどを受け、17年6月、国土交通大臣の下に設置された住宅・建築物の地震防災推進会議において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率^(注2)を10年後（27年）にはそれぞれ9割にすることを目標とするなどした提言がなされたり、同年9月、中央防災会議において、建築物の耐震化を社会全体の国家的な緊急課題として、全国的に緊急かつ強力的に実施する方針を示した建築物の耐震化緊急対策方針が決定されたりなどした。そして、これらの提言や方針等を背景として、耐震促進法は、18年1月に、計画的な耐震化の促進、耐震化の支援制度の充実等を柱として改正がなされた。

改正された耐震促進法において、建築物の計画的な耐震化を推進するため、国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととされた。これを受けて、国土交通大臣は、同年同月に基本方針（平成18年国土交通省告示第184号）を告示し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を27年までに少なくとも9割（15年当時の耐震化率は約75%と推計されていた。）とすることなどを目標として設定した。

耐震化率を向上させるための方策としては、耐震性能が確保されていない建築物の耐震改修を実施する方法が主なものであるが、このほか耐震性能が確保されていない建築物を建て替えたり廃止したりするなどの方法がある。

(注2) 耐震化率 対象となる建築物のうち新耐震基準に基づく耐震性能が確保されている建築物の割合を示すもので、一般的に次の式により算出される。

$$\text{耐震化率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{新耐震基準に} \\ \text{基づく建築物} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{旧耐震基準に基づく建築物のうち、耐震診断を} \\ \text{実施し耐震性能ありと診断された建築物及び耐} \\ \text{震改修を実施し耐震性能を確保した建築物} \end{array} \right)}{\text{(対象となる建築物)}}$$

また、旧耐震基準に基づく建築物のうち耐震診断を実施した建築物の割合を診断率として、次の式により算出している。

$$\text{診断率} = \frac{\text{(旧耐震基準に基づく建築物のうち耐震診断を実施した建築物)}}{\text{(旧耐震基準に基づく建築物)}}$$

エ 耐震改修促進計画の概要

耐震促進法によると、都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めることとされている。そして、基本方針において、都道府県耐震改修促進計画における建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標を設定する際には、基本方針の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましいとされている。特に、災害時には避難所として活用される学校、災害による負傷者の治療が行われる病院、被害情報収集や災害対策指示が行われる庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきであるとされている。

また、耐震促進法によると、市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めることとされている。そして、基本方針において、市町村耐震改修促進計画の内容については、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましいとされている。

オ 地方公共団体等が実施する公共建築物の耐震化対策等に対する国の支援の概要

国は、地方公共団体等が実施する公共建築物の耐震化対策に対して、国庫補助事業等により財政支援を実施している。国の財政支援の主なものには、教育施設を対

象とする「学校施設環境改善交付金」（文部科学省所管）、医療施設を対象とする「基幹・地域災害拠点病院施設整備事業」（厚生労働省所管）、多数の者が利用する建築物等を対象とする「住宅・建築物安全ストック形成事業」（国土交通省所管）、警察施設を対象とする「都道府県警察施設整備費補助金（耐震化事業）」（内閣府（警察庁）所管）等がある。

また、国は、地方公共団体等が実施する公共建築物の耐震化の取組を推進することなどを目的として、「公立学校施設の耐震改修状況調査」（文部科学省実施）、「病院の耐震改修状況調査」（厚生労働省実施）、「防災拠点となる公共施設等の耐震化状況調査」（消防庁実施）等の公共建築物の耐震化に係る各種調査を実施している。

(3) 耐震診断及び耐震改修に関する基準等

国土交通大臣は、基本方針において、建築物の耐震診断及び耐震改修は、旧耐震基準に基づく建築物について、新耐震基準に適合しているかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本であるとしている。また、建築物の所有者は、基本方針の別添に掲げる「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施についての技術上の指針となるべき事項」（以下「技術指針」という。）に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきであるとしている。

技術指針によると、建築物の耐震診断は、柱、壁等の構造耐力上主要な部分（以下「構造体」という。）、天井材、外装材、建具等の部材（以下「建築非構造部材」という。）及び電力供給設備、空気調和設備等の設備（以下「建築設備」という。）の配置、形状、寸法、材料強度等に関する実地調査等の結果に基づき行うこととされている。

このうち構造体については、技術指針に定められた計算式により求められた構造耐震指標等に応じ、技術指針の別表により地震に対する安全性を評価し、構造耐震指標がある一定の数値（以下「構造耐震判定指標」という。）以上である場合、大規模地震で倒壊等の危険性が低くなっていると判断されることで安全性を評価している。技術指針の別表によると、公共建築物で最も多い鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等に対する構造耐震指標を示す数値は I_s （Seismic Index of Structure。以下「 I_s 値」という。）が用いられており、 I_s 値0.6を構造耐震

判定指標としている（図表0-4参照）。

建築非構造部材、建築設備については、地震の震動及び衝撃によって脱落しないこと、地震の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすることなどの基準に適合することとされている。

図表0-4 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等に対する構造耐震指標

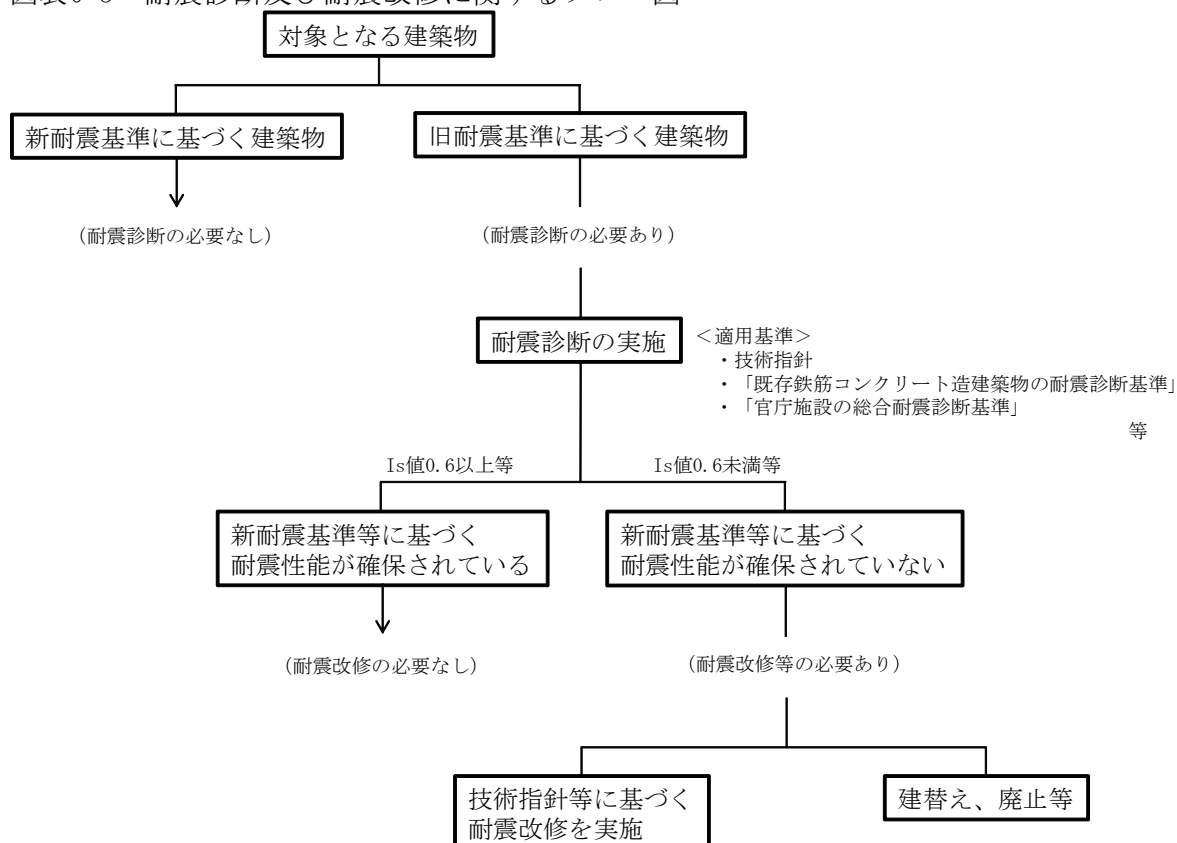
構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	Is値が0.3未満の場合	大規模地震で倒壊等の危険性が高い。
(2)	(1)及び(3)以外の場合	大規模地震で倒壊等の危険性がある。
(3)	Is値が0.6以上の場合	大規模地震で倒壊等の危険性が低い。

(注) 本表は技術指針の別表に基づき作成した。

そして、技術指針によると、国土交通大臣が技術指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができるとしている。現在、国土交通大臣が、技術指針の一部と同等以上の効力を有するとして認定している耐震診断の方法は、構造体については、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（一般財団法人日本建築防災協会）、「屋内運動場等の耐震性能診断基準」（文部科学省）、「官庁施設の総合耐震診断基準」（一般財団法人建築保全センター）等がある。また、建築非構造部材及び建築設備については、上記の「官庁施設の総合耐震診断基準」がある。

また、建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物が地震に対して安全な構造になるように、構造体、建築非構造部材及び建築設備について、技術指針に定められた基準に適合する方法によって行うものとされている（図表0-5参照）。

図表0-5 耐震診断及び耐震改修に関するフロー図



3 24年報告の概要

24年報告における検査の結果に対する所見の概要は、次のとおりである。

公共建築物の耐震化対策については、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等が従前から実施しているが、厳しい財政状況の下、限られた予算の中で実施するには、事業を計画的かつ効率的に実施することが不可欠である。

今回、公共建築物の耐震化対策等の状況について検査したところ、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、官庁施設、教育施設、医療施設等のいずれの施設においても、構造体の診断率より低く、特に医療施設の診断率が低くなっていた。また、いずれの施設においても、建築非構造部材等より構造体の耐震化が図られているが、構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率は、官庁施設の特定建築物規模相当の建築物で約6割にとどまっているなど、平成27年までに耐震化率を9割にするという基本方針の目標を達成するためには、いずれの施設においてもより一層耐震化を推進する必要がある。さらに、ソフト面からの地震減災対策として位置付け

られている業務継続計画について、所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づいて策定されていないなどの事態が見受けられた。

このように耐震化が必ずしも十分に実施されていないなどの事態は、防災拠点となる官庁施設の建築物等が、地震発生時に被災して、当該施設に入居する指定行政機関及び指定地方行政機関が実施する災害対策の指揮、情報伝達等の災害応急対策活動等に影響を及ぼすことになるなどのおそれがある。

したがって、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等は、公共建築物の耐震化対策の実施に当たり、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、必要な耐震診断を実施し、耐震診断の結果、耐震改修等が必要な場合には、既存官庁施設の有効活用等も含めて多角的に検討するなどして、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくことが重要である。

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、24年報告において、今後、検査の実施を予定している地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震診断の状況、耐震改修の状況及び東日本大震災（23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に伴う被災等の状況について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

そこで、今回の検査においては、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物について、耐震診断や耐震改修が計画的かつ適切に実施されているか、耐震化対策が実施されていない場合にはその要因はどのようなものか、目標とした耐震化率の達成状況はどのようになっているか、避難所（本報告でいう避難所とは、被災者等が一時的に生活の場として使用することとなる市町村が指定した既存の施設を指す。）として利用が予定されている施設の状況はどのようになっているか、医療施設及び防災拠点となる施設における災害時の業務継続に必要な自家発電設備等は適切に設置されているか、東日本大震災に伴う被災等の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、今回の検査において、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物のうち、教育施設、医療施設及び防災拠点となる施設を対象とした。そして、教育施設については、災害時の避難所に指定されることが多い都道府県等の地方公共団体が設置した公立の小学校、中学校、中等教育学校及び高等学校を、医療施設については、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に定める病院のうち、災害時の拠点医療施設として都道府県が指定した災害拠点病院、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる医療施設として都道府県が指定した救命救急センター及び入院治療を必要とする重症の救急患者を受け入れる医療施設として都道府県が指定した第二次救急医療機関を、防災拠点となる施設については、都道府県庁、市役所、町村役場等の庁舎施設、警察本部及び警察署の警察施設並びに消防本部、消防署等の消防施設（以下、これらを「庁舎施設等」という。）を対象とした（図表0-6参照）。

そして、内閣府等^(注3)6府省及び^(注4)24都道府県において公共建築物の耐震化対策等に関する施策の実施状況等について、資料を基に説明を受けたり、現地の状況を確認したりするなどして446人日を要して会計実地検査を行った。また、各都道府県は、基本方針に基づき、都道府県地域防災計画及び都道府県耐震改修促進計画を定め、防災拠点として活用されることが多い公共建築物の耐震化の促進を図る責務を有することなどから、会計実地検査を行った24都道府県及びそれ以外の^(注5)20府県の計44都道府県（管内市町村計1,615市町村）から調書の提出を受けるなどして、24年12月31日現在における、各区域内に所在する公共建築物の耐震診断の状況、耐震改修の状況、東日本大震災に伴う被災等の状況等について分析を行った。また、岩手県、宮城県及び福島県（以下、これらを合わせて「東北3県」という。）における耐震化対策等の状況については、文部科学省等が公表した資料や既存の関係資料等を徴するなどして分析を行った。

(注3) 内閣府等6府省 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注4) 24都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、福井、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、大分各県

(注5) 20府県 京都府、青森、山形、群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野、岐阜、滋賀、奈良、鳥取、島根、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄各県

図表0-6 検査の対象とした施設

年次 施設	平成24年次	25年次
官庁施設	(注) ・ 16府省等の施設	—
教育施設	・ 国立大学法人の施設(附属病院を除く) ・ 大学共同利用機関法人の施設 ・ 水産大学校の施設 ・ 職業能力開発総合大学校の施設	・ 小学校(都道府県、市町村等立)の施設 ・ 中学校(都道府県、市町村等立)の施設 ・ 中等教育学校(都道府県、市町村等立)の施設 ・ 高等学校(都道府県、市町村等立)の施設
医療施設	・ 独立行政法人の医療施設 ・ 国立大学法人の附属病院施設	・ 災害拠点病院の施設 ・ 救命救急センターの施設 ・ 第二次救急医療機関の施設
その他の公共建築物	・ 独立行政法人(指定公共機関に限る)の施設	・ 地方公共団体の庁舎施設 ・ 地方公共団体の警察施設(警察本部、警察署) ・ 地方公共団体の消防施設(消防本部、消防署等)

(注) 16府省等 内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、会計検査院

第2 検査の結果

各地方公共団体は、地域防災計画、都道府県耐震改修促進計画等を作成するなどして、これらに基づいて災害時に重要な役割を担うこととなる教育施設、医療施設、庁舎施設等の耐震化をそれぞれ進めていることから、耐震化対策等の状況等については、施設ごとに記述した。

なお、検査の結果の記述において、特に断りがない場合の分析結果は、東北3県を除く44都道府県、管内市町村等を対象にしたものである。

1 地域防災計画等の公表状況等

(1) 地方公共団体における防災対策

ア 地域防災計画の修正及び公表状況

災対法及び指定行政機関が作成した防災業務計画によると、都道府県及び市町村は、当該都道府県又は市町村の地域並びに当該都道府県又は市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該都道府県又は市町村の地域に係る都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画を作成し、これを実施する責務を有するなどとされており、地域防災計画において、当該都道府県又は市町村が執るべき災害予防、災害応急、処理すべき事務等の防災に関する諸事項を定めている。また、作成後は、災害及び防災対策に関する調査研究の成果並びに災害の経験等を勘案して、毎年及び随時にこれに検討を加えて、必要があると認めるときは修正するとともにその要旨を公表しなければならないとされている。

そこで、都道府県及び市町村（市町村を市と町村に区分して分析している場合、特別区は市に含む。以下同じ。）は、地域防災計画の見直しを適宜行い修正しているか、また、公表については広報誌等による全戸配布などの方法があるが、広く住民等に周知可能なウェブサイトを利用した公表を行っているかについてみると、図表1-1のとおりとなっている。

図表1-1 地域防災計画の修正状況及びウェブサイトでの公表状況

区分	地方公共 団体数 (A)	修正状況(最終修正年)								ウェブサイトでの 公表状況	
		平成24年 に最終修 正を行っ ている地 方公共団 体数 (B)	24年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体の割 合 (B)/(A)	23年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	22年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	21年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	20年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	19年以前 に最終修 正を行っ ている地 方公共団 体数 (C)	19年以前 に最終修 正を行っ ている地 方公共団 体の割合 (C)/(A)	(A)のう ち公表し ている地 方公共団 体数 (D)	公表率 (D)/(A)
都道府県	44	34	77.3%	6	2	0	1	1	2.3%	44	100%
市町村計	1,615	489	30.3%	167	161	142	158	498	30.8%	818	50.7%
政令指定 都市	19	15	78.9%	2	2	0	0	0	0%	19	100%
上記を除 く市	753	306	40.6%	88	60	65	72	162	21.5%	547	72.6%
町村	843	168	19.9%	77	99	77	86	336	39.9%	252	29.9%

(注) 都道府県別については別表1-1を参照。

24年に地域防災計画の見直しをした上で修正を行っている地方公共団体は、34都道府県（77.3%）、15政令指定都市（78.9%）、306市（40.6%）及び168町村（19.9%）となっている。24年に修正を行っている地方公共団体が多いのは、東日本大震災の教訓を反映させた防災基本計画の修正が23年12月及び24年9月に行われていることなどから、これらの防災基本計画の修正を受けて地域防災計画の修正を行っている場合が多いことによると考えられる。また、24年に修正を行っている市町村の割合が都道府県の割合に比べて小さいのは、都道府県地域防災計画の修正を受けて市町村地域防災計画の修正を行うからであると考えられる。一方、最終の修正が19年以前で5年以上修正していない地方公共団体が、1都道府県（2.3%）、162市（21.5%）及び336町村（39.9%）見受けられる。

ウェブサイトを利用して地域防災計画の公表を行っている地方公共団体は、44都道府県及び19政令指定都市の全て並びに547市（72.6%）及び252町村（29.9%）となっており、これらの地方公共団体では自らの地域防災計画を広く一般に公開している。その一方で、ウェブサイトを利用した公表を行っていない町村が7割に上っているなど地方公共団体の規模による差異が見受けられる。

イ 地域防災計画等において指定された避難所の耐震性能等の状況

消防庁は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定により、災対法等に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体等の連絡に関する事項をつかさどっている。そして、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準となるべき事

項が示されている消防庁の防災業務計画によると、地域防災計画には、避難所等の指定及び避難収容に必要な機能の整備について定めるとともに、避難所等の地域住民への周知の方法、耐震性等安全確保の方策について定めることとされている。そして、市町村は、上記防災業務計画に基づき、地域防災計画等において避難所等の設置や運営に係る事項を定めている。

そして、震災時における避難所は、余震等による二次災害を防止するなどのためにも耐震性等を確保し、地震動によって重大な被害が及ばない施設を指定することが重要であるとされている。

そこで、市町村が指定した避難所が耐震性能を確保しているかについてみると、図表1-2のとおりとなっている。

図表1-2 避難所の耐震性能

区分	市町村数	避難所の耐震性能			
		避難所数 (A)	(A)のうち所要 の耐震性能を確 保している避難 所数 (B)	構成比 (B)/(A)	(A)のうち所要 の耐震性能を確 保していない避 難所数(不明の ものを含む)
市町村計	1,615	90,262	50,964	56.5%	39,298
政令指定都市	19	6,749	4,982	73.8%	1,767
上記を除く市	753	58,334	33,569	57.5%	24,765
町村	843	25,179	12,413	49.3%	12,766

1,615市町村における避難所は90,262か所あり、このうち、耐震性能を確保している避難所は50,964か所（56.5%）となっている。

また、東日本大震災において、避難所における生活環境等の問題が改めて浮き彫りになったことなどから、市町村が、避難所生活において配慮すべき事項等を定めた避難所の運営に関するマニュアルを策定しているか、避難所ごとに避難者一人当たりの必要面積を設定するなどして収容人数等を定めているかについてみると、図表1-3のとおりとなっている。

図表1-3 避難所の運営に関するマニュアルの策定状況及び一人当たりの面積等の設定状況

区分	市町村数 (A)	避難所の運営に関するマニュアルの策定状況		一人当たりの面積等設定状況	
		避難所の運営に関するマニュアルを策定している市町村数 (B)	構成比 (B)/(A)	避難者一人当たりの面積を設定するなどして、避難所の収容人数等を定めている市町村数 (C)	構成比 (C)/(A)
市町村計	1,615	600	37.2%	1,342	83.1%
政令指定都市	19	18	94.7%	17	89.5%
上記を除く市	753	405	53.8%	655	87.0%
町村	843	177	21.0%	670	79.5%

避難所の運営に関するマニュアルを策定している市町村は、600市町村（37.2%）となっており、避難所における避難者一人当たりの面積を設定するなどして、避難所の収容人数等を定めている市町村は、1,342市町村（83.1%）となっている。避難所の運営に関するマニュアルの策定状況について市町村の規模別でみると、政令指定都市では9割以上、政令指定都市を除く市では約半数、町村では約2割となっていて、市町村の規模によって大きな差異が見受けられる。

ウ 地域防災計画等における医療救護活動

厚生労働省（13年1月5日以前は厚生省。以下同じ。）は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）により、医療行政の事務をつかさどっている。そして、同省は、災対法等の規定に基づき、所掌事務について、防災に関し講ずるべき措置及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項を定め、もって防災行政事務の総合的かつ計画的な遂行に資することを目的として、厚生労働省防災業務計画を定めている。

同防災業務計画によると、都道府県は、大地震等の災害時に被災地に迅速に駆けつけて、救急医療を行うため、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練等を受けた災害派遣医療チーム（DMAT（Disaster Medical Assistance Team））等の運用に係る体制を整備することとされている。また、都道府県は、大規模災害発生時において医療機関における傷病者数等の被害の規模を推測するため、医療施設の診療状況等の迅速な把握が可能な広域災害・救急医療情報システム（EMIS（Emergency Medical Information System））によって、国、市町村、医療施設等との間の

災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努めることとされている。さらに、都道府県は、既存の医療体制で対応できない規模又は種類の災害が発生した場合の被災地における災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療の供給体制、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を利用した医療関係団体との協力体制、患者の搬送方法等について地域防災計画への記載に努めることとされている。

そこで、地域防災計画において、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動方法、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用方法を規定しているかについてみると、図表1-4のとおりとなっている。

図表1-4 地域防災計画におけるDMATの活動方法及びEMISの活用方法の規定状況

区分	都道府県数 (A)	DMATの活動方法の規定状況		EMISの活用方法の規定状況	
		DMATの活動方法を規定している都道府県数 (B)	構成比 (B)/(A)	EMISの活用方法を規定している都道府県数 (C)	構成比 (C)/(A)
都道府県	44	40	90.9%	28	63.6%

地域防災計画において、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動方法を規定している都道府県は40都道府県（90.9%）となっているのに対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用方法を規定しているのは28都道府県（63.6%）にとどまっている。

(2) 耐震改修促進計画

ア 市町村耐震改修促進計画の策定状況

地域防災計画は、当該都道府県又は市町村が執るべき災害予防対策等の防災に関する事項として、建築物の耐震化の促進を図るという施策を規定しているが、当該施策の具体的な目標等については、耐震改修促進計画等で定めるのが一般的である。そして、耐震促進法によると、前記のとおり、都道府県に対しては、都道府県耐震改修促進計画を策定する義務を課しているが、市町村に対しては、市町村耐震改修促進計画の策定は努力規定となっている。一方、基本方針によると、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましく、かつ、策定に当たっては、地域の状況を踏まえ、より地域固有の状況に配慮することが望ましいともされている。このように、市町村耐震改修促進計画は、都道府県耐震改修促進計画では網羅できないような当該市町村の状況を加味して計画されることが望まれている。

そこで、市町村耐震改修促進計画の策定状況についてみると、図表1-5のとおりとなっている。

図表1-5 市町村耐震改修促進計画の策定状況

区 分	都道府県における管内市町村の策定率					市町村における策定状況		
	都道府県数 (A)	管内市町村の 市町村耐震改 修促進計画策 定率が100% の都道府県数 (B)	構成比 (B) / (A)	管内市町村の 市町村耐震改 修促進計画策 定率が50%を 下回っている 都道府県数 (C)	構成比 (C) / (A)	市町村数 (D)	市町村耐震改 修促進計画を 策定している 市町村数 (E)	策定率 (E) / (D)
全 国	44	25	56.8%	2	4.5%	1,615	1,462	90.5%
政令指定都市						19	19	100%
上記を除く市						753	715	95.0%
町村						843	728	86.4%

(注) 「市町村における策定状況」の都道府県別については別表1-2を参照。

管内全ての市町村が市町村耐震改修促進計画を策定している都道府県が25都道府県（56.8%）となっている一方で、策定率が50%を下回っている都道府県も2都道府県（4.5%）見受けられる。

また、市町村耐震改修促進計画を策定している市町村は、全ての政令指定都市、715市（95.0%）及び728町村（86.4%）となっており、策定が努力規定となっていることなどから約1割の市町村が策定していない状況となっている。

管内における市町村耐震改修促進計画の策定率が低いものとなっている都道府県の事例を示すと次のとおりである。

<事例-計画1>

A県管内41市町村の市町村耐震改修促進計画の策定状況についてみると、平成24年12月31日現在において同計画を策定している市町村は5市（策定率12.2%）にとどまっている。

A県は、管内市町村における市町村耐震改修促進計画の策定率が他県に比べて著しく遅れている状況であることを認識し、これまでも計画の案を作成・提供するなどして、市町村に対する指導等を進めている。一方、管内の市町村が市町村耐震改修促進計画を策定していない理由を確認したところ、被災経験がないことなどによる理解不足等から耐震改修の必要性に対する認識が乏しかったり、建築物の耐震等に精通した人員がいなかったりなどして、策定が遅延している市町村も多数あり、県の指導等だけでは策定率を上げることが困難ではないかと考えられる。

イ 耐震改修促進計画の公表状況

耐震促進法によると、都道府県及び耐震改修促進計画を策定した市町村は、これ

を定めたとき又は変更したときは遅滞なく公表しなければならないとされている。

そこで、都道府県及び市町村において、広く住民等に周知可能なウェブサイトを利用した公表を行っているかについてみると、図表1-6のとおりとなっている。

図表1-6 都道府県及び市町村耐震改修促進計画のウェブサイトによる公表状況

区分	耐震改修促進計画を策定している地方公共団体数 (A)	ウェブサイトで耐震改修促進計画を公表している地方公共団体数 (B)	公表率 (B) / (A)
都道府県	44	42	95.5%
市町村計	1,462	843	57.7%
政令指定都市	19	19	100%
上記を除く市	715	518	72.4%
町村	728	306	42.0%

ウェブサイトを利用して耐震改修促進計画の公表を行っている地方公共団体は、42都道府県（95.5%）、全ての政令指定都市、518市（72.4%）及び306町村（42.0%）となっており、前記の地域防災計画の公表状況と同様に地方公共団体の規模により公表率に差異が見受けられる。

ウ 都道府県耐震改修促進計画の改定状況

基本方針によると、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等に併せて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましいとされ、定めた目標についても一定期間ごとに検証すべきであるとされている。

そこで、都道府県耐震改修促進計画の改定状況についてみると、図表1-7のとおりとなっている。

図表1-7 都道府県耐震改修促進計画の改定状況

都道府県数 (A)	計画策定後一回は改定を行っている都道府県数 (B)	構成比 (B) / (A)	計画策定後一回も改定を行っていない都道府県数	うち計画策定後5年以上経過している都道府県数 (C)	構成比 (C) / (A)
44	10	22.7%	34	33	75.0%

都道府県耐震改修促進計画の策定後に一回は改定を行っている都道府県が10都道府県（22.7%）ある一方で、計画策定後一回も改定を行っていない都道府県のうち、計画策定後5年以上経過している都道府県が33都道府県（75.0%）見受けられる。

エ 耐震改修促進計画等における耐震化の目標の設定状況

基本方針によると、都道府県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関して、各都道府県において想定される地震の規模、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに耐震化の目標を定めることが望ましいとされている。特に、災害時には避難所として活用される学校、災害による負傷者の治療が行われる病院、被害情報収集や災害対策指示が行われる庁舎等の公共建築物については、具体的な耐震化の目標を設定すべきであるとされている。また、市町村が市町村耐震改修促進計画を策定するに当たっては、基本方針や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定など、より地域固有の状況に配慮して策定することが望ましいとされている。

そこで、耐震改修促進計画等における教育施設、医療施設及び庁舎施設等の施設ごとの耐震化率の目標の設定状況についてみると、図表1-8のとおりとなっている。

図表1-8 耐震化率の目標の設定状況

区分	耐震改修促進計画を策定している地方公共団体数 (A)	(A)のうち管内全体の目標設定をしている地方公共団体数 (B)	構成比 (B)/(A)	施設ごとの耐震化率の目標設定状況					
				(A)のうち教育施設の目標設定をしている地方公共団体数 (C)	構成比 (C)/(A)	(A)のうち医療施設の目標設定をしている地方公共団体数 (D)	構成比 (D)/(A)	(A)のうち庁舎施設等の目標設定をしている地方公共団体数 (E)	構成比 (E)/(A)
都道府県	44	39	88.6%	15	34.1%	20	45.5%	19	43.2%
市町村計	1,462	1,228	84.0%	694	47.5%	508	34.7%	698	47.7%
政令指定都市	19	18	94.7%	9	47.4%	3	15.8%	10	52.6%
上記を除く市	715	592	82.8%	341	47.7%	264	36.9%	339	47.4%
町村	728	618	84.9%	344	47.3%	241	33.1%	349	47.9%

管内全体の耐震化率の目標を設定している地方公共団体は、39都道府県（88.6％）、18政令指定都市（94.7％）、592市（82.8％）及び618町村（84.9％）となっており、多くの地方公共団体が管内全体の目標を設定している。これに比べて施設ごとの目標を設定している地方公共団体は、半数に満たない状況となっている。

市町村耐震改修促進計画において、教育施設の耐震化の目標を設定して、重点的に耐震化を推進するとしている事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-計画1>

千葉県旭市は、平成20年3月に耐震改修促進計画を策定し、防災上重要な建築物の19年度末における耐震化率65%を、27年度には90%とする目標を設定している。また、同市は、同計画において、市が所有する建築物の耐震化に向けた今後の取組方針も定めており、それによると、計画的かつ効率的に市が所有する建築物の耐震化の推進に取り組むなどとし、「特に、防災機能の確保が求められる災害時に避難場所となる小中学校等の重要建築物については、すべての建築物の耐震化に向け、重点的に耐震化を推進」するとしている。

上記のほか、会計実地検査を行った地方公共団体において、耐震化率の目標は構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象としているかについて確認したところ、耐震化率の目標は、構造体を対象として設定している地方公共団体がほとんどであった。

2 教育施設における耐震化対策等の状況

(1) 教育施設における耐震化対策等の概要

ア 教育施設の整備に関する基本方針

文部科学省（13年1月5日以前は文部省。以下同じ。）は、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに地域住民の安全と安心の確保に資することを目的とした公立の義務教育諸学校^(注6)、高等学校、幼稚園等（以下、これらを「義務教育諸学校等」という。）施設の整備を推進するため、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成18年文部科学省告示第61号。以下「教育施設整備方針」という。）を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（昭和33年法律第81号）に基づき定めている。この教育施設整備方針によると、公立の義務教育諸学校等の耐震化対策については、基本方針を踏まえ、所管する公立の義務教育諸学校等施設の具体的な耐震化の目標を設定した上で、早急に耐震診断を実施し、緊急を要するものから計画的に耐震化を図り、建て替え方式から耐震改修等の方式に重点を移すなどしてより効率的に耐震化を進めることが重要であり、27年度までのできるだけ早い時期に公立の義務教育諸学校等施設の耐震化の完了を目指す必要があるとしている。また、東日本大震災の際に、建築物への被害に加え、建築非構造部材にも多大な被害が生じたことから、建築物の構造体の耐震化だけでなく、建築非構造部材の耐震化も必要であるとしている。さらに、公立の義務教育諸学校等施設は、地震等の災害発生時には避難所としての役割を果たすことから、耐震化のみならず、貯水槽、備蓄倉庫、非常用自家発電設備等を整備することにより、防災機能を強化することが必要であるとしている。

そして、文部科学省は、上記の教育施設整備方針に基づき、公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上を図るために必要な改造等について定めた施設整備基本計画（平成18年文部科学省告示第62号）を策定している。また、同省は、同基本計画において、学校施設環境改善交付金等の交付を受けようとする地方公共団体は、同基本計画に即して施設整備計画を作成する必要があるとし、地方公共団体への交付金の交付に当たっては、特に、最大の課題である公立の義務教育諸学校等施設の耐震化を推進する計画に重点的に配分し、また、その中でも、耐震化の進捗状況を勘案し、緊急度及び必要性の高い計画から優先するとしている。

(注6) 義務教育諸学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部

及び中学部

イ 教育施設の耐震化対策に対する文部科学省等の財政支援

地方公共団体が教育施設の耐震化対策を実施する際に活用できる文部科学省の財政支援のうち、主な交付金等の額の推移をみると、図表2-1のとおりとなっている。

図表2-1 地方公共団体が教育施設の耐震化対策に用いることのできる交付金等の決算額の推移
(単位：百万円)

年度 交付金等名	平成19	20	21	22	23	24
公立学校施設整備費負担金	42,215 の内数	41,544 の内数	48,901 の内数	44,502 の内数	43,364 の内数	69,116 の内数
安全・安心な学校づくり交付金	133,311 の内数	164,460 の内数	259,666 の内数	359,696 の内数	128,042 の内数	—
学校施設環境改善交付金	—	—	—	—	65,428 の内数	243,849 の内数

(注) 平成19年度から23年度までは決算額、24年度は補正後予算額を示している。

文部科学省は、公立の義務教育諸学校等の施設整備に対し公立学校施設整備費負担金、安全・安心な学校づくり交付金及び学校施設環境改善交付金を交付しており、それぞれの交付対象は次のとおりである。

公立学校施設整備費負担金は、公立の義務教育諸学校において校舎、体育館、武道場等（以下、体育館、武道場等を「屋内運動場等」という。）を新築し、又は増築する場合等にその経費の一部を負担金として交付するものである。

安全・安心な学校づくり交付金は、公立の義務教育諸学校等の安全性を確保するため、校舎・屋内運動場等を改修等する場合に、その実施に要する経費や設計・監理委託等に係る経費の一部を交付金として交付する（ただし、高等学校の校舎等の耐震改修等に係るものを除く。）もので、20年度からは建築非構造部材の耐震改修工事を単独で施工する場合も対象とされた。同交付金は23年度に廃止され、交付対象範囲を拡充するなどした学校施設環境改善交付金が同年度に創設された。そして、24年度には備蓄倉庫、非常用自家発電設備等の防災設備の整備も対象に加えられている。

なお、上記の文部科学省の交付する交付金等の対象とならない高等学校の校舎等の耐震改修工事には、国土交通省（13年1月5日以前は建設省。以下同じ。）が交付している社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を利用することができる。

ウ 教育施設の耐震性能の割増し及び耐震診断の方法

文部科学省は、8年に、教育施設の構造体の耐震性能について、地方公共団体等に対して「文教施設の耐震性の向上の推進について」（平成8年文施指第103号文部省大臣官房文教施設部長通知。以下「耐震性推進通知」という。）を発し、校舎等を新築する際には地震発生時の児童生徒等の安全確保、被災直後の避難所としての機能を考慮するなどして、建築基準法で要求される耐震安全性に対して1.25倍程度の耐震安全性を確保した設計とすることが適当と考えられるとしている。また、既存の建築物を改修する際には、上記と同様に、教育施設としての機能特性を考慮して、原則として I_s 値を割増ししたより安全なレベル（ I_s 値0.7以上）を耐震改修の目標とすることとしている。

また、同省は、耐震診断の方法について、「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年文管助第217号文部大臣裁定）に規定する耐震診断の方法等に関して必要な事項を定めた「公立学校建物の耐震診断等実施要領」（平成8年文教施第60号）を8年に制定するなどして、建築物の構造及び種別ごとに適用する耐震診断方法を定めている。

エ 教育施設における耐震化の目標

文部科学省は、18年に、教育施設整備方針を策定しているが、策定当初、公立の義務教育諸学校等施設の耐震診断については18年内を目途に完了するための方策を講ずる必要があるとしていたものの、具体的な耐震化の完了時期については明記していなかった。しかし、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号。以下「特措法」という。）の23年の改正時に、公立の義務教育諸学校等施設の耐震化事業に対する国庫補助率の^{かさ}嵩上げ措置が27年度末まで延長されたことなどを踏まえて教育施設整備方針が改正され、27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了させるとの目標が明記された。

オ 分析の対象とした教育施設の概要

教育施設の分析対象としては、公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の延床面積200㎡を超える（木造は同500㎡を超える）建築物とし、その校種別の設置者数及び棟数は図表2-2のとおりである。

図表2-2 分析対象とした建築物の校種別の設置者数及び棟数

校種	設置者数	対象建築物 (棟)	旧耐震基準に 基づく建築物	新耐震基準に 基づく建築物
			(棟)	(棟)
小学校	1,617	70,722	43,608	27,114
中学校	1,637	39,724	20,572	19,152
高等学校	151	25,938	14,905	11,033
中等教育学校	13	154	91	63
計	1,687	136,538	79,176	57,362

(注) 同一の設置者が小学校、中学校を設置していることがあり、設置者数の計は純計となっている。

1,608市町村及び9市町村学校組合が設置者となっている小学校の建築物70,722棟、16都府県、1,598市町村及び23市町村学校組合が設置者となっている中学校の建築物39,724棟、44都道府県、104市町村及び3市町村学校組合が設置者となっている高等学校の建築物25,938棟、9都道府県及び4市が設置者となっている中等教育学校の建築物154棟、計136,538棟について分析を行った。

なお、棟数で集計分析の際、中等教育学校の建築物については、前期課程を中学校、後期課程を高等学校として集計することとし、1棟の建築物を前期課程及び後期課程の両方で使用している場合には主に利用している課程で集計することとした。

また、教育施設における診断率、耐震化率等の分析については、小学校及び中学校の設置者のほとんどが市町村であるのに対し、高等学校の設置者のほとんどが都道府県であるなど、一般的にその設置者の財政規模が異なっていたり、小中学校と高等学校とでは、耐震化対策に用いることのできる国庫補助事業が異なっていたりするなど、相違する点が多いことから、小中学校と高等学校の校種別に分析することとした。

分析対象とした建築物の構造種別及び旧耐震基準に基づく建築物の建設されてからの経過年数（以下「築年数」という。）をみると、図表2-3のとおりとなっている。

図表2-3 分析対象とした建築物の構造種別と旧耐震基準に基づく建築物の築年数

構造種別	対象建築物 (棟)	旧耐震基準に 基づく建築物 (棟)	新耐震基準に 基づく建築物				新耐震基準に 基づく建築物 (棟)
			築年数 40年以上 (棟)	築年数 50年以上 (棟)	築年数 40年以上 50年未満 (棟)	築年数 40年未満 (棟)	
鉄筋コンクリート造	109,863	64,753	26,744	4,420	22,324	38,009	45,110
(構成比)	(100%)	(58.9%)	(24.3%)	(4.0%)	(20.3%)	(34.6%)	(41.1%)
鉄骨造	23,727	13,214	4,687	410	4,277	8,527	10,513
(構成比)	(100%)	(55.7%)	(19.8%)	(1.7%)	(18.0%)	(35.9%)	(44.3%)
鉄骨鉄筋コンクリート造	1,385	600	190	21	169	410	785
(構成比)	(100%)	(43.3%)	(13.7%)	(1.5%)	(12.2%)	(29.6%)	(56.7%)
木造	966	249	240	210	30	9	717
(構成比)	(100%)	(25.8%)	(24.8%)	(21.7%)	(3.1%)	(0.9%)	(74.2%)
その他の構造	597	360	157	40	117	203	237
(構成比)	(100%)	(60.3%)	(26.3%)	(6.7%)	(19.6%)	(34.0%)	(39.7%)
計	136,538	79,176	32,018	5,101	26,917	47,158	57,362
(構成比)	(100%)	(58.0%)	(23.4%)	(3.7%)	(19.7%)	(34.5%)	(42.0%)

分析対象とした建築物136,538棟のうち、鉄筋コンクリート造が109,863棟となっており、全体の約8割を占めている。そして、旧耐震基準に基づく建築物は79,176棟と全体の58.0%を占めており、そのうち築年数が40年以上の建築物は32,018棟と全体の23.4%を占めている。

また、東北3県については、文部科学省が24年に「公立学校施設の耐震改修状況調査」（以下「文科省調査」という。）を実施していることから、その調査結果に記載された東北3県の教育施設（以下、文科省調査の対象となった東北3県の教育施設を「東北3県調査対象施設」という。なお、文科省調査には宮城県の一部と福島県の一部は含まれていない。）の建築物を分析対象とした。その内訳は、122市町村等が設置者となっている小中学校の校舎等の建築物6,160棟、3県及び3市が設置者となっている高等学校の校舎等の建築物1,689棟、計7,849棟となっている。なお、文科省調査においては、24年4月1日現在の状況を調査しており、また、対象となる建築物を2階建て以上又は延床面積200㎡を超える（木造は3階建て以上又は延床面積500㎡を超える）ものとしているなど会計検査院の検査と異なる部分がある。

カ 耐震化に関する公表状況

(ア) 小中学校の耐震診断結果の公表状況

特措法が20年に改正され、地方公共団体は、その設置する小学校、中学校等の校舎及び屋内運動場等のうち、旧耐震基準に基づく建築物についての耐震診断の実施と耐震診断を行った建築物ごとの結果の公表が義務付けられた。

そこで、特措法に基づく耐震診断結果の公表状況についてみると、小中学校において旧耐震基準に基づく建築物を有していて、24年12月31日現在で耐震化が完了していない878地方公共団体（耐震診断の実績がない33地方公共団体を除く。）の全てにおいて耐震診断結果を公表している。

また、東北3県調査対象施設に関する耐震診断結果の公表状況については、文科省調査の結果によると、東北3県調査対象施設については、これらの施設を有している全ての地方公共団体（2県120市町村）が耐震診断結果を公表しているとされている。

(イ) 高等学校の耐震診断結果の公表状況

高等学校の施設については、小中学校等の施設とは異なり、特措法による耐震診断の実施及びその結果の公表は義務付けられていないが、基本方針によると「国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである」とされている。

そこで、高等学校の施設のうち旧耐震基準に基づく建築物を有している128地方公共団体（44都道府県及び84市町村）の公表状況についてみると、耐震性に係るリスト又は耐震診断結果を公表しているのは85.2%に当たる109地方公共団体（42都道府県及び67市町村）となっている。

(2) 教育施設の耐震診断の状況

ア 教育施設の診断率

教育施設の建築物136,538棟における構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、図表2-4のとおりである。

図表2-4 構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断率

区分		校種	対象建築物 (A) (棟)	新耐震基準に 基づく建築物 (B) (棟)	耐震診断の実施状況		診断率 (C)/(A-B) (%)
					耐震診断実施 済み (C) (棟)	耐震診断未実 施 (棟)	
構造体	対象建築物	小中学校	110,514	46,294	61,403	2,817	95.6
		高等学校	26,024	11,068	13,904	1,052	93.0
		計	136,538	57,362	75,307	3,869	95.1
	うち多数の者が 利用する建築物	小中学校	106,863	44,532	59,654	2,677	95.7
		高等学校	22,527	9,418	12,187	922	93.0
		計	129,390	53,950	71,841	3,599	95.2
建築非 構造部 材	対象建築物	小中学校	110,514	46,294	7,700	56,520	12.0
		高等学校	26,024	11,068	3,337	11,619	22.3
		計	136,538	57,362	11,037	68,139	13.9
	うち多数の者が 利用する建築物	小中学校	106,863	44,532	7,449	54,882	12.0
		高等学校	22,527	9,418	3,176	9,933	24.2
		計	129,390	53,950	10,625	64,815	14.1
建築 設備	対象建築物	小中学校	110,514	46,294	6,969	57,251	10.9
		高等学校	26,024	11,068	3,351	11,605	22.4
		計	136,538	57,362	10,320	68,856	13.0
	うち多数の者が 利用する建築物	小中学校	106,863	44,532	6,736	55,595	10.8
		高等学校	22,527	9,418	3,192	9,917	24.3
		計	129,390	53,950	9,928	65,512	13.2

(注) 都道府県別については別表2-1を参照。

構造体の診断率は95.1%となっており、これを校種別にみると、小中学校は95.6%、高等学校は93.0%となっている。このように両者の構造体の診断率に差異は見受けられず、どちらも9割を超える状況となっている。しかし、耐震診断を実施していない建築物はいまだ4,000棟近く残っている状況である。

また、設置者ごとにみると、33地方公共団体が、旧耐震基準に基づく建築物を有しているのに耐震診断を1棟も実施していない状況となっている。

次に、構造体の耐震診断に係る国庫補助金等の活用状況についてみると、国庫補助金等を活用しているものは耐震診断を実施したものの約4割にとどまっている。これは、主として、耐震改修工事を伴わないなどの場合、耐震診断に要した費用が文部科学省の交付する学校施設環境改善交付金等の対象経費とならないことによると考えられる。

また、東北3県調査対象施設の建築物における構造体の診断率は、前記のとおり対象となる建築物の条件等が一部異なることから単純な比較はできないが、文科省

調査の結果によると小中学校が97.7%、高等学校が95.0%となっていて、44都道府県の診断率と比べても差異は見受けられない。

なお、文部科学省は、22年に、建築非構造部材等の耐震化に資する対策を推進するために、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を都道府県教育委員会等にし、各学校において、児童生徒等の安全を確保するなどの観点から旧耐震基準に基づく建築物だけではなく新耐震基準に基づく建築物についても天井材、外装材、内装材、窓ガラス、設備機器、家具等の耐震点検を学校側及び設置者側がそれぞれ実施して、その点検結果に応じた対策を講ずるよう求めている。そして、文科省調査の結果によると、調査対象の66.0%の小中学校及び79.6%の高等学校において同ガイドブックに沿って学校側又は設置者が耐震点検を行い、この点検が実施された小中学校の48.5%及び高等学校の49.4%において点検結果に応じた対策が講じられたとしている。

イ 構造体の耐震診断結果

構造体の耐震診断を実施している75,307棟のうち、構造耐震指標を示す数値としてIs値が用いられている建築物74,899棟の耐震診断結果を示すと、図表2-5のとおりである。

図表2-5 構造体の耐震診断結果

校種	耐震診断実施済み								
	(棟)	所要の耐震性能を確保している建築物 (棟)	(A) (棟)	所要の耐震性能を確保していないと診断された建築物 診断結果 (Is値)				築年数40年以上の建築物	
				0.3未満	0.3以上 0.6未満	0.6以上 0.7未満等	不明	(B) (棟)	(B)/(A) (%)
				(棟)	(棟)	(棟)	(棟)		
小中学校	61,084	12,665	48,419	10,880	30,596	5,542	1,401	21,048	43.5
(構成比)			(100%)	(22.5%)	(63.2%)	(11.4%)	(2.9%)		
高等学校	13,815	2,673	11,142	2,888	6,606	1,234	414	5,893	52.9
(構成比)			(100%)	(25.9%)	(59.3%)	(11.1%)	(3.7%)		
計	74,899	15,338	59,561	13,768	37,202	6,776	1,815	26,941	45.2
(構成比)			(100%)	(23.1%)	(62.5%)	(11.4%)	(3.0%)		

構造体の耐震診断を実施した74,899棟のうち、Is値が0.7未満であることなどから、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していないと診断された建築物は59,561棟であり、耐震診断を実施した建築物の約8割となっている。

そして、耐震診断の結果、耐震性能が著しく低く、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされているIs値0.3未満の建築物は13,768棟となっていて、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していないと診断された建築物59,561棟の23.1%を占めている。また、大規模地震で倒壊等の危険性があるとされているIs値0.3以上0.6未

満の建築物は37,202棟となっていて、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していないと診断された建築物の62.5%と最も多くを占めている。さらに、築年数をみると、昭和46年以前に建築され築年数が40年以上の建築物が、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していないと診断された建築物の約5割を占める結果となっている。

(3) 教育施設の耐震改修の状況

ア 耐震化の状況

教育施設の耐震化の状況について、構造体、建築非構造部材及び建築設備のそれぞれの耐震化率を分析するとともに、構造体について耐震性推進通知に基づく耐震性能（ I_s 値0.7以上等）を確保している建築物の割合（以下「教育耐震化率」という。）も分析した。対象となる教育施設の建築物は136,538棟であり、このうち、基本方針において耐震化の目標となっている多数の者が利用する建築物は129,390棟と94.8%を占めている。

(ア) 教育施設の耐震化率

構造体の教育耐震化率並びに建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、図表2-6のとおりである。なお、後述のとおり、新耐震基準に基づく建築物において、建築非構造部材等の部材等によっては地震動により多数の被害が見受けられているが、新耐震基準は大規模地震に対して人命に危害を及ぼすような被害が生じないことを目標とする最低限遵守すべき基準とされていることから、今回の検査における耐震化率の算定に当たっては、新耐震基準に基づく建築物は耐震性能を確保しているものとして整理し、前記の耐震化率の算定式を用いて算出している。

図表2-6 構造体の教育耐震化率並びに建築非構造部材及び建築設備の耐震化率

区分		校種	対象建築物 (A) (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (B)／(A) (%)
				新耐震基準に 基づく建築物 (棟)	耐震診断により 所要の耐震 性能を確保し ていることが 確認された建 築物 (棟)	耐震改修によ り所要の耐震 性能を確保す るなどしてい る建築物 (棟)	計 (B) (棟)	
構造体	対象建築物	小中学校	110,514	46,294	12,370	36,339	95,003	86.0
		高等学校	26,024	11,068	2,578	6,437	20,083	77.2
		計	136,538	57,362	14,948	42,776	115,086	84.3
	うち多数の者が 利用する建築物	小中学校	106,863	44,532	11,921	35,414	91,867	86.0
		高等学校	22,527	9,418	2,069	5,934	17,421	77.3
		計	129,390	53,950	13,990	41,348	109,288	84.5
建築非 構造部材	対象建築物	小中学校	110,514	46,294	2,165	1,449	49,908	45.2
		高等学校	26,024	11,068	1,187	414	12,669	48.7
		計	136,538	57,362	3,352	1,863	62,577	45.8
	うち多数の者が 利用する建築物	小中学校	106,863	44,532	2,147	1,416	48,095	45.0
		高等学校	22,527	9,418	1,178	409	11,005	48.9
		計	129,390	53,950	3,325	1,825	59,100	45.7
建築設備	対象建築物	小中学校	110,514	46,294	2,183	1,539	50,016	45.3
		高等学校	26,024	11,068	1,519	399	12,986	49.9
		計	136,538	57,362	3,702	1,938	63,002	46.1
	うち多数の者が 利用する建築物	小中学校	106,863	44,532	2,177	1,504	48,213	45.1
		高等学校	22,527	9,418	1,427	394	11,239	49.9
		計	129,390	53,950	3,604	1,898	59,452	45.9

(注) 都道府県別については別表2-2、別表2-3及び別表2-4を参照。

構造体の教育耐震化率は84.3%となっており、教育施設整備方針の目標である100%と比較すると15.7ポイント下回っている。この教育耐震化率を校種別に見ると小中学校は86.0%、高等学校は77.2%となっており、小中学校は高等学校に比べて8.8ポイント高くなっている。また、多数の者が利用する建築物の構造体の教育耐震化率は84.5%となっている。

また、構造体の耐震改修工事に係る国庫補助金等の利用状況についてみると、81.3%が国庫補助金等を利用しており、これを校種別に見ると小中学校は93.1%、高等学校は14.4%となっている。小中学校での利用が9割を超える高率であるのに対し、高等学校での利用が低率となっているのは、前記のとおり、高等学校における校舎等の耐震改修工事等は一部を除いて文部科学省の交付金等の交付対象とはならないことから、国庫補助金等を利用しようとする場合、国土交通省が交付する社会資本整備総合交付金を利用することが多いが、同交付金の補助率が文部科学省の交付金等に比べて低いことなどによると考えられる。

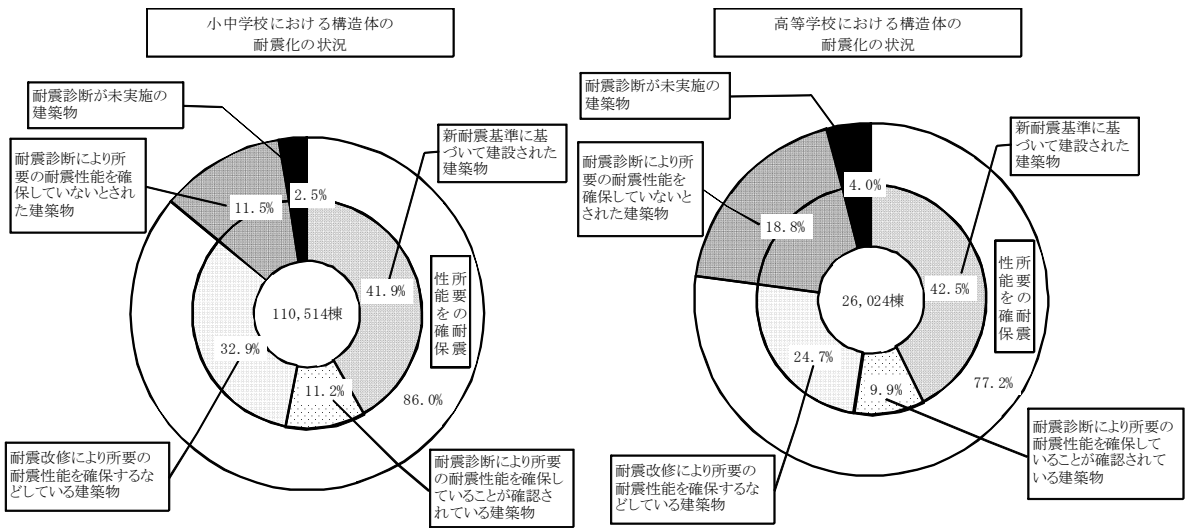
建築非構造部材及び建築設備についての耐震化率は、それぞれ45.8%、46.1%となっている。そして、建築非構造部材又は建築設備について耐震性能を確保している建築物をみると、新耐震基準に基づく建築物が約9割を占めることから、耐震改修等による耐震化が進んでいない状況となっている。

また、東北3県についてみると、東北3県調査対象施設の建築物における構造体の教育耐震化率は、前記のとおり単純な比較はできないが、文科省調査の結果によると、小中学校が85.2%、高等学校が80.5%となっていて、44都道府県の構造体の教育耐震化率と差異は見受けられない。

(イ) 構造体の耐震化の状況

小中学校及び高等学校の構造体の教育耐震化率をグラフで示すと図表2-7のとおりである。

図表2-7 小中学校及び高等学校の構造体の教育耐震化率



イ 地域の分類及び設置者の分類ごとの構造体の教育耐震化率

強化地域及び推進地域（Ⅰ）に指定された市町村に所在する教育施設の構造体の教育耐震化率は、図表2-8のとおりである。

図表2-8 強化地域及び推進地域（Ⅰ）に所在する教育施設の構造体の教育耐震化率

区分	校種	対象建築物			所要の耐震性能を確保している建築物			教育耐震化率		
		(A) (棟)	うち 強化地域 (棟)	うち 推進地域(Ⅰ) (棟)	(B) (棟)	うち 強化地域 (棟)	うち 推進地域(Ⅰ) (棟)	(B)／(A) (%)	うち 強化地域 (%)	うち 推進地域(Ⅰ) (%)
対象建築物	小中学校	110,514	11,606	36,876	95,003	11,349	32,346	86.0	97.8	87.7
	高等学校	26,024	2,699	8,515	20,083	2,198	6,350	77.2	81.4	74.6
	計	136,538	14,305	45,391	115,086	13,547	38,696	84.3	94.7	85.3
うち多数の者が 利用する建築物	小中学校	106,863	11,086	35,894	91,867	10,855	31,547	86.0	97.9	87.9
	高等学校	22,527	2,087	7,308	17,421	1,649	5,394	77.3	79.0	73.8
	計	129,390	13,173	43,202	109,288	12,504	36,941	84.5	94.9	85.5

強化地域に所在する小中学校の建築物は11,606棟、高等学校は2,699棟の計14,305棟である。その構造体の教育耐震化率は94.7%となっており、全体の教育耐震化率に比べて10.4ポイント高くなっている。そして、校種別では小中学校は97.8%、高等学校は81.4%となっている。

推進地域（Ⅰ）に所在する建築物の構造体の教育耐震化率は85.3%となっており、全体の教育耐震化率に比べても差異は見受けられない。

このように強化地域の教育耐震化率が推進地域（Ⅰ）に比べても高いのは、強化地域においては、昭和53年に制定された大震法等による耐震化対策の取組が比較的早くから実施されてきたこと、地震財特法により国庫補助金等の補助率等に優遇措置が設けられてきたことなどによると考えられる。

なお、推進地域（Ⅱ）については、指定されている117市町村のうち58市町村が東北3県の管内であることから、分析を行っていない（以下、他の分析においても同じ。）。

また、設置者を都道府県、市及び町村等（市町村学校組合を含む。）に分類し、その分類ごとの構造体の教育耐震化率の分布状況をみると図表2-9のとおりである。

図表2-9 設置者の分類ごとの構造体の教育耐震化率の分布状況

設置者	50%未満		50%以上 80%未満		80%以上 100%未満		100%	計	所要の耐震性能を確保していない建築物
	(設置者数)	(棟)	(設置者数)	(棟)	(設置者数)	(棟)	(設置者数)	(設置者数)	(棟)
都道府県	2	950	19	3,240	23	1,407	0	44	5,597
市	16	1,071	218	8,515	360	4,427	178	772	14,013
町村等	49	469	156	938	193	435	473	871	1,842
計	67	2,490	393	12,693	576	6,269	651	1,687	21,452

構造体の教育耐震化率をみると、651地方公共団体については100%となっていて、構造体の耐震化を全て完了している設置者が多数見受けられる一方で、67地方公共団体については50%未満となっている。

なお、文部科学省は、文科省調査の結果、教育耐震化率が50%未満となっているなど耐震化の進捗が遅れている地方公共団体に対して、平成24年8月に耐震化の加速を促す書簡を大臣名で発するなどしている。

地方公共団体において耐震化が遅れている事例のうち、耐震化の計画が具体的で

はなく耐震化が遅れているもの又は耐震化対策への取組を開始した時期等が遅れているものの事例を示すと次のとおりである。

<事例-教育1>

A市は、平成20年3月に耐震改修促進計画を作成し、27年度までに学校を含む全ての市有建築物の耐震化率を90%とする目標を定め、同市教育委員会は、20年3月に小中学校の耐震化を計画的に促進するためのA市立小・中学校耐震化推進計画を作成した。

しかし、同計画では、20年3月時点で94棟の教育施設が耐震改修を必要とするとしていたものの、耐震化の目標年度や対象とする学校名は明記せず、23年度までの期間は、財政状況の改善を図るため、単に年間の耐震改修棟数を3棟とすることとしていたことから、23年度までに実施した教育施設の耐震改修は24棟にとどまり、24年12月31日現在の教育耐震化率は35.8%と低い率になっている。

<事例-教育2>

A市立の小中高等学校は小学校91校、中学校37校、高等学校1校の計129校であり、その教育耐震化率は平成24年12月31日現在で66.6%となっている。

同市においては耐震化への取組が遅く、特措法に基づく耐震診断の実施と診断結果の公表が義務付けられたことにより、21年度から教育施設の耐震診断に取り組み始めており、耐震診断は24年度中に完了したものの、耐震化については教育施設整備方針において目標となっている27年度に完了せず、27年度における教育耐震化率が約85%にとどまる計画となっている。

ウ 構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況

構造耐震指標を示す数値としてIs値が用いられている建築物における構造体の耐震診断の結果、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していないとされた建築物59,561棟の耐震診断結果別の耐震化状況をみると、図表2-10のとおりとなっている。

図表2-10 耐震診断結果別の耐震化状況

校種	対象建築物（A＋C＋E＋G）												
	診断結果（Is値）												
	0.3未満			0.3以上0.6未満			0.6以上0.7未満等			不明			
	耐震診断の結果、所要の耐震性能を確保していないとされた建築物	耐震改修により所要の耐震性能を確保している建築物	所要の耐震性能を確保していない建築物	耐震診断の結果、所要の耐震性能を確保していないとされた建築物	耐震改修により所要の耐震性能を確保している建築物	所要の耐震性能を確保していない建築物	耐震診断の結果、所要の耐震性能を確保していないとされた建築物	耐震改修により所要の耐震性能を確保している建築物	所要の耐震性能を確保していない建築物	耐震診断の結果、所要の耐震性能を確保していないとされた建築物	耐震改修により所要の耐震性能を確保している建築物	所要の耐震性能を確保していない建築物	
	(A) (棟)	(B) (棟)	(A)－(B) (棟)	(C) (棟)	(D) (棟)	(C)－(D) (棟)	(E) (棟)	(F) (棟)	(E)－(F) (棟)	(G) (棟)	(H) (棟)	(G)－(H) (棟)	
小中学校	48,419	10,880	8,752	2,128	30,596	23,211	7,385	5,542	3,616	1,926	1,401	273	1,128
高等学校	11,142	2,888	1,934	954	6,606	3,615	2,991	1,234	508	726	414	248	166
計	59,561	13,768	10,686	3,082	37,202	26,826	10,376	6,776	4,124	2,652	1,815	521	1,294

耐震診断の結果、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値が0.3未満と

診断された建築物は13,768棟であり、このうち77.6%に当たる10,686棟が耐震改修により耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保しているが、22.4%に当たる3,082棟は耐震改修等を行っていないなどのため、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していない。また、大規模地震で倒壊等の危険性があるとされるIs値が0.3以上0.6未満と診断された建築物は37,202棟であり、このうち72.1%に当たる26,826棟が耐震改修により耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保しているが、27.9%に当たる10,376棟は耐震改修等を行っていないなどのため、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していない。Is値が0.3未満と診断された建築物が耐震改修を行っている割合が高いのは、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされているために、優先的に耐震改修を実施していることによると考えられる。

エ 耐震化対策が完了していない理由

前記のとおり、構造体については、診断率が95.1%、教育耐震化率が84.3%となっていて、設置者による構造体の耐震化への取組が比較的進んでいることから、耐震診断を実施していなかったり、耐震診断の結果、耐震性能が確保されておらず耐震改修等が必要とされたのに耐震改修を実施していなかったりするなど耐震化対策が完了していない建築物について、その理由を調査した。また、建築非構造部材や建築設備については、診断率と耐震化率が構造体に比べて非常に低く、設置者による建築非構造部材等の耐震化への取組自体が遅れていると考えられることから、建築非構造部材や建築設備の耐震化対策を完了した建築物が1棟もない設置者について、実績がない理由を調査した。

(ア) 構造体

構造体について耐震化対策が完了していない理由は、図表2-11のとおりである。

図表2-11 耐震化対策が完了していない理由

校種	耐震化対策が完了していない理由（複数回答）								
	統廃合計画等により、今後廃止が確定しているため (件)	既に予算に計上しているが耐震改修工事等を実施していないなどのため (件)	予算化されていないため (件)	老朽化により、改築を優先しているため (件)	統廃合計画等が策定されておらず、今後の見通しが白紙のため (件)	建築技師がいらない又は業務多忙のため (件)	施設の構造等の理由により耐震改修が困難なため (件)	耐震性能を確保するための措置を執る必要性がないと判断したため (件)	その他 (件)
小中学校	1,239	5,317	3,397	1,326	628	1,095	148	31	3,954
うちIs値が0.3未満の建築物	144	1,038	282	144	76	96	40	4	511
うち教育耐震化率が50%未満の地方公共団体	199	452	288	101	168	119	13	6	432
高等学校	332	1,761	1,480	210	39	78	55	117	920
うちIs値が0.3未満の建築物	74	349	131	40	5	16	20	0	120
うち教育耐震化率が50%未満の地方公共団体	2	103	339	0	0	62	5	0	67
計	1,571	7,078	4,877	1,536	667	1,173	203	148	4,874
うちIs値が0.3未満の建築物	218	1,387	413	184	81	112	60	4	631
うち教育耐震化率が50%未満の地方公共団体	201	555	627	101	168	181	18	6	499

構造体について耐震化対策が完了していない理由として最も多い理由は、「既に予算に計上しているが耐震改修工事等を実施していないなどのため」が7,078件となっている。次に多い理由は、「予算化されていないため」が4,877件となっている。また、耐震診断結果でIs値が0.3未満の建築物における耐震化対策が完了していない理由についても同様となっている。

教育耐震化率が50%未満の地方公共団体における耐震化対策が完了していない理由をみると、小中学校については同様となっているが、高等学校については、「予算化されていないため」が339件と最も多くなっており、次に多い理由は、「既に予算に計上しているが耐震改修工事等を実施していないなどのため」が103件となっている。

構造体の耐震化対策が完了していない事例を示すと次のとおりである。

<事例-教育3>

A市立B小学校の西校舎は昭和45年、屋内運動場は48年にそれぞれ建築されていて、いずれも旧耐震基準に基づく建築物である。同市は校舎の耐震化を優先していたことから西校舎の耐震診断を平成15年度に実施しており、耐震診断の結果、Is値は0.41と大規模地震で倒壊等の危険性があると評価されていた。また、屋内運動場の耐震診断を23年度に実施しており、耐震診断の結果、Is値は0.01と大規模地震で倒壊等の危険性が高いと評価されていた。このため、西校舎及び屋内運動場については共に耐震化の措置を講ずる必要があるが、耐震改修工事等の耐震化の措置は講じられていなかった。なお、同市は25年度予算で同校の耐震改修工事を実施する予定であるとしている。

(イ) 建築非構造部材及び建築設備

建築非構造部材や建築設備の耐震化対策を完了した建築物が1棟もない地方公共団体について、耐震化対策を実施していない理由をみると、図表2-12のとおりである。

図表2-12 耐震化対策を実施していない理由

区分	耐震化対策を実施していない理由（複数回答）									
	公立学校施設以外の施設の耐震化を優先しているため	全て新耐震設計の建築物であり、耐震化対策を行う必要がないため	大規模改修に伴い部分的に耐震化対策を行っており、耐震化対策を行う必要がないため	構造体の耐震化が優先されているため	国庫補助金等による財政支援がなかったため	ガイドブックによる点検を行っている中で耐震化対策を行う必要性がないため	建築技師がいなかった又は業務多忙のため	耐震化対策に関する基準が不明であるため	耐震性能を確保するための措置を執る必要性がないと判断したため	その他
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
都道府県	3	0	2	28	9	3	0	17	0	4
市	84	0	54	545	86	30	79	285	2	43
町村	101	36	72	434	129	57	199	237	26	68
計	188	36	128	1,007	224	90	278	539	28	115

建築非構造部材及び建築設備について耐震化対策を実施していない理由は、「構造体の耐震化が優先されているため」が1,007件と最も多く、これは、地方公共団体においては構造体の耐震化を目標としているものがほとんどであることによるものである。そして、地方公共団体が耐震化の目標を構造体の耐震化としている一つの要因は、文部科学省が公立学校施設の耐震化の目標を構造体の耐震化としていることが挙げられる。次に多い理由は「耐震化対策に関する基準が不明であるため」で539件となっている。

オ 廃校施設の有効活用による耐震化

近年は児童生徒数の減少から学校を統廃合する動きも全国各地で見受けられており、耐震性能を確保している校舎等を有する学校を統廃合により廃止する場合には、耐震性能を確保している校舎等を有効活用することなどについて十分に検討する必要がある。

複数の学校を統廃合した結果、廃校となった学校の校舎等を他の地方公共団体が校舎等として有効活用するなどの事例が見受けられており、経済的・効率的に教育施設の耐震化を進めるには有効な方法であると認められる。

廃校となる学校の校舎等を有効活用している事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-教育1>

北海道名寄市立風連中学校の校舎は、昭和39年に建設された鉄筋コンクリート造、地上2階建の建築物であり、平成10年度に実施された耐力度調査において、改築を要するとの判定を受け、名寄市教育委員会は、名寄市立小中学校耐震化計画において、同中学校校舎の改築を

計画していた。一方、北海道教育委員会は、18年8月に策定した公立高等学校適正配置計画等において、同中学校の近隣にある北海道立風連高等学校を21年度で閉校することとしていた。同高等学校の施設は、昭和60年に建設された校舎を始め、屋内運動場等全ての建築物について耐震性能が確保されていた。このような状況を受け、平成19年3月に名寄市議会において、同高等学校の今後のあり方について、校舎利用も含めた検討の必要性が示された。そして、20年3月に名寄市教育委員会会議において、風連高等学校校舎等を風連中学校として転用する方向性を決定し、北海道教育委員会と協議を開始した。

そして、名寄市教育委員会は、PTA役員等の地域関係者と協議等を行い了承を得た上で、北海道教育委員会より閉校後の風連高等学校の校舎等を23年1月に譲り受け、風連中学校に転用して、改築を実施することなく耐震化を図っている。

(4) 避難所として使用が予定されている教育施設の状況

ア 避難所の指定状況

防災基本計画において、地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、災害等に対する安全性等及び想定される地震等の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の避難所をあらかじめ指定し、住民への周知に努めることとされている。

各地方公共団体が、地震等災害時の避難所として指定している小中学校は26,494校、高等学校は2,306校の計28,800校となっている。そして、これらの小中学校において避難所として使用予定の建築物は73,444棟、また、高等学校においては7,790棟の計81,234棟となっている。

イ 避難所の耐震化の状況

(ア) 避難所の耐震化の状況

避難所に指定されている28,800校において、避難所として使用予定の建築物81,234棟の耐震化の状況は、図表2-13のとおりである。

図表2-13 避難所の耐震化の状況

校種	避難所に指定されている学校 (校)	避難所として使用予定としている建築物 (A) (棟)	耐震化率等									
			構造体				建築非構造部材			建築設備		
			所要の耐震性能を確保している建築物 (B) (棟)	教育耐震化率 (B)/(A) (%)	所要の耐震性能を確保していることが確認されていない建築物 (棟)	うち耐震診断未実施 (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物 (C) (棟)	耐震化率 (C)/(A) (%)	所要の耐震性能を確保していることが確認されていない建築物 (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物 (D) (棟)	耐震化率 (D)/(A) (%)	所要の耐震性能を確保していることが確認されていない建築物 (棟)
小中学校	26,494	73,444	63,464	86.4	9,980	1,655	33,632	45.8	39,812	33,832	46.1	39,612
高等学校	2,306	7,790	5,999	77.0	1,791	311	3,716	47.7	4,074	3,875	49.7	3,915
計	28,800	81,234	69,463	85.5	11,771	1,966	37,348	46.0	43,886	37,707	46.4	43,527

(注) 都道府県別については別表2-5を参照。

避難所として使用予定の81,234棟の構造体の教育耐震化率は85.5%となってお

り、これを校種別にみると小中学校は86.4%、高等学校は77.0%となっている。
また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率はそれぞれ46.0%、46.4%となっている。避難所として使用予定の建築物の耐震化率は構造体、建築非構造部材及び建築設備のいずれにおいても前記の図表2-6に示している耐震化率と差異は見受けられない。

また、耐震性推進通知に基づく構造体の耐震性能を確保していることが確認されていない建築物11,771棟のうち1,966棟については耐震診断さえ実施していなかった。

避難所として使用予定となっている建築物が所要の耐震性能を確保していない事例を示すと次のとおりである。

<事例-教育4>

A市立B高等学校の校舎2棟はそれぞれ昭和31年、33年に建築され、屋内運動場は48年に建築されている旧耐震基準に基づく建築物であり、同校は地震災害時の避難所にも指定されている。しかし、同市は小中学校の耐震化を優先していることから、同校の避難所として使用予定の校舎及び屋内運動場については耐震診断を実施していない。

(イ) 耐震化対策が完了していない理由

避難所として使用予定の建築物のうち、構造体において所要の耐震性能が確保されていない建築物について、耐震化対策が完了していない理由は、図表2-14のとおりである。

図表2-14 避難所について耐震化対策が完了していない理由

校種	避難所について耐震化対策が完了していない理由（複数回答）									
	優先度調査によって耐震化を実施する施設の順位を決めているため	統廃合計画等が策定されておらず、今後の見通しが白紙のため	統廃合計画等により、今後廃止が確定しているため	避難所の指定の有無が耐震化を実施する優先順位に関係ないため	対象施設が多く、耐震化が遅れているため	避難所の指定が最近のため、耐震化を実施する期間が短かったため	耐震改修促進計画において、耐震化を図る期限が平成27年度までとなっているため	老朽化による改築を優先しているため	耐震性能を確保するための措置を執る必要性がないと判断したため	その他
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
小中学校	839	527	704	1,497	2,914	21	3,592	230	9	1,659
高等学校	61	23	80	533	328	1	623	43	23	213
計	900	550	784	2,030	3,242	22	4,215	273	32	1,872

避難所として使用予定となっているのに耐震化対策が完了していない理由は、「耐震改修促進計画において、耐震化を図る期限が平成27年度までとなっているため」が4,215件と最も多く、次に多い理由は「対象施設が多く、耐震化が遅れているため」で3,242件となっている。また、「避難所の指定の有無が耐震化を実施する優先順位に関係ないため」も2,030件と数多く見受けられている。

ウ 避難所の防災設備の整備状況

避難所における防災設備としての備蓄倉庫、非常用通信設備、非常用自家発電設備及び貯水槽の整備状況は、図表2-15のとおりである。

図表2-15 防災設備の整備状況

校種	防災設備の種類	防災設備の整備状況								
					うち強化地域			うち推進地域（Ⅰ）		
		対象の学校 (A) (校)	整備済みの 学校 (B) (校)	整備率 (B)/(A) (%)	対象の学校 (C) (校)	整備済みの 学校 (D) (校)	整備率 (D)/(C) (%)	対象の学校 (E) (校)	整備済みの 学校 (F) (校)	整備率 (F)/(E) (%)
小中学校	備蓄倉庫	26,494	10,846	40.9	2,619	2,022	77.2	8,212	4,263	51.9
	非常用通信設備		15,623	59.0		2,197	83.9		5,264	64.1
	非常用自家発電設備		7,569	28.6		1,391	53.1		2,660	32.4
	貯水槽		10,422	39.3		1,248	47.7		3,114	37.9
高等学校	備蓄倉庫	2,306	505	21.9	242	166	68.6	791	241	30.5
	非常用通信設備		912	39.5		132	54.5		278	35.1
	非常用自家発電設備		722	31.3		126	52.1		223	28.2
	貯水槽		1,101	47.7		181	74.8		326	41.2
計	備蓄倉庫	28,800	11,351	39.4	2,861	2,188	76.5	9,003	4,504	50.0
	非常用通信設備		16,535	57.4		2,329	81.4		5,542	61.6
	非常用自家発電設備		8,291	28.8		1,517	53.0		2,883	32.0
	貯水槽		11,523	40.0		1,429	49.9		3,440	38.2

備蓄倉庫が施設内に整備されているのは11,351校で避難所に指定されている教育施設の39.4%である。また、非常用通信設備が整備されているのは16,535校で57.4%、非常用自家発電設備が整備されているのは8,291校で28.8%、貯水槽が整備されているのは11,523校で40.0%となっている。

強化地域に所在している避難所においては備蓄倉庫が施設内に整備されているのは2,188校で避難所に指定されている教育施設の76.5%である。また、非常用通信設備が整備されているのは2,329校で81.4%、非常用自家発電設備が整備されているのは1,517校で53.0%、貯水槽が整備されているのは1,429校で49.9%となっている。強化地域においては全体に比べて備蓄倉庫、非常用通信設備及び非常用自家発電設備が整備されている割合が24.0ポイントから37.1ポイント上回っていて、貯水槽が整備されている割合は9.9ポイント上回っている。

推進地域（Ⅰ）において、防災設備が整備されている割合は全体と比較しても差異は見受けられない。

エ 学校防災マニュアル等の整備状況

(ア) 学校防災マニュアル等の概要

各学校は、20年の学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の改正により、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時に職員が講ずるべき措置の内容や手順を定めた危険等発生時対処要領を作成することが義務付けられた。これにより、各学校は、不審者の侵入事件や防災を始め各学校の実情に応じた危険等発生時対処要領を作成することとなっている。危険等発生時対処要領のうち、地震・津波災害を想定した危機管理について、文部科学省は、東日本大震災時の学校における避難行動等の課題が明らかになった教訓を踏まえ、地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるような共通的な留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（以下「学校防災マニュアル作成の手引」という。）を作成し、24年に都道府県教育委員会等を示している。学校防災マニュアル作成の手引によると、避難所の運営について、本来的には市町村の防災担当部局が責任を有するが、東日本大震災の際、避難所となった学校では防災担当部局の担当者に引き継ぐまでに時間を要し、教職員が避難所運営の中心的な役割を担うこととなった事例が多数あったことなどから、事前に学校は防災担当部局や地域住民等の関係者・団体と避難所運営等の体制整備を図ることなどが重要であるとしている。

(イ) 学校防災マニュアル等の作成状況

避難所に指定されている28,800校における危険等発生時対処要領のうち、地震又は津波災害に関するもの（以下「学校防災マニュアル等」という。）の作成状況は、図表2-16のとおりである。

図表2-16 学校防災マニュアル等の作成状況

校種	避難所に指定されている学校 (校)	左記の学校における学校防災マニュアル等の作成状況			
		作成済み		未作成	
		(校)	(校)		
小中学校	26,494	25,743	14,729	11,014	751
(構成比)	(100%)	(97.2%)	(55.6%)	(41.6%)	(2.8%)
高等学校	2,306	2,194	1,396	798	112
(構成比)	(100%)	(95.1%)	(60.5%)	(34.6%)	(4.9%)
計	28,800	27,937	16,125	11,812	863
(構成比)	(100%)	(97.0%)	(56.0%)	(41.0%)	(3.0%)

(注) 都道府県別については別表2-6を参照。

避難所に指定されている28,800校のうち、97.0%に当たる27,937校が学校防災マニュアル等を作成しているが、3.0%に当たる863校ではいまだ作成していない状況となっていた。また、学校防災マニュアル等を作成している27,937校のうち、学校防災マニュアル作成の手引を踏まえて作成したとしているのは16,125校となっている。

また、各学校が学校防災マニュアル等を作成する際、避難所の開設等について市町村の防災担当部局との間で行った事前調整の状況は、図表2-17のとおりである。

図表2-17 市町村の防災担当部局との間で行った事前調整の状況

事前調整の状況 校種	学校防災マ ニュアル等を 作成済み (校)	調整済み		未調整		その他 (校)		
		学校防災マ ニュアル作成 の手引を踏ま えて作成 (校)	学校防災マ ニュアル作成 の手引が示さ れる以前に作 成 (校)	学校防災マ ニュアル作成 の手引を踏ま えて作成した としているが 防災担当部局 と調整を図つ ていない (校)	学校防災マ ニュアル作成 の手引が示さ れる以前に作 成 (校)			
小中学校	25,743	14,228	9,466	4,762	6,910	3,234	3,676	4,605
(構成比)	(100%)	(55.3%)	(36.8%)	(18.5%)	(26.8%)	(12.6%)	(14.3%)	(17.9%)
高等学校	2,194	1,141	819	322	553	316	237	500
(構成比)	(100%)	(52.0%)	(37.3%)	(14.7%)	(25.2%)	(14.4%)	(10.8%)	(22.8%)
計	27,937	15,369	10,285	5,084	7,463	3,550	3,913	5,105
(構成比)	(100%)	(55.0%)	(36.8%)	(18.2%)	(26.7%)	(12.7%)	(14.0%)	(18.3%)

学校防災マニュアル等を作成している27,937校のうち、市町村の防災担当部局との事前調整を図っているものが55.0%に当たる15,369校と過半を占めているも

の、26.7%に当たる7,463校は調整を図っていない状況となっていた。このうち、学校防災マニュアル作成の手引を踏まえて作成したとしているにもかかわらず、防災担当部局との調整が図られていない学校が3,550校見受けられた。

学校防災マニュアル等が作成されていない事例を示すと次のとおりである。

<事例-教育5>

A市では市立の小中学校が20校あり、そのうち小学校11校、中学校6校、小中一貫校2校の計19校が避難所に指定されている。そして、避難所に指定されている全ての学校が危険等発生時対処要領を作成しているものの、その内容は、不測の事故、食中毒、光化学スモッグ等の対応となっており、地震等に関するものについては作成していなかった。

なお、A市教育委員会では、25年2月に「A市学校防災指針」等を作成し、各学校では、これに基づき地震災害を想定した具体的な内容を危険等発生時対処要領に記述することとしている。

(ウ) 津波等ハザードマップ

地方公共団体は、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所の位置、避難経路等を表示した地図（以下「ハザードマップ」という。）を作成している。

そして、学校防災マニュアル作成の手引によると、学校防災マニュアル等を作成する際には、学校が立地している自然環境について総合的に把握することとされている。

学校防災マニュアル等を作成している27,937校における津波による浸水域を想定したハザードマップ（以下「津波ハザードマップ」という。）や液状化の危険地域を想定したハザードマップ（以下、津波ハザードマップと液状化の危険地域を想定したハザードマップを合わせて「津波等ハザードマップ」という。）の把握状況は、図表2-18のとおりとなっている。

図表2-18 津波等ハザードマップの把握状況

把握状況等 校種	学校防災マニュアル等を作成済み (校)	津波等ハザードマップの有無を把握している			津波等ハザードマップの有無を把握していない (校)
		津波浸水域又は液状化想定危険地域に該当するかについて			
		把握している (校)	把握していない (校)		
小中学校	25,743	24,458	22,567	1,891	1,285
(構成比)	(100%)	(95.0%)	(87.7%)	(7.3%)	(5.0%)
高等学校	2,194	1,861	1,674	187	333
(構成比)	(100%)	(84.8%)	(76.3%)	(8.5%)	(15.2%)
計	27,937	26,319	24,241	2,078	1,618
(構成比)	(100%)	(94.2%)	(86.8%)	(7.4%)	(5.8%)

学校防災マニュアル等を作成している27,937校のうち、津波等ハザードマップの有無を把握していないのは、5.8%に当たる1,618校となっている。また、津波等ハザードマップの有無は把握しているものの、津波浸水域又は液状化の危険地域に該当するか把握していないのは学校防災マニュアル等を作成している学校の7.4%に当たる2,078校となっている。

そして、津波浸水域内に所在しているものの、学校防災マニュアル等に津波浸水に対する避難方法を定めていないなどの事例を示すと次のとおりである。

<事例-教育6>

A市は、同市立小中学校14校の全てを地域防災計画において避難所に指定している。

上記14校について学校防災マニュアル等の作成状況を検査したところ、全ての学校で学校防災マニュアル作成の手引を踏まえて作成し、津波ハザードマップにより、津波浸水域に該当するか確認していた。

しかし、同市の津波ハザードマップで、津波浸水域に該当している4校のうち、1校については、学校防災マニュアル等に津波浸水に対する避難場所や避難経路図等を記述していないなど具体的な避難方法を定めておらず、3校については、避難場所は記述していたものの避難経路図等を記述していなかった。

(5) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 東北3県の被災の状況

東北3県及び同管内の103市町村が文部科学省に提出した災害報告書等によると、東日本大震災によって1,628校の教育施設の建築物が被災しており、校種別では小中学校1,413校、中等教育学校1校、高等学校214校となっている。そして、その被災内容は、校舎や屋内運動場等の建築物の全部又は一部の倒壊（以下「全半壊」と

いう。）、天井や照明器具の落下、給排水管の損傷等となっている。

建築物が被災した1,628校の被災状況について、上記の災害報告書等では被災の要因が不明なため、津波による浸水があった市町村に所在する学校と津波による浸水がなかった市町村に所在する学校とに分けて分析すると、津波による浸水があった地域では639校が被災し、このうち全半壊の被害が生じたのは62校となっている。一方、津波による浸水がなかった地域では989校が被災し、このうち全半壊の被害が生じたのは31校となっている。さらに、津波による浸水がなかった地域で被災した989校について、気象庁の計測震度に基づく東北地方太平洋沖地震による地震の大きさによって分析すると、震度7の地震が観測された地域においては42校、震度6強の地域においては165校、震度6弱の地域においては511校、震度5強の地域においては221校が被災している。このうち、全半壊の被害が生じたのは、震度6強の地域における13校及び震度6弱の地域における18校となっている。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故発生に伴う警戒区域等に設定されていた区域に所在する建築物については、調査不能となっていることなどから、前記の災害報告書等には含まれていない。

イ 44都道府県の被災等の状況

(ア) 被災の概要

東日本大震災において被災した教育施設の建築物は15都道県における7,041棟^(注7)であり、校種別では小中学校が5,686棟、高等学校が1,355棟となっている。

そして、これらの建築物の東日本大震災における主な被災の要因は、図表2-19のとおりである。

図表2-19 東日本大震災における主な被災の要因

校種	被災した建築物 (棟)	主な被災の要因				教育施設に被害のあった都道府県
		地震動 (棟)	津波 (棟)	液状化 (棟)	火災 (棟)	
小中学校	5,686	5,584	3	98	1	東京都、北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡各県 計15都道府県
(構成比)	(100%)	(98.2%)	(0.1%)	(1.7%)	(0.0%)	
高等学校	1,355	1,349	1	5	0	東京都、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、静岡各県 計13都道府県
(構成比)	(100%)	(99.6%)	(0.1%)	(0.4%)	(0%)	
計	7,041	6,933	4	103	1	東京都、北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡各県 計15都道府県
(構成比)	(100%)	(98.5%)	(0.1%)	(1.5%)	(0.0%)	

注(1) 「被災した建築物」の欄には、東日本大震災後に解体されるなどして平成24年12月31日現在では存在していない建築物(80棟)も含めている。図表2-20、図表2-21、図表2-22、図表2-23、図表2-24及び図表2-25についても同様に含めている。

注(2) 都道府県別については別表5を参照。

被災の主な要因として一番多いのは地震動によるもので6,933棟、全体の98.5%を占めている。次に多いのが液状化によるもので103棟、全体の1.5%を占めている。また、津波によるものは4棟、火災によるものは1棟となっている。

(注7) 15都道府県 東京都、北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡各県

(イ) 建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況

被災の主な要因として地震動によるものが上記のとおり全体の98.5%を占めていることから、地震動による被災状況について建築物の耐震化の状況と被災状況とを比較分析することとし、その対象を前記の被災した教育施設が所在する15都道府県293市町村における建築物38,839棟とした。また、被災状況については本震の後の余震により被害が拡大した建築物もあるが、震度については気象庁の計測震度に基づく東北地方太平洋沖地震(23年3月11日)に加え、同時期に発生した長野県北部の地震(同年3月12日)及び静岡県東部の地震(同年3月15日)による地震の揺れの大きさによって比較することとした。

(注8) 地震の揺れの大きさ 計測震度は観測された市町村内全体が全て同じ震度であったことを示すものではないが、今回の分析においては同一市町村内においては観測された最も大きい震度を採用することとした。

a 構造体の被災の状況

教育施設の建築物における構造体の被災状況を震度分布により示すと、図表2-20のとおりである。

図表2-20 構造体の被災状況

東北地方太平洋沖地震等による計測震度	耐震化対策の状況 (東日本大震災時点)	対象市町村に所在する建築物		全半壊	損傷	一部損傷	計	
		棟数 (A) (棟)	教育耐震化率 (a)/(b) (%)	棟数 (棟)	棟数 (棟)	棟数 (棟)	棟数 (B) (棟)	被災率 (B)/(A) (%)
震度5強以下	所要の耐震性能を確保している(a) (構成比)	27,655	80.2	0 (0%)	4 (0.5%)	766 (99.5%)	770 (100%)	2.8
	所要の耐震性能を確保していない (構成比)	6,811		0 (0%)	7 (2.6%)	261 (97.4%)	268 (100%)	3.9
	計(b) (構成比)	34,466		0 (0%)	11 (1.1%)	1,027 (98.9%)	1,038 (100%)	3.0
震度6弱	所要の耐震性能を確保している(a) (構成比)	1,848	68.1	0 (0%)	12 (4.7%)	242 (95.3%)	254 (100%)	13.7
	所要の耐震性能を確保していない (構成比)	864		3 (2.5%)	25 (21.2%)	90 (76.3%)	118 (100%)	13.7
	計(b) (構成比)	2,712		3 (0.8%)	37 (9.9%)	332 (89.2%)	372 (100%)	13.7
震度6強	所要の耐震性能を確保している(a) (構成比)	1,121	67.5	3 (0.9%)	21 (6.3%)	309 (92.8%)	333 (100%)	29.7
	所要の耐震性能を確保していない (構成比)	540		2 (1.0%)	12 (6.0%)	187 (93.0%)	201 (100%)	37.2
	計(b) (構成比)	1,661		5 (0.9%)	33 (6.2%)	496 (92.9%)	534 (100%)	32.1
計	所要の耐震性能を確保している(a) (構成比)	30,624	78.8	3 (0.2%)	37 (2.7%)	1,317 (97.1%)	1,357 (100%)	4.4
	所要の耐震性能を確保していない (構成比)	8,215		5 (0.9%)	44 (7.5%)	538 (91.7%)	587 (100%)	7.1
	合計(b) (構成比)	38,839		8 (0.4%)	81 (4.2%)	1,855 (95.4%)	1,944 (100%)	5.0

(注) 「所要の耐震性能を確保していない」の欄には耐震診断を実施していないため、所要の耐震性能が確保されているか不明な建築物も含まれる。図表2-22及び図表2-24も同じ。

耐震設計で想定している中規模地震に相当するのは震度5強程度とされている。そこで、震度5強以下の地震が観測された地域における被災状況をみると、対象市町村に所在する34,466棟のうち、1,038棟が被害を受けており、対象市町村に所在する建築物に対する被害を受けた建築物の割合（以下「被災率」という。）は3.0%となっている。その被災状況は構造体の補修を必要とするが人命の安全確保が図られており、建築物が使用できる状況（以下「一部損傷」という。）が98.9%を占めている。

また、震度6弱の地震が観測された地域においては、2,712棟のうち372棟が被害を受けており、被災率は13.7%となっている。その被災状況は一部損傷が89.2%を占めているが、建築物全体の耐力が低下し、人命の安全確保が図られていない状態（以下「損傷」という。）が37棟において見受けられている。また、全半壊も3棟見受けられているが、これらはいずれも耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していない建築物であった。

耐震設計で想定している大規模地震に相当するのは震度6強程度とされてい

る。そこで、震度6強の地震が観測された地域における被災状況をみると、1,661棟のうち534棟が被害を受け、被災率は32.1%となっている。その被害状況は一部損傷が92.9%を占めているが、損傷が33棟、全半壊も5棟見受けられている。

次に、被災した1,944棟の耐震化の状況と被災状況を分析すると、このうち東日本大震災の時点で既に耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していた建築物は1,357棟であり、これらの建築物についても被害を受けているが、その97.1%は一部損傷までとなっており、ほとんどがその後に簡単な補修等を実施することで建物を使用することができるものであった。耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していなかった建築物587棟については全半壊したものが5棟、損傷となっていたものが44棟、一部損傷は538棟となっている。

耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していない建築物において全半壊又は損傷といった大きな被害が多く生じている。

地震動によって建築物の構造体に被害のあった事例を示すと次のとおりである。

<事例-教育7>

A市は、同市立B中学校の昭和44年に建設された鉄筋コンクリート地上3階建ての校舎（3,555㎡）について、平成21年に耐震診断を実施した。その結果、同校舎は、 I_s 値が0.14となっており大規模地震で倒壊等の危険性が高いと診断されていた。

そして、東北地方太平洋沖地震（市内にある震度計で最大震度6弱）及びその後の余震により、同校舎は、複数の柱にせん断破壊が生じたり、壁面に亀裂が生じたりするなどして、半壊の被害が生じた。

同市では、同校舎を復旧するに当たり、損傷を受けた柱及び壁に対して大規模な補修及び補強が必要となることから、現在、取り壊して新たな校舎を建設しているところである。

さらに、地震動によって建築物の構造体に被害があった1,944棟のうち、構造耐震指標を示す数値として I_s 値が用いられている建築物1,925棟について、構造体に被害のあった建築物の耐震診断結果と被災状況との関係を見ると、図表2-21のとおりである。

図表2-21 構造体に被害があった建築物の耐震診断結果と被災状況との関係

東北地方太平洋沖地震等による計測震度	被災状況	被害を受けた建築物							耐震診断未実施 (棟)
		所要の耐震性能を確保している建築物 (棟)	耐震診断は実施しているが耐震改修等が完了していないため、 所要の耐震性能を確保していない建築物 (棟)	診断結果（Is値）					
				0.3未満 (棟)	0.3以上 0.6未満 (棟)	0.6以上 0.7未満等 (棟)	不明 (棟)		
震度5強以下	全半壊	0	0	0	0	0	0	0	0
	損傷	10	4	3	0	2	1	0	3
	一部損傷	1,016	759	210	28	126	45	11	47
	計	1,026	763	213	28	128	46	11	50
震度6弱	全半壊	3	0	1	1	0	0	0	2
	損傷	37	12	14	5	9	0	0	11
	一部損傷	332	242	75	22	48	5	0	15
	計	372	254	90	28	57	5	0	28
震度6強	全半壊	5	3	1	0	1	0	0	1
	損傷	32	20	10	4	5	1	0	2
	一部損傷	490	304	139	28	106	3	2	47
	計	527	327	150	32	112	4	2	50
計	損傷以上（A）	87	39	29	10	17	2	0	19
	（割合） （A）／（B）	（4.5%）	（2.9%）	（6.4%）	（11.4%）	（5.7%）	（3.6%）	（0%）	（14.8%）
	一部損傷	1,838	1,305	424	78	280	53	13	109
	合計（B）	1,925	1,344	453	88	297	55	13	128

(注) 「診断結果」には耐震改修後のIs値が0.6以上0.7未満等の建築物を含んでいる。

地震動によって建築物の構造体に被害があった1,925棟のうち、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保している建築物は1,344棟、耐震診断を実施しているが耐震改修等が完了していないため、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していない建築物は453棟となっており、128棟については耐震診断を実施していなかった。

また、耐震診断を実施しているが耐震改修等が完了していないため、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していない建築物453棟の耐震診断の結果別の被災状況は次のとおりとなっている。

耐震診断結果でIs値が0.3未満であった88棟については、震度6弱で5棟、震度6強で4棟の計9棟が損傷、震度6弱で1棟が全半壊となっており、計10棟とIs値が0.3未満で被害を受けた建築物の11.4%が損傷以上の被害を受けている。

耐震診断結果でIs値が0.3以上0.6未満であった297棟については、震度5強以下で2棟、震度6弱で9棟、震度6強で5棟の計16棟が損傷、震度6強で1棟が全半壊となっており、計17棟とIs値が0.3以上0.6未満で被害を受けた建築物の5.7%が損傷以上の被害を受けている。

耐震診断結果でIs値が0.6以上0.7未満等であった55棟については、震度5強以下で1棟、震度6強で1棟の計2棟が損傷となっており、Is値が0.6以上0.7未満等で被害を受けた建築物の3.6%が損傷以上の被害を受けている。

b 建築非構造部材の被災の状況

教育施設の建築物について、その建築非構造部材である外装材、建具及び天井材の被災状況は、図表2-22のとおりである。

図表2-22 外装材等の建築非構造部材の被災状況

東北地方太平洋沖地震等による計測震度	耐震化対策の状況	対象市町村に所在する建築物		被災状況												建築非構造部材に被害があった建築物
				外装材				建具				天井材				
		棟数 (A)	耐震化率 (a)/(b)	損傷 (棟)	一部損傷 (棟)	計 (B)	被災率 (B)/(A)	損傷 (棟)	一部損傷 (棟)	計 (C)	被災率 (C)/(A)	損傷 (棟)	一部損傷 (棟)	計 (D)	被災率 (D)/(A)	
		(棟)	(%)	(棟)	(棟)	(棟)	(%)	(棟)	(棟)	(棟)	(%)	(棟)	(棟)	(棟)	(%)	(棟)
震度5強以下	所要の耐震性能を確保している(a)	14,343	41.6	3	532	535	3.7	2	343	345	2.4	4	435	439	3.1	1,040
	所要の耐震性能を確保していない	20,123		4	1,179	1,183	5.9	7	713	720	3.6	1	630	631	3.1	2,070
	計(b)	34,466		7	1,711	1,718	5.0	9	1,056	1,065	3.1	5	1,065	1,070	3.1	3,110
震度6弱以上	所要の耐震性能を確保している(a)	1,949	44.6	6	524	530	27.2	4	410	414	21.2	30	397	427	21.9	781
	所要の耐震性能を確保していない	2,424		14	842	856	35.3	7	778	785	32.4	16	618	634	26.2	1,256
	計(b)	4,373		20	1,366	1,386	31.7	11	1,188	1,199	27.4	46	1,015	1,061	24.3	2,037
計	所要の耐震性能を確保している(a)	16,292	41.9	9	1,056	1,065	6.5	6	753	759	4.7	34	832	866	5.3	1,821
	所要の耐震性能を確保していない	22,547		18	2,021	2,039	9.0	14	1,491	1,505	6.7	17	1,248	1,265	5.6	3,326
	合計(b)	38,839		27	3,077	3,104	8.0	20	2,244	2,264	5.8	51	2,080	2,131	5.5	5,147

注(1) 「損傷」は設備等の被害が大きく、補修が困難な状況であり、復旧するためには全て取り替える必要があるものである。図表2-23、図表2-24、図表3-21及び図表3-22も同じ。

注(2) 「一部損傷」は設備等に被害があり、復旧するためには専門技術者による補修が必要なものである。図表2-23、図表2-24、図表3-21及び図表3-22も同じ。

被災状況を外装材、建具及び天井材の部位ごとにみると外装材は3,104棟、建具は2,264棟、天井材は2,131棟で被害を受けていた。このうち震度が6弱以上であった地域においては、4,373棟のうち、外装材で1,386棟（被災率31.7%）、建具で1,199棟（被災率27.4%）、天井材で1,061棟（被災率24.3%）が被害を受けている。このうち新耐震基準に基づく耐震性能を確保していなかった建築物における被害は外装材で856棟（被災率35.3%）、建具で785棟（被災率32.4%）、天井材で634棟（被災率26.2%）である。また、これらの建築物のほとんどは建築非構造部材についての耐震診断も実施されていなかった。震度が5強以下の地域においては、34,466棟のうち、外装材で1,718棟（被災率5.0%）、建具で1,065棟（被災率3.1%）、天井材で1,070棟（被災率3.1%）が被害を受けており、被災率は総じて低いものであった。

建築非構造部材のうち、東日本大震災において特に被害の大きかったものと

して、大空間を有する屋内運動場等の天井材の脱落が報告されている。そこで大空間を有する屋内運動場等の天井材に着目し、屋内運動場等の天井材に被害のあった建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況をみると、図表2-23のとおりとなっている。

図表2-23 屋内運動場等の天井材に被害のあった建築物の耐震化状況と被災状況

部 位	東北地方太平洋沖地震等による計測震度	被災状況	天井材に被害があった建築物	所要の耐震性能を確保している建築物			耐震診断は実施しているが耐震改修等が完了していないため、所要の耐震性能を確保していない建築物	耐震診断未実施
			新耐震基準に基づく建築物	所要の耐震性能を確保していると確認された建築物	耐震改修により所要の耐震性能を確保するなどしている建築物			
			(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)
天 井 材	震度5強以下	損傷	3	2	0	0	0	1
		(構成比)	(100%)	(66.7%)	(0%)	(0%)	(0%)	(33.3%)
		一部損傷	343	176	5	5	6	151
		(構成比)	(100%)	(51.3%)	(1.5%)	(1.5%)	(1.7%)	(44.0%)
	震度6弱以上	計	346	178	5	5	6	152
		(構成比)	(100%)	(51.4%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.7%)	(43.9%)
		損傷	31	25	0	0	0	6
		(構成比)	(100%)	(80.6%)	(0%)	(0%)	(0%)	(19.4%)
		一部損傷	358	172	1	3	1	181
		(構成比)	(100%)	(48.0%)	(0.3%)	(0.8%)	(0.3%)	(50.6%)
		計	389	197	1	3	1	187
		(構成比)	(100%)	(50.6%)	(0.3%)	(0.8%)	(0.3%)	(48.1%)
合計		735	375	6	8	7	339	
		(構成比)	(100%)	(51.0%)	(0.8%)	(1.1%)	(1.0%)	(46.1%)

地震動により天井材に被害があった建築物は735棟であり、このうち耐震診断を実施していない建築物は339棟と46.1%を占めている。

また、天井材に被害があった建築物のうち新耐震基準に基づく建築物は375棟と51.0%を占めており、新耐震基準に基づく建築物においても多数の被害が見受けられている。

c 建築設備の被災の状況

教育施設の建築物について、その建築設備である電力供給設備、照明設備及び給排水・衛生設備の被災状況は、図表2-24のとおりである。

図表2-24 電力供給設備等の建築設備の被災状況

東北地方太平洋沖地震等による計測震度	耐震化対策の状況	対象市町村に所在する建築物		被災状況												建築物に被害のあった建築物
				電力供給設備				照明設備				給排水・衛生設備				
		棟数 (A) (棟)	耐震化率 (a)/(b) (%)	損傷 (棟)	一部損傷 (棟)	計 (B) (棟)	被災率 (B)/(A) (%)	損傷 (棟)	一部損傷 (棟)	計 (C) (棟)	被災率 (C)/(A) (%)	損傷 (棟)	一部損傷 (棟)	計 (D) (棟)	被災率 (D)/(A) (%)	
震度5強以下	所要の耐震性能を確保している(a)	14,384	41.7	3	25	28	0.2	1	136	137	1.0	22	283	305	2.1	451
	所要の耐震性能を確保していない	20,082		3	41	44	0.2	1	188	189	0.9	16	531	547	2.7	734
	計(b)	34,466		6	66	72	0.2	2	324	326	0.9	38	814	852	2.5	1,185
震度6弱以上	所要の耐震性能を確保している(a)	1,953	44.7	1	140	141	7.2	12	293	305	15.6	14	313	327	16.7	464
	所要の耐震性能を確保していない	2,420		4	236	240	9.9	8	448	456	18.8	28	606	634	26.2	807
	計(b)	4,373		5	376	381	8.7	20	741	761	17.4	42	919	961	22.0	1,271
計	所要の耐震性能を確保している(a)	16,337	42.1	4	165	169	1.0	13	429	442	2.7	36	596	632	3.9	915
	所要の耐震性能を確保していない	22,502		7	277	284	1.3	9	636	645	2.9	44	1,137	1,181	5.2	1,541
	合計(b)	38,839		11	442	453	1.2	22	1,065	1,087	2.8	80	1,733	1,813	4.7	2,456

被災状況を電力供給設備、照明設備及び給排水・衛生設備の設備ごとにみると電力供給設備は453棟、照明設備は1,087棟、給排水・衛生設備は1,813棟で被害を受けていた。このうち震度が6弱以上であった地域においては、4,373棟のうち、電力供給設備で381棟（被災率8.7%）、照明設備で761棟（被災率17.4%）、給排水・衛生設備で961棟（被災率22.0%）が被害を受けている。このうち新耐震基準に基づく耐震性能を確保していなかった建築物の被害は電力供給設備で240棟（被災率9.9%）、照明設備で456棟（被災率18.8%）、給排水・衛生設備で634棟（被災率26.2%）である。震度が5強以下の地域においては、34,466棟のうち、電力供給設備で72棟（被災率0.2%）、照明設備で326棟（被災率0.9%）、給排水・衛生設備で852棟（被災率2.5%）となっており、被災率は総じて低いものであった。

(ウ) 被災した避難所の状況

地震動により被災した避難所として使用予定となっていた建築物4,000棟について、避難所としての開設状況及び被災状況をみると図表2-25のとおりである。

図表2-25 被災した避難所の東日本大震災発生後の開設状況等

東北地方太平洋沖地震等による計測震度	15都道府県の271市町村において避難所として使用する予定としていた建築物 (棟)	地震動により被害を受けた建築物 (棟)	地震被害により避難所として使用できなかった建築物 (棟)	避難所として使用できなかった要因(複数回答)							地震動による被害があったものの避難所として使用した建築物 (棟)	避難所を開設する必要がなかった建築物 (棟)
				構造体	建具	天井材	電力供給設備	給排水・衛生設備	ライフライン	その他		
				(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)		
震度5強以下	20,018	2,431	13	2	4	4	0	2	0	3	654	1,764
震度6弱	1,788	940	90	11	15	55	9	17	3	10	229	621
震度6強	786	629	10	2	2	3	0	2	2	4	71	548
計	22,592	4,000	113	15	21	62	9	21	5	17	954	2,933

地震動により被災した4,000棟のうち113棟は避難所として使用できなかった。
また、954棟については被災したものの被害が比較的小規模であったことなどにより避難所として使用され、2,933棟については避難所を開設する必要がなかった。

避難所として使用できなかった113棟について、その要因をみると、天井材が脱落するなど天井材に被害を受けたことによるものが62件と最も多くなっている。次に多いのは、窓ガラスが破損するなど建具に被害を受けたことによるもの及び給排水・衛生設備に被害を受けたことによるものがそれぞれ21件となっている。また、構造体に被害を受けたことによるものが15件となっている。

構造体が被害を受けたことにより避難所としての使用に支障が生じた事例を示すと次のとおりである。

<事例-教育8>

A町立B小学校屋内運動場は、昭和54年に建設された鉄筋コンクリート造、鉄骨造地上2階建ての建築物であり、地域防災計画で避難所として指定されていた。しかし、平成20年に策定された小学校校舎整備計画でB小学校が統廃合の対象学校とされたことなどから耐震診断は実施されていなかった。

東日本大震災時において、A町は23年3月11日15時に同屋内運動場を避難所として開設したが、東北地方太平洋沖地震（町内にある震度計で最大震度5強）及びその後の余震により2階にある梁の一部が損傷していることが13日11時に町役場職員により確認されたことなどから13日14時に同屋内運動場の避難所としての利用を中止している。

3 医療施設における耐震化対策等の状況

(1) 医療施設における耐震化対策等の概要

ア 厚生労働省における医療施設の耐震化対策

厚生労働省は、前記のとおり災対法等の規定に基づき厚生労働省防災業務計画を定めている。同計画によると、厚生労働省は、医療施設の耐震化対策等に関して、次のことなどを行うこととなっている。

- ① 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構その他特別の法律に基づいて設置される厚生労働省関係の法人が設置し、又は運営する医療施設等について、耐震性の強化等を通じ、その安全性の確保に努めること。
- ② 医療施設の管理者が実施する医療施設における耐震性その他の安全性を確保することなどに関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行うこと。
- ③ 都道府県による災害時医療体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行うこと。

そして、厚生労働省は、厚生労働省防災業務計画に定められた事項について、医療提供体制施設整備交付金等により医療施設の開設者が行う病院の耐震性等の確保に対する財政支援（図表3-1参照）を行ったり、病院の耐震改修状況を調査及び公表（直近では24年9月調査、25年3月公表）したり、都道府県に対して耐震化が必要な病院への指導を依頼する通知を発出したり、東日本大震災での対応等を踏まえて24年3月に災害拠点病院の指定に必要な所定の要件（以下「指定要件」という。）を見直したりするなどして、医療施設の耐震化等の促進を図っている。

図表3-1 厚生労働省における医療施設の耐震化に係る財政支援

補助金等名	創設年度	制度の概要
独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金のうち耐震補強整備分	平成16	独立行政法人国立病院機構が行う医療施設の耐震補強整備に対する補助を行うもの。
医療施設運営費等補助金のうち医療施設耐震化促進事業費	18	都道府県を通じて、救命救急センター等の救急医療等を担っている病院及び災害時における医療の提供に必要な医療機関(公立病院及び公的病院を除く)の耐震診断に対する補助を行うもの。
医療提供体制施設整備交付金のうち医療施設の耐震整備に係る分	-	-
基幹・地域災害拠点病院施設整備事業	8	都道府県を通じて、災害拠点病院(公立病院を除く)の耐震整備に対する補助を行うもの。(この他に自家発電装置、受水槽等の整備に対する補助を行う。)
地震防災対策医療施設耐震整備事業	13	都道府県を通じて、都道府県が定める「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づいて耐震化を必要とする医療機関(公立病院を除く)及び土砂災害危険箇所所在する医療機関(公立病院を除く)が実施する耐震整備に対する補助を行うもの。
医療施設耐震整備事業	18	都道府県を通じて、耐震化未実施の救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び災害時における医療の提供に必要な医療機関(公立病院及び公的病院を除く)並びにIs値が0.3未満の建物を有する病院(公立病院を除く)が実施する耐震整備に対する補助を行うもの。
医療施設耐震化臨時特例交付金	21	都道府県に設置する基金を通じて、災害拠点病院等が実施する耐震整備に対する補助を行うもの。
医療施設等耐震整備に係る財政投融资資金	21	独立行政法人福祉医療機構を通じて、耐震化未実施の民間の医療機関が実施する耐震整備に対して低金利かつ長期の貸付を行うもの。

(注) 本表における公的病院とは、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道事業協会が開設する病院である。

イ 厚生労働省における医療施設の耐震化に係る財政支援

厚生労働省は、上記のように医療施設の開設者が行う医療施設の耐震化に対する財政支援として、各種の交付金等による事業を実施している。これら医療施設の耐震化に対する財政支援に係る交付金等の額について、19年度以降の推移をみると、図表3-2-1及び図表3-2-2のとおりとなっている。

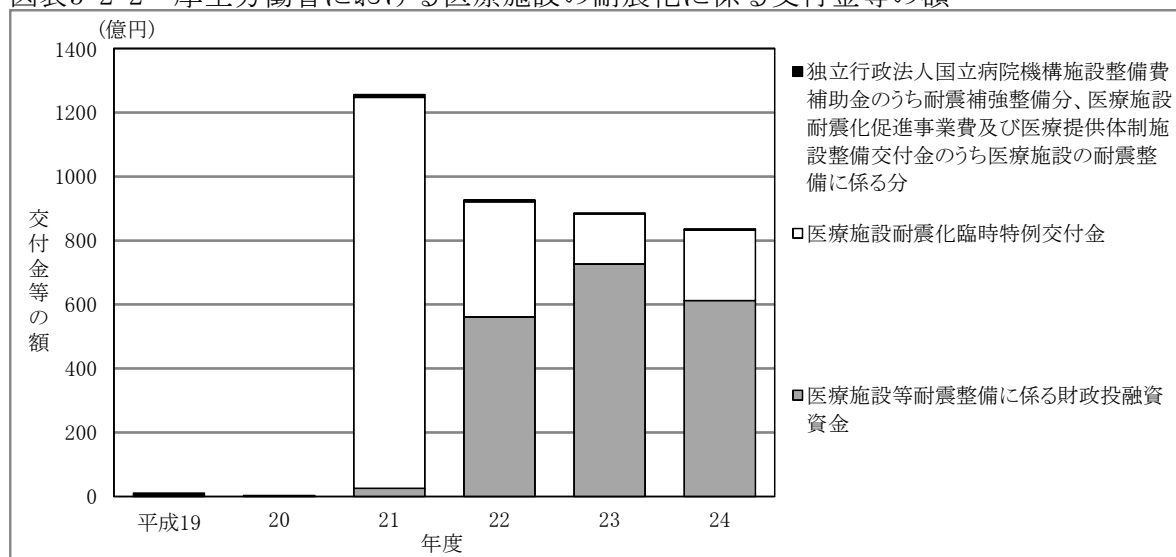
図表3-2-1 厚生労働省における医療施設の耐震化に係る交付金等の額

(単位：百万円)

補助金等名	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金のうち耐震補強整備分	625	1	110	103	—	—
医療施設運営費等補助金のうち医療施設耐震化促進事業費	10	7	13	4	2	10
医療提供体制施設整備交付金のうち医療施設の耐震整備に係る分	403	278	755	493	275	284
基幹・地域災害拠点病院施設整備事業	320	194	755	336	122	156
地震防災対策医療施設耐震整備事業	—	—	—	20	12	20
医療施設耐震整備事業	82	84	—	136	141	107
医療施設耐震化臨時特例交付金	—	—	122,210	36,033	15,633	22,029
医療施設等耐震整備に係る財政投融资資金	—	—	2,505	56,067	72,685	61,250
計	1,040	287	125,595	92,702	88,597	83,574

(注) 医療施設等耐震整備に係る財政投融资資金の額は契約額、それ以外の額は交付決定額を示している。

図表3-2-2 厚生労働省における医療施設の耐震化に係る交付金等の額



(注) 医療施設等耐震整備に係る財政投融资資金の額は契約額、それ以外の額は交付決定額を示している。

医療施設の耐震化に係る厚生労働省の財政支援について、19年度以降の交付決定額の推移をみると、20年度までは数億円程度であったものが、21年度以降は800億円から1200億円程度と大幅に増加しており、増加額の大半は、各年度の補正予算や予備費で措置された医療施設耐震化臨時特例交付金及び医療施設等耐震整備に係る財政投融资資金となっている。

ウ 医療施設に係る耐震化の目標等

前記のとおり、厚生労働省は、病院の耐震改修状況の調査及び公表を行っている。厚生労働省による調査は、病棟部門、外来診療部門及び手術検査部門があるなど患者が利用する建築物（以下「患者利用建築物」という。）を対象としており、

25年3月の公表によると、24年9月1日時点において、全国の病院のうち全ての患者利用建築物が所要の耐震性能を確保している病院の割合は61.4%、災害拠点病院及び救命救急センターのうち全ての患者利用建築物が所要の耐震性能を確保している病院の割合は73.0%となっている。

そして、厚生労働省は、これらの病院のうち災害拠点病院及び救命救急センターについては、災害時に患者受入れの拠点となることから、耐震化の目標を設定しており、同省が21年度に実施した調査において所要の耐震性能を確保していない患者利用建築物があるとされている病院の割合を5年間で半減させ、全ての患者利用建築物が所要の耐震性能を確保している病院の割合を26年度末までに81.2%とするとしている。

このように、厚生労働省による病院の耐震化の目標は、災害拠点病院等の建築物のうち患者利用建築物を対象に病院数ベースで設定しているものであり、多数の者が利用する建築物を対象に棟数ベースで設定している基本方針の目標とは、対象建築物の範囲や目標値の算出方法が異なる。このため、厚生労働省が設定した病院の耐震化の目標に対する達成度等と基本方針の目標に対する達成度等とは直接比較することができないものとなっている。

エ 災害拠点病院の整備

防災基本計画によると、国、地方公共団体等は、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとしてされている。また、厚生労働省防災業務計画によると、都道府県は、地域の医療施設を支援する機能等を有する災害時に拠点となる災害拠点病院を選定し、又は設置することにより、災害時医療体制の整備に努めるなどとされている。このように、災害拠点病院は、災害時の拠点医療施設として位置付けられている。

災害拠点病院は、7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、8年から整備が行われている。その整備に当たり厚生労働省は、8年5月に各都道府県知事等宛てに「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」（平成8年健政発第451号厚生省健康政策局長通知）を発出しており、これによると、各都道府県は、耐震構造を有する施設であることなどの指定要件を満たす災害拠点病院について、原則として都道府県ごとに基幹災害拠点病院を1か所、二次医療圏ごとに地域災害拠

点病院を1か所指定することなどとされている。また、厚生労働省は、指定の際の留意事項として、指定要件の原則によらない場合には、同省の担当部局と協議することなどとしている。

その後、東日本大震災での対応等を踏まえて、厚生労働省は、24年3月に各都道府県知事等宛てに「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）を発出して、災害拠点病院の指定要件を改正しており、改正後における災害拠点病院の主な指定要件は、次のとおりとなっている。

- ① 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること
- ② 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましいこと
- ③ 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと
- ④ 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも利用可能な井戸設備の整備等により、災害時の診療に必要な水を確保すること
- ⑤ 衛星電話等を有し、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）に参加し災害時に情報を入力する体制を整えておくこと
- ⑥ 災害派遣医療チーム（D M A T）を保有していること

そして、基幹災害拠点病院の場合は、指定要件が一部厳しくなっており、①については救命救急センターであること、②については病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること、⑥については複数の災害派遣医療チーム（D M A T）を保有していることとされている。

さらに、24年の改正では、既に指定している災害拠点病院であって、要件を満たしていない病院の指定に関する経過措置が示されており、⑥については26年3月までに保有することを前提に、①及び②については当面の間、指定の継続を可能とするとされている。

なお、厚生労働省は、指定要件で定めている耐震構造を有する施設については、新耐震基準を満たしている施設を指すとしており、災害発生時の業務継続の観点から耐震安全性の割増し等を考慮したり、求めたりすることはしていないとしている。

このように、厚生労働省は、災害拠点病院の整備に当たり、指定要件を満たす病院を災害拠点病院に指定するよう都道府県に求めている一方で、24年の改正において、指定要件を満たしていない病院についても災害拠点病院に指定されていることを前提に経過措置を定めているなど、必ずしも指定要件を全て満たした病院だけが災害拠点病院に指定されているわけではない。

現に、厚生労働省は、施設の耐震性の確保を災害拠点病院の指定要件とする一方で、災害拠点病院の制度の創設に合わせて8年度に創設した基幹・地域災害拠点病院整備事業により、災害拠点病院に指定されているが施設の耐震性が確保されていない病院の耐震整備事業への財政支援を行っている。また、25年3月に公表された同省の調査では、3割弱の災害拠点病院において、24年9月時点で所要の耐震性能が確保されていない患者利用建築物があるという結果が出ている。そこで、都道府県が行う災害拠点病院の指定状況についてみると、都道府県は、指定要件を厳格に適用すると、地域によっては指定要件を全て満たした病院が存在せず、災害医療体制の整備を図れない場合があることなどから、厚生労働省と協議の上、病院の所在地や規模等を勘案するなど地域の実情に応じて指定要件の項目を極力多く満たしている病院を指定している状況となっている。

すなわち、厚生労働省が定めた災害拠点病院の指定要件は、厳格に適用する運用にはなっておらず、災害拠点病院の体制、施設設備等の整備目標として運用されている側面がある。

オ 分析の対象とした医療施設の概要

医療施設は、災害発生時の救護施設として重要な役割を担う施設であり、その拠点となる災害拠点病院は、前記のとおり、救命救急センター又は第二次救急医療機関であることなどが指定要件となっている。

このような状況を踏まえ、医療施設については、医療法第1条の5第1項に定める病院のうち、災害拠点病院、救命救急センター及び第二次救急医療機関を分析の対象とした。

44都道府県に所在する医療機関については、都道府県等から調書の提出を受けるなどして、また、東北3県に所在する医療機関については、厚生労働省が実施した調査に係る関係資料等の既存資料の提供を受けるなどして、医療機関の建築物ごとの耐震性等の状況、医療機関ごとのライフライン設備及び災害時の医療体制等の状

況等について分析を行った。

調書の提出を受けて分析の対象とした医療機関数、建築物の棟数及び築年数は、
図表3-3のとおりである。

図表3-3 分析の対象とした医療機関数、建築物の棟数及び築年数

医療機関の区分	分析対象 医療機関	分析対象 医療機関 の建築物	(内訳) 分析対象医療機関の建築物の築年数							不明
			建築後31年以上 (昭和56年以前の建築)			建築後31年未満 (57年以降の建築)				
			建築後 41年以上	建築後 31年以上 41年未満		建築後 21年以上 31年未満	建築後 11年以上 21年未満	建築後 11年未満		
	(病院)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)
全 体	3,502	10,234	3,269	1,216	2,053	6,939	2,315	2,305	2,319	26
(構成比)		(100%)	(31.9%)	(11.9%)	(20.1%)	(67.8%)	(22.6%)	(22.5%)	(22.7%)	(0.3%)
災害拠点病院	624	2,717	770	290	480	1,943	638	638	667	4
(構成比)		(100%)	(28.3%)	(10.7%)	(17.7%)	(71.5%)	(23.5%)	(23.5%)	(24.5%)	(0.1%)
救命救急センター	247	1,312	381	131	250	928	281	309	338	3
(構成比)		(100%)	(29.0%)	(10.0%)	(19.1%)	(70.7%)	(21.4%)	(23.6%)	(25.8%)	(0.2%)
うち災害拠点病院	228	1,172	334	110	224	835	250	278	307	3
(構成比)		(100%)	(28.5%)	(9.4%)	(19.1%)	(71.2%)	(21.3%)	(23.7%)	(26.2%)	(0.3%)
第二次救急医療機関	3,247	8,878	2,869	1,076	1,793	5,986	2,024	1,992	1,970	23
(構成比)		(100%)	(32.3%)	(12.1%)	(20.2%)	(67.4%)	(22.8%)	(22.4%)	(22.2%)	(0.3%)
うち災害拠点病院	388	1,501	417	171	246	1,083	378	356	349	1
(構成比)		(100%)	(27.8%)	(11.4%)	(16.4%)	(72.2%)	(25.2%)	(23.7%)	(23.3%)	(0.1%)

(注) 分析の対象とした災害拠点病院のうち8病院は救命救急センター及び第二次救急医療機関以外の医療機関である。

調書の提出を受けて分析の対象とした医療機関は、全体で3,502病院、10,234棟であり、これを医療機関別にみると、災害拠点病院が624病院、2,717棟、救命救急センターが247病院、1,312棟（うち災害拠点病院228病院、1,172棟）及び第二次救急医療機関が3,247病院、8,878棟（うち災害拠点病院388病院、1,501棟）である。

また、分析対象医療機関の建築物の棟数を築年数別にみると、建築後11年未満、建築後11年以上21年未満及び建築後21年以上31年未満のいずれの建築物もそれぞれ全体の2割強となっていて、建築年数によるばらつきが見受けられないが、建築後41年以上の建築物は全体の1割強しかないことから、建築から一定期間以上が経過した建築物は、逐次建て替えられていると考えられる。

また、東北3県について、既存資料による分析の対象とした医療機関（以下「東北3県の医療機関」という。）は、全体で211病院であり、これを医療機関別にみると、災害拠点病院が34病院、救命救急センターが12病院（うち災害拠点病院12病院）及び第二次救急医療機関が199病院（うち災害拠点病院22病院）である。なお、これらの医療機関については、既存資料に棟ごとの情報がないため、棟ごとの

分析は行っていない。

(2) 医療施設の耐震診断の状況

ア 耐震診断の実施状況

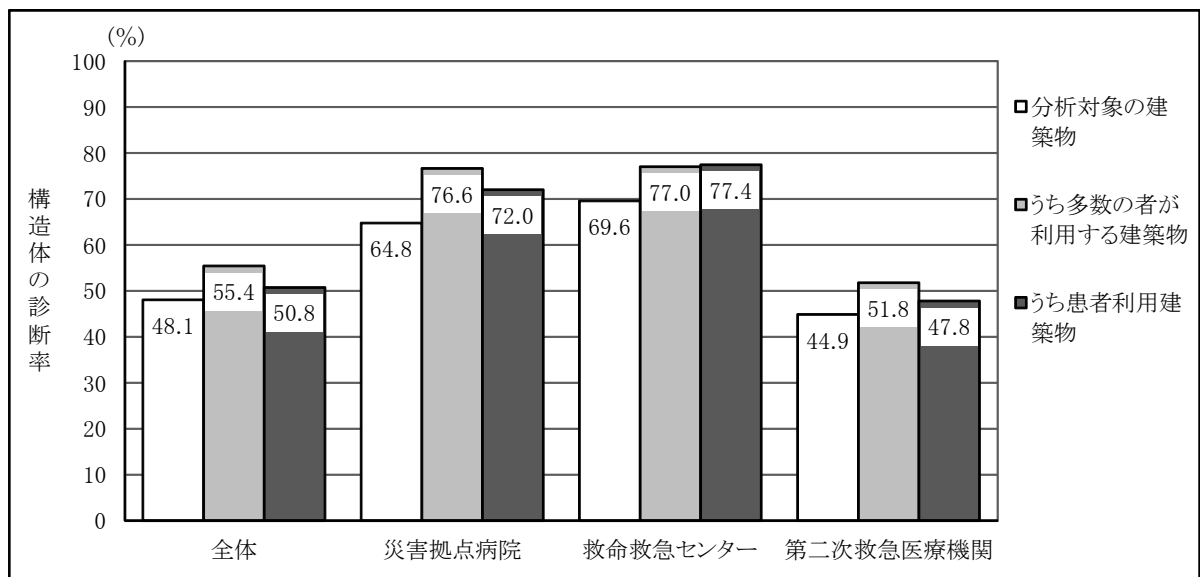
医療機関における診断率は、図表3-4-1及び図表3-4-2のとおりである。

図表3-4-1 構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断率

医療機関等の区分		分析対象医療機関の建築物			左のうち耐震診断が必要な建築物（旧耐震基準に基づく建築物）（A）			耐震診断実施済みの建築物（B）			診断率（B）/（A）		
		（棟）	うち多数の者が利用する建築物	うち患者利用建築物	（棟）	うち多数の者が利用する建築物	うち患者利用建築物	（棟）	うち多数の者が利用する建築物	うち患者利用建築物	（%）	うち多数の者が利用する建築物	うち患者利用建築物
構造体	全体	10,234	6,576	8,471	3,323	2,060	2,727	1,597	1,142	1,384	48.1	55.4	50.8
	災害拠点病院	2,717	1,745	1,938	789	509	543	511	390	391	64.8	76.6	72.0
	救命救急センター	1,312	879	894	398	283	257	277	218	199	69.6	77.0	77.4
	第二次救急医療機関	8,878	5,670	7,542	2,906	1,767	2,455	1,304	915	1,173	44.9	51.8	47.8
建築非構造部材	全 体	10,234	6,576	8,471	3,323	2,060	2,727	350	257	291	10.5	12.5	10.7
	災害拠点病院	2,717	1,745	1,938	789	509	543	111	85	76	14.1	16.7	14.0
	救命救急センター	1,312	879	894	398	283	257	65	51	47	16.3	18.0	18.3
	第二次救急医療機関	8,878	5,670	7,542	2,906	1,767	2,455	283	206	242	9.7	11.7	9.9
建築設備	全 体	10,234	6,576	8,471	3,323	2,060	2,727	335	248	287	10.1	12.0	10.5
	災害拠点病院	2,717	1,745	1,938	789	509	543	98	77	75	12.4	15.1	13.8
	救命救急センター	1,312	879	894	398	283	257	67	48	54	16.8	17.0	21.0
	第二次救急医療機関	8,878	5,670	7,542	2,906	1,767	2,455	265	199	230	9.1	11.3	9.4

（注） 都道府県別については別表3-1を参照。

図表3-4-2 構造体の診断率



耐震診断が必要な旧耐震基準に基づく建築物は、全体で3,323棟となっており、構造体の診断率は48.1%となっている。これを医療機関別にみると、災害拠点病院で

は64.8%、救命救急センターでは69.6%となっていて、災害拠点病院及び救命救急センターの診断率は、それ以外の医療機関の診断率より高くなっている。

建築非構造部材及び建築設備の診断率は、全体でそれぞれ10.5%及び10.1%となっている。そして、構造体で診断率が比較的高い災害拠点病院の多数の者が利用する建築物でみてもそれぞれ16.7%及び15.1%となっていて、構造体の診断率76.6%と比べてそれぞれ59.9ポイント及び61.5ポイント低くなっている。

また、東北3県の医療機関211病院における耐震診断の実施状況についてみると、24年9月1日時点において、耐震診断を実施していないなどのため、患者利用建築物の構造体の耐震性が不明な医療機関は、全て第二次救急医療機関で21病院（うち災害拠点病院1病院）となっている。なお、分析に使用した資料では、所要の耐震性能を確保していない患者利用建築物がある医療機関に分類されている医療機関の中に、耐震診断を実施していない患者利用建築物がある医療機関が一部含まれているため、上記の21病院以外にも耐震診断を実施していない患者利用建築物がある医療機関があると考えられる。

イ 構造体の耐震診断結果

医療機関における構造体の耐震診断結果は、図表3-5のとおりである。

図表3-5 構造体の耐震診断結果

医療機関の区分	耐震診断実施済みの建築物 (棟)	構造体の耐震診断結果						
		所要の耐震性能を確保していない建築物（耐震改修等が必要）					所要の耐震性能を確保している建築物	
		Is値0.3未満			Is値0.3以上 0.6未満	Is値不明	Is値0.6以上	
			うち多数の者が利用する建築物	うち患者利用建築物				
	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)
全 体	1,597	1,035	312	268	291	683	40	562
災害拠点病院	511	297	82	76	71	207	8	214
救命救急センター	277	153	32	30	27	110	11	124
第二次救急医療機関	1,304	878	279	237	263	570	29	426

構造体の耐震診断を実施した1,597棟のうち、新耐震基準に基づく耐震性能が確保されておらず耐震改修等が必要と診断された建築物は1,035棟であり、耐震診断を実施した建築物の6割以上となっている。これを医療機関別にみると、災害拠点病院は511棟中297棟が、救命救急センターは277棟中153棟が、第二次救急医療機関は1,304棟中878棟が耐震改修等が必要と診断されている。

そして、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた1,035棟の建築物のうち、約

3割の312棟は、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値が0.3未満の建築物となっている。

次に、医療機関の建築物における築年数別の構造体の耐震診断結果をみると、図表3-6のとおりとなっている。

図表3-6 築年数別の構造体の耐震診断結果

当該建築物の築年数	耐震診断実施済みの建築物 (棟)	構造体の耐震診断結果				
		所要の耐震性能を確保していない建築物 (耐震改修等が必要)			所要の耐震性能を確保している建築物	
		(棟)	Is値0.3未満 (棟)	Is値0.3以上0.6未満 (棟)	Is値不明 (棟)	Is値0.6以上 (棟)
築36年未満 (昭和52年以降建築)	661 (構成比)	351 (53.1%)	63 (9.5%)	277 (41.9%)	11 (1.7%)	310 (46.9%)
築36年以上41年未満 (47年以降51年以前建築)	390 (構成比)	259 (66.4%)	74 (19.0%)	172 (44.1%)	13 (3.3%)	131 (33.6%)
築41年以上 (46年以前建築)	540 (構成比)	423 (78.3%)	175 (32.4%)	233 (43.1%)	15 (2.8%)	117 (21.7%)
不明	6 (構成比)	2 (33.3%)	0 (0%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	4 (66.7%)
計	1,597 (構成比)	1,035 (64.8%)	312 (19.5%)	683 (42.8%)	40 (2.5%)	562 (35.2%)

築年数別に構造体の耐震診断結果をみると、耐震診断を実施した建築物のうち、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値が0.3未満の建築物の割合は、築36年未満では9.5%、築36年以上41年未満では19.0%、築41年以上では32.4%となっていて、築年数が経過するほど大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされる建築物の割合が増加する傾向が見受けられる。

(3) 医療施設の耐震改修の状況

ア 耐震化の状況

医療機関における耐震化率は、図表3-7のとおりである。

図表3-7 構造体、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率

医療機関等の区分		分析対象医療機関の建築物 (A)			所要の耐震性能を確保している建築物 (B)						耐震化率 (B)/(A)		
		(棟)	うち多数の者が利用する建築物 (棟)	うち患者利用建築物 (棟)	(棟)	うち多数の者が利用する建築物 (棟)	うち患者利用建築物 (棟)	うち新耐震基準に基づく建築物			(%)	うち多数の者が利用する建築物 (%)	うち患者利用建築物 (%)
								(棟)	うち多数の者が利用する建築物 (棟)	うち患者利用建築物 (棟)			
構造体	全 体	10,234	6,576	8,471	7,790	5,076	6,477	6,911	4,516	5,744	76.1	77.2	76.5
	災害拠点病院	2,717	1,745	1,938	2,225	1,441	1,610	1,928	1,236	1,395	81.9	82.6	83.1
	救命救急センター	1,312	879	894	1,080	718	745	914	596	637	82.3	81.7	83.3
	第二次救急医療機関	8,878	5,670	7,542	6,673	4,336	5,704	5,972	3,903	5,087	75.2	76.5	75.6
建築非構造部材	全 体	10,234	6,576	8,471	7,184	4,709	5,974	6,911	4,516	5,744	70.2	71.6	70.5
	災害拠点病院	2,717	1,745	1,938	2,025	1,309	1,468	1,928	1,236	1,395	74.5	75.0	75.7
	救命救急センター	1,312	879	894	977	645	684	914	596	637	74.5	73.4	76.5
	第二次救急医療機関	8,878	5,670	7,542	6,180	4,047	5,268	5,972	3,903	5,087	69.6	71.4	69.8
建築設備	全 体	10,234	6,576	8,471	7,143	4,680	5,947	6,911	4,516	5,744	69.8	71.2	70.2
	災害拠点病院	2,717	1,745	1,938	1,997	1,287	1,453	1,928	1,236	1,395	73.5	73.8	75.0
	救命救急センター	1,312	879	894	959	630	675	914	596	637	73.1	71.7	75.5
	第二次救急医療機関	8,878	5,670	7,542	6,156	4,032	5,249	5,972	3,903	5,087	69.3	71.1	69.6

(注) 都道府県別については別表3-2、別表3-3及び別表3-4を参照。

構造体の耐震化率は、全体では76.1%となっており、このうち多数の者が利用する建築物では77.2%、患者利用建築物では76.5%となっていて、建築物の区分による大きな差異は見受けられない。そして、多数の者が利用する建築物の耐震化率は上記のとおりであり、27年までに耐震化率9割とする基本方針の目標とは12.8ポイントの開きがある。同様に、医療機関別に多数の者が利用する建築物の耐震化率をみると、災害拠点病院及び救命救急センターは80%以上となっていて、分析対象医療機関全体の耐震化率よりも高くなっている。

建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、全体ではそれぞれ70.2%及び69.8%となっており、このうち多数の者が利用する建築物ではそれぞれ71.6%及び71.2%、患者利用建築物ではそれぞれ70.5%及び70.2%となっている。これらの耐震化率は、構造体の耐震化率をそれぞれ6ポイント前後下回ったものとなっており、構造体の耐震化率と同様に建築物の区分による大きな差異は見受けられない。医療機関別にみると、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率が全体及び第二次救急医療機関の耐震化率より高くなっている傾向が見受けられる。

また、東北3県の医療機関における耐震化率についてみると、24年9月1日時点において、患者利用建築物の全てが構造体について所要の耐震性能を確保している医

療機関は、東北3県の医療機関の68.7%に当たる145病院となっている。これを医療機関別にみると、災害拠点病院では76.5%に当たる26病院、救命救急センターでは50.0%に当たる6病院、第二次救急医療機関では69.9%に当たる139病院となっている。

イ 地域の分類ごとの構造体の耐震化率

強化地域及び推進地域（Ⅰ）に所在する医療機関の構造体の耐震化率は、図表3-8のとおりである。

図表3-8 強化地域及び推進地域（Ⅰ）に所在する医療機関の構造体の耐震化率

建築物の区分	分析対象医療機関の建築物 (A)			所要の耐震性能を確保している 建築物 (B)			耐震化率 (B) / (A)		
		強化地域	推進地域 (Ⅰ)		強化地域	推進地域 (Ⅰ)		強化地域	推進地域 (Ⅰ)
	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(%)	(%)	(%)
分析対象の建築物	10,234	788	3,454	7,790	675	2,591	76.1	85.7	75.0
うち多数の者が利用する建築物	6,576	508	2,304	5,076	444	1,722	77.2	87.4	74.7
うち患者利用建築物	8,471	656	2,898	6,477	559	2,171	76.5	85.2	74.9

医療機関が所在する地域別にみた構造体の耐震化率は、強化地域が85.7%、推進地域（Ⅰ）が75.0%となっていて、強化地域の耐震化率は全体の耐震化率76.1%より9.6ポイント高くなっているが、推進地域（Ⅰ）の耐震化率は全体の耐震化率と大きな差異は見受けられない。

ウ 構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況

医療機関のうち耐震改修工事を実施していないなどのため、構造体について所要の耐震性能が確保されておらず、耐震改修等が必要な建築物は、図表3-9のとおりである。

図表3-9 構造体について耐震改修等が必要な建築物の状況

医療機関の区分	分析対象 医療機関 の建築物 (A)	所要の耐 震性能を 確保して いる建築 物 (B)	耐震改修等が必要な建築物 (A)-(B)	(内訳)構造体の耐震診断結果					
				Is値0.3未満		Is値 0.3以上 0.6未満	Is値不明	耐震診断 未実施	
				うち多数 の者が利 用する建 築物	うち患者 利用建築 物				
				(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)
全 体	10,234	7,790	2,444	268	230	250	447	3	1,726
災害拠点病院	2,717	2,225	492	77	71	67	137	0	278
救命救急センター	1,312	1,080	232	28	27	24	83	0	121
第二次救急医療機関	8,878	6,673	2,205	239	202	225	361	3	1,602

構造体について耐震改修等が必要な建築物は、全体で2,444棟となっており、こ

のうち1,726棟は耐震診断を実施しておらず耐震性能が不明な建築物となっている。そして、耐震診断の結果、構造体について耐震改修等が必要とされた建築物であって耐震改修工事や建替えを行っていないため、Is値が0.3未満のままとなっている建築物は268棟となっており、この中には多数の者が利用する建築物が230棟、患者利用建築物が250棟含まれている。

また、東北3県の医療機関についてみると、24年9月1日時点において、構造体について耐震改修等が必要な患者利用建築物がある医療機関は44病院となっており、このうち7病院はIs値が0.3未満の患者利用建築物がある医療機関となっている。

このように、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値が0.3未満の建築物の中には、患者利用建築物も含まれているなど、早急な耐震化が望まれる状況となっている。

エ 耐震化対策が完了していない理由

医療機関における構造体の耐震化率は、災害拠点病院の多数の者が利用する建築物でも82.6%（図表3-7参照）となっていて、27年までに耐震化率9割とする基本方針の目標には達しておらず、引き続き耐震化の促進が必要な状況となっている。また、前記のとおり、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、構造体の耐震化率を下回っているが、その差は6ポイント程度しかない。

そこで、これらの医療機関のうち、構造体について耐震化対策が必要であるにもかかわらず、耐震化対策が完了していない医療機関について、その理由を調査した。

これらの医療機関における構造体の耐震化対策が完了していない理由は、図表3-10のとおりである。

図表3-10 耐震化対策が完了していない理由

医療機関の区分	耐震化対策が完了していない理由（複数回答）							
	1年以内（平成25年中）に実施する計画があるため (件)	建替え又は廃止の予定があるため (件)	費用の確保が困難なため (件)	建替え用地の確保や地元調整が難航しているため (件)	医療行為を継続しながらの耐震化の方法が決まらないため (件)	今後の施設整備等の予定が未定のため (件)	耐震化をするつもりがないため (件)	その他 (件)
全 体	185	1,230	579	141	406	697	81	92
災害拠点病院	45	355	31	11	43	57	9	27
救命救急センター	21	135	12	12	27	41	13	19
第二次救急医療機関	164	1,090	567	129	379	654	68	71

耐震化対策が完了していない理由は、回答数が多い順に「建替え又は廃止の予定があるため」が1,230件、「今後の施設整備等の予定が未定のため」が697件、「費用の確保が困難なため」が579件、「医療行為を継続しながらの耐震化の方法が決まらないため」が406件などとなっている。なお、「その他」の中には、土地の利用に係る条例等の関係で関係機関との協議等が必要なためとする回答のほか、病院を運営及び管理する組織が改組されることとなったなどのためとする回答があるなど、外的要因を理由に挙げた回答も見受けられる。

このように、耐震化対策が完了していない理由として「建替え又は廃止の予定があるため」が最も多くなっているのは、工事期間中の騒音や施設の利用制限等による患者の診療環境等への影響、近年の医療機器の高度化、医療ニーズの多様化等に対応するため、既存施設の改修よりも建替えを選択する医療機関が多いことが要因と考えられる。

また、「今後の施設整備等の予定が未定のため」や「医療行為を継続しながらの耐震化の方法が決まらないため」など、耐震化の方針や予定が決まっていないとする理由を選択しているものも多く見受けられる。これは、耐震化方法等の決定やその実行には、入院患者や救急医療への対応等に必要な医療環境の条件を満たすため、工事費のほか耐震化対策実施後の施設規模や病院機能の在り方についても検討を要するなど、検討課題が多岐にわたり、その解決に相当の時間を要する場合が多いことなどが要因と考えられる。

耐震化に当たっての検討課題が多岐にわたり、その解決に相当の時間を要することなどが、耐震化が進まない要因の一つであると考えられる事例を示すと次のとおりである。

<事例-医療1>

A県の災害拠点病院である県立B病院は、1棟を除き所要の耐震性能が確保されていない。そして、B病院は、平成25年5月現在、25年度中の完成予定で新病院を移転新築中であり、移転により施設の耐震化が終了する予定となっている。その経緯等は次のとおりである。

B病院の施設は、昭和44年から55年に逐次建築されたもので、耐震性のほか、老朽化により最新の医療機器への対応が困難であるなどの課題を抱えていた。このため、A県は、平成15年4月に外部有識者からなる県立B病院のあり方検討委員会を設置し、B病院の施設規模や機能を含む整備方針等について検討を開始した。そして、A県は、工事期間中も病院機能を維持する必要があるなどの制約を踏まえて、既存施設の改修若しくは現在地建替え又は移転新築とするかなどの検討を進め、19年3月に移転新築方針を決定した。その後、移転場所の決定、新病院の基本設計の作成、詳細設計の作成を経て、23年1月に工事に着手している。

このように、B病院の耐震化は、整備方針等の検討開始から移転新築方針の決定までに4年間、実際の工事着手までは更に約4年間を要している。

このことから、医療機関については、耐震工事中も病院機能を維持する必要があるなどの制約が多く、病院の規模等にもよるが、整備方針の検討に時間を要し、また、移転新築の場合の用地確保等の解決が必要であることが、耐震化が進まない要因の一つであると考えられる。

また、病院を運営及び管理する組織が改組されることとなったなどの外的要因により、耐震化対策が完了していない事例を示すと次のとおりである。

<事例-医療2>

A県の災害拠点病院である社会保険B病院は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）が保有し、機構から委託を受けた社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」という。）が運営する病院であり、平成20年8月に実施した耐震診断の結果によると、4棟について所要の耐震性能が確保されておらず、うち1棟は大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値が0.3未満の建築物となっている。そして、B病院は、この耐震診断結果を受け、耐震化方法等の検討を行い、耐震改修を基本とした耐震整備計画をまとめ、耐震整備計画の実施について全社連本部と協議を行うなどして、耐震化の準備を進めていた。

しかし、23年6月に公布された「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号。）において、機構が26年4月に独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新機構」という。）に改組されるとともに、全国の社会保険病院等を新機構が直接運営することとなったことなどを受け、機構及び全社連は、新機構への移行準備作業等を最優先させることになり、多額の資金を必要とする大規模な施設整備を実施できる状況ではなくなった。

このため、B病院は、耐震整備計画をまとめたものの、その実施は、機構が改組される26年4月以降になる見通しとなり、耐震化対策が完了しないままの状態となっている。

一方、地元自治体の協力を得て、移転新築用地の確保が進んだことなどにより、耐震化対策を進めることが可能となった医療機関もあった。

地元自治体の協力を得るなどして、耐震化対策を進めることが可能となった事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-医療1>

栃木県の第二次救急医療機関である石橋総合病院は、本館病棟及び給食棟が昭和46年に建築されて以降、施設が逐次増築されており、施設の老朽化、敷地の狭あい化等の課題を抱えていたが、同病院を経営する栃木県厚生農業協同組合連合会は、耐震診断等の耐震化対策を実施していなかった。

このような状況の下、同病院は、経営難に陥った栃木県厚生農業協同組合連合会から民間の医療法人へ平成25年4月に経営譲渡されることとなった。

これを受け、地元自治体である栃木県及び下野市は、地域医療、救急医療等の政策医療の維持、向上を図るなどの観点から、施設の耐震化対策を実施しておらず、老朽化等の課題を抱えている同病院に対し、移転新築に対する財政支援や移転用地の確保等について協力することと

なり、25年5月、下野市と同病院は「石橋総合病院の移転・新築に関する細目協定」を締結し、同病院の近隣にある旧石橋中学校跡地と現在の同病院敷地を交換することとなった。

この結果、同病院は、地元自治体の協力を得て移転新築用地を確保できることとなり、耐震化対策を進めることが可能になった。

このように、医療施設の耐震化に当たっては、医療機関だけでは解決が困難な課題も含め解決すべき課題が多く、このことが、医療施設の耐震化が進まない要因の一つとなっている。このため、18年の耐震促進法の改正や東日本大震災を契機に耐震化対策の検討を始めた医療機関では、耐震化工事に着手するまで、相応の時間を要する場合があるものと考えられる。

したがって、医療施設の耐震化を今後一層促進するためには、厚生労働省において、これまでのような工事費用に対する財政支援だけではなく、医療機関による耐震化対策の検討及び課題解決に資するため、関係機関と連携して様々な課題の解決事例等をまとめて公表するなどのソフト面からの支援策を充実させる必要があると考えられる。

オ 業務継続の観点からみた施設の状況

(ア) 構造体の耐震安全性

官庁施設の耐震安全性については、国土交通省が8年10月に定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」によると、特に災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な施設等については、他の施設に比べ、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とするとされている。そして、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「計画基準解説」という。）によると、構造体の耐震安全性について、病院施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設は施設機能の確保を求める水準として新耐震基準の1.5倍、それ以外の病院施設は新耐震基準の1.25倍の耐震安全性を確保することを目標とするとされている。

「官庁施設の総合耐震計画基準」や計画基準解説の適用範囲は、国家機関の建築物等とされているため、今回の分析対象とした医療施設に直接適用できない場合が多い。また、前記のとおり、厚生労働省は、災害拠点病院の指定要件において、災害発生時の業務継続の観点から、構造体の耐震安全性の割増し等を考慮したり、求めたりすることはしていないとしている。

しかし、医療施設は、災害時の救護活動の拠点となる重要な施設として、大地震動後もその業務を継続することが求められていることから、大地震動等の不測の事態に対する施設の信頼性を向上させ、大地震動後の施設機能の確保を図るため、一般施設より構造体の耐震安全性を一定程度割増しすることの検討も必要であると考えられる。

新築又は耐震改修工事の設計において、構造体の耐震安全性を割増ししている医療機関846病院における構造体の耐震安全性の割増しの状況は、図表3-11のとおりである。

図表3-11 構造体の耐震安全性の割増しの状況

医療機関の区分	構造体の耐震安全性を割増している医療機関 (病院)	構造体の耐震安全性を割増ししている建築物 (棟)	(内訳)新耐震基準に対する割増率				
			1倍を超えて 1.25倍未満 (棟)	1.25倍以上 (棟)	1.25倍以上 1.5倍未満 (棟)	1.5倍以上 (棟)	免震構造 (棟)
全 体	846	1,680	146	1,534	968	292	274
災害拠点病院	356	854	61	793	433	192	168
救命救急センター	169	493	39	454	268	94	92
第二次救急医療機関	674	1,178	107	1,071	694	198	179

新築又は耐震改修工事の設計において、構造体の耐震安全性を割増ししている建築物は1,680棟となっている。このうち1,534棟は1.25倍以上の割増率となっており、その2割弱の274棟は免震構造を採用している。そして、耐震安全性の割増しに当たり免震構造を採用した医療機関に対して、その理由を確認したところ、災害拠点病院として、構造体だけではなく、病院機能の維持に必要な高度な医療機器等の重要機器を含む建物内の設備や備品類を大地震動から守ることを重視したためなどとしている。

このように、一部の医療機関では、大地震動後の病院機能の維持を目標として構造体の耐震安全性を検討し、建物自体の揺れを軽減させる免震構造を採用するなど、災害時における救護活動の拠点として期待される役割を果たすことを目指した耐震化対策を実施している。

(イ) 災害拠点病院等の電力設備の状況

前記のとおり、厚生労働省が定めた災害拠点病院の指定要件では、災害拠点病院に対し、電力設備について、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と3日分程度の燃料の確保を求めている。

また、厚生労働省は、災害拠点病院及び救命救急センターが、災害時に患者受入れの拠点となる病院であることから、耐震化の目標を設定し、重点的に耐震化を進めてきている。

以上を踏まえ、災害拠点病院及び救命救急センターを対象に、業務継続の観点から必要な対策が講じられているかに着眼して、自家発電設備の状況についてみると、次のとおりとなっている。

災害拠点病院及び救命救急センターの計643病院における自家発電設備の保有状況及び発電容量の状況は、図表3-12のとおりである。

図表3-12 災害拠点病院及び救命救急センターにおける自家発電設備の状況

医療機関の区分	分析対象 医療機関	自家発電設備を保有している医療機関						自家発電 設備を保 有してい ない医療 機関
		通常時に対する自家発電設備の発電容量の割合						
		3割未満	3割以上 5割未満	5割以上 6割未満	6割以上	不明		
	(病院)	(病院)	(病院)	(病院)	(病院)	(病院)	(病院)	(病院)
災害拠点病院及び 救命救急センター	643	643	36	142	101	359	5	0
(構成比)	(0%)	(100%)	(5.6%)	(22.1%)	(15.7%)	(55.8%)	(0.8%)	(0%)
災害拠点病院	624	624	34	139	98	348	5	0
(構成比)	(0%)	(100%)	(5.4%)	(22.3%)	(15.7%)	(55.8%)	(0.8%)	(0%)
救命救急センター	247	247	11	53	36	145	2	0
(構成比)	(0%)	(100%)	(4.5%)	(21.5%)	(14.6%)	(58.7%)	(0.8%)	(0%)

自家発電設備は、分析対象とした全ての災害拠点病院及び救命救急センターで保有している。しかし、災害拠点病院の指定要件である通常時の6割以上の発電容量のある自家発電設備を保有している医療機関の割合は、災害拠点病院で55.8%、救命救急センターで58.7%となっており、約4割の医療機関は、発電容量について災害拠点病院の指定要件を満たしていない。

また、災害拠点病院及び救命救急センターにおける自家発電設備の燃料の確保状況は、図表3-13のとおりである。

図表3-13 災害拠点病院及び救命救急センターにおける自家発電設備の燃料確保状況

医療機関の区分	分析対象 医療機関 (病院)	自家発電設備を保有している医療機関					自家発電設備を保有していない医療機関 (病院)
			自家発電設備の燃料確保(備蓄)量				
			1日分未満 (病院)	1日分以上 2日分未満 (病院)	2日分以上 3日分未満 (病院)	3日分以上 (病院)	
災害拠点病院及び 救命救急センター	643 (構成比) (0%)	643 (100%)	125 (19.4%)	70 (10.9%)	129 (20.1%)	319 (49.6%)	0 (0%)
災害拠点病院	624 (構成比) (0%)	624 (100%)	122 (19.6%)	69 (11.1%)	128 (20.5%)	305 (48.9%)	0 (0%)
救命救急センター	247 (構成比) (0%)	247 (100%)	34 (13.8%)	23 (9.3%)	53 (21.5%)	137 (55.5%)	0 (0%)

災害拠点病院の指定要件である3日分以上の自家発電設備の燃料を確保している医療機関の割合は、災害拠点病院で48.9%、救命救急センターで55.5%となっていて、約半数の医療機関は、燃料の確保量について災害拠点病院の指定要件を満たしておらず、特に約2割の医療機関は1日分未満の燃料しか確保していない。このため、これらの医療機関は、業務継続の観点から、災害時に停電が復旧するまでに要する時間を考慮するなどして、燃料の備蓄量を増やすなどの対策が必要であると考えられる。

また、自家発電設備の冷却方式は、空冷式と水冷式に大きく分けられ、水冷式の場合は、自家発電設備の運転時に冷却水の補給が必要となるものがある。そして、運転時に冷却水の補給が必要な自家発電設備は、断水すると、燃料が十分にあっても冷却水不足により、運転ができなくなることがある。自家発電設備の冷却方式については、災害拠点病院の指定要件に示されていないが、計画基準解説によると、災害時に救護活動を行う病院施設は、電力供給設備の信頼性の向上を図るため、原則として、自家発電設備の冷却方式に空冷式を採用することとされている。

自家発電設備の冷却方式及び燃料の確保量を含めた断水時の連続運転可能時間の状況は、図表3-14のとおりである。

図表3-14 災害拠点病院及び救命救急センターにおける自家発電設備の冷却方式等の状況

医療機関の区分	分析対象 医療機関 (病院)	自家発電設備を保有している医療機関						
		(病院)	冷却方式		断水時の連続運転可能時間			
			空冷式 (病院)	水冷式 (病院)	1日未満 (病院)	1日以上 2日未満 (病院)	2日以上 3日未満 (病院)	3日以上 (病院)
災害拠点病院及び 救命救急センター	643 (構成比)	643 (100%)	358 (55.7%)	285 (44.3%)	190 (29.5%)	73 (11.4%)	115 (17.9%)	265 (41.2%)
災害拠点病院	624 (構成比)	624 (100%)	349 (55.9%)	275 (44.1%)	186 (29.8%)	72 (11.5%)	113 (18.1%)	253 (40.5%)
救命救急センター	247 (構成比)	247 (100%)	132 (53.4%)	115 (46.6%)	64 (25.9%)	24 (9.7%)	49 (19.8%)	110 (44.5%)

計画基準解説のとおり空冷式の自家発電設備を採用している医療機関の割合は、災害拠点病院で55.9%、救命救急センターで53.4%となっている。そして、燃料の確保量を考慮した上で、断水して冷却水の補給ができなくても3日間以上の連続運転が可能な自家発電設備を保有する医療機関の割合は、災害拠点病院で

40.5%、救命救急センターで44.5%となっている。このように、断水時には、燃料の確保量だけでみた場合に比べて、3日間以上の連続運転が可能な自家発電設備を保有する医療機関の割合が、災害拠点病院で8.4ポイント、救命救急センターで11.0ポイント低下することとなる。そして、約3割の医療機関は、断水時には、自家発電設備を1日未満しか連続運転できないこととなり、これらの医療機関の数は、燃料の確保量だけでみた場合に比べて約1.5倍となっている。

このように、大地震動等により停電と断水が同時に発生すると、燃料が十分にあっても冷却水不足により自家発電設備の運転ができなくなることが想定される医療機関も見受けられる。このため、これらの医療機関は、災害時における業務継続の観点から、断水にも対応できる自家発電設備を導入するなどの対策が必要と考えられる。

停電と断水が同時に発生した場合、燃料が十分にあっても冷却水不足により自家発電設備の連続運転可能時間が短くなることから、災害拠点病院として災害発生時に期待される機能を十分に果たすため、自家発電設備の空冷化等の対策が必要な事例を示すと次のとおりである。

<事例-医療3>

A県の災害拠点病院である県立B病院は、厚生労働省が定める災害拠点病院の指定要件である3日分程度の燃料が確保された自家発電設備を整備している。

そして、B病院は、上水道からの給水が停止した場合に備え、A県生コンクリート工業組合と県との協定に基づく水輸送の支援を受けるなどの体制を整えたり、高度診療棟用として冷却水の補給が不要な自家発電設備を別途設置したりしている。しかし、病院本館棟に電力を供給する自家発電設備は、運転時に冷却水の補給が必要であり、運転時に必要な冷却水は約23時間分程度しか確保されていない。

このため、B病院の病院本館棟用の自家発電設備は、大地震動等により停電と断水が同時に発生した場合、外部からの給水支援を受けないと、燃料が十分にあっても冷却水不足により、23時間程度しか運転できないものとなっており、B病院は、災害拠点病院として災害発生時に期待される機能を十分に果たすため、冷却水の補給が不要な自家発電設備を導入するなどの対策が必要となっている。

(ウ) 災害拠点病院等の給水設備の状況

医療施設は、診療等のために一般の施設よりも大量の水が必要な施設であり、厚生労働省は、災害拠点病院の指定要件において、災害拠点病院に対し、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも利用可能な井戸設備の整備等により、災害時の

診療に必要な水を確保することを求めている。

そこで、災害拠点病院及び救命救急センターにおける給水設備の状況についてみると、次のとおりとなっている。

災害拠点病院及び救命救急センターにおける、受水槽及び井戸設備の状況は、図表3-15のとおりである。

図表3-15 災害拠点病院及び救命救急センターにおける受水槽及び井戸設備の状況

医療機関の区分	分析対象 医療機関 (病院)	1日当たりの平均使用水量に対する受水槽の容量						井戸設備の有無	
		0.5日分未満 (病院)	0.5日分以上 1.0日分未満 (病院)	1.0日分以上 1.5日分未満 (病院)	1.5日分以上 2.0日分未満 (病院)	2.0日以上 (病院)	受水槽 なし (病院)	井戸設備 を保有し ている医 療機関 (病院)	井戸設備 を保有し ていない 医療機関 (病院)
災害拠点病院及び 救命救急センター	643	56	223	196	73	93	2	357	286
(構成比)	(100%)	(8.7%)	(34.7%)	(30.5%)	(11.4%)	(14.5%)	(0.3%)	(55.5%)	(44.5%)
災害拠点病院	624	54	215	190	73	90	2	344	280
(構成比)	(100%)	(8.7%)	(34.5%)	(30.4%)	(11.7%)	(14.4%)	(0.3%)	(55.1%)	(44.9%)
救命救急センター	247	22	88	70	33	34	0	151	96
(構成比)	(100%)	(8.9%)	(35.6%)	(28.3%)	(13.4%)	(13.8%)	(0%)	(61.1%)	(38.9%)

受水槽の容量について、1日当たりの平均使用水量に対する割合でみると、受水槽の容量が0.5日分以上1日分未満の医療機関及び1日分以上1.5日分未満の医療機関が多く、それぞれ223病院及び196病院となっており、合わせると災害拠点病院及び救命救急センターの約7割を占めている。

なお、厚生労働省によると、災害拠点病院の指定要件で示されている受水槽の適切な容量とは、当該病院が診療を行う上で必要となる水の量を想定したもので、自家発電設備のように、具体的な数値による明確な定義はないとしている。このため、受水槽容量について、業務継続の観点から必要な対策が講じられているかを直ちに判断するのは困難である。

また、井戸設備を保有している災害拠点病院及び救命救急センターの割合は55.5%となっており、半数以上の医療機関が井戸設備の保有により災害時の水の確保を図っている。

(エ) 災害時の通信体制等の状況

災害時の救護活動を担う災害拠点病院は、業務継続の観点から、災害発生時における情報収集や連絡のための通信手段、応急活動体制の確保が重要である。

厚生労働省は、災害拠点病院の指定要件において、災害拠点病院に対し、衛星電話等を有し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し災害時に

情報を入力する体制を整えるとともに災害派遣医療チーム（DMAT）を保有することを求めており、特に災害派遣医療チーム（DMAT）については、25年度中に保有することを求めている。

そこで、災害拠点病院における通信体制及び災害派遣医療チーム（DMAT）の保有状況をみると、次のとおりとなっている。

災害拠点病院624病院における、通信体制の状況は、図表3-16のとおりである。

図表3-16 災害拠点病院における通信体制の状況

医療機関の区分	分析対象 医療機関 (A) (病院)	衛星固定電話、衛星携帯電話、衛星回線インターネットのいずれ か一つ以上保有している医療機関								EMISに参加して いる医療機関	
		通信手段別の保有内訳									
		衛星固定電話を 保有している医 療機関		衛星携帯電話を 保有している医 療機関		衛星回線イン ターネットを保 有している医 療機関					
		機関数 (B) (病院)	保有率 (B)/(A) (%)	機関数 (C) (病院)	保有率 (C)/(A) (%)	機関数 (D) (病院)	保有率 (D)/(A) (%)	機関数 (E) (病院)	保有率 (E)/(A) (%)	機関数 (F) (病院)	参加率 (F)/(A) (%)
災害拠点病院	624	543	87.0	253	40.5	513	82.2	310	49.7	595	95.4

災害拠点病院における通信体制については、災害拠点病院の87.0%に当たる543病院が衛星固定電話、衛星携帯電話又は衛星回線インターネットのいずれか一つの通信手段を保有しており、災害による地上回線の断絶等への対策を講じている。そして、災害拠点病院の95.4%に当たる595病院が広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）の保有状況は、図表3-17のとおりである。

図表3-17 災害拠点病院における災害派遣医療チーム（DMAT）の保有状況

災害拠点 病院の区 分	許可病床数の区分	分析対象医療 機関 (病院)	DMATを保有している医療機関			DMATを保有して いない医療機関 (病院)	
			(病院)	(内訳)保有チーム数			
				1チーム (病院)	2チーム以上 (病院)		
基幹災害 拠点病院	全体	56	56	5	51	0	
	(構成比)	(100%)	(100%)	(8.9%)	(91.1%)	(0%)	
	500床以上	46	46	3	43	0	
	(構成比)	(100%)	(100%)	(6.5%)	(93.5%)	(0%)	
	300床以上	9	9	2	7	0	
	500床未満	(構成比)	(100%)	(100%)	(22.2%)	(77.8%)	(0%)
	300床未満	1	1	0	1	0	
	(構成比)	(100%)	(100%)	(0%)	(100%)	(0%)	
地域災害 拠点病院	全体	568	419	206	213	149	
	(構成比)	(100%)	(73.8%)	(36.3%)	(37.5%)	(26.2%)	
	500床以上	206	173	58	115	33	
	(構成比)	(100%)	(84.0%)	(28.2%)	(55.8%)	(16.0%)	
	300床以上	219	161	86	75	58	
	500床未満	(構成比)	(100%)	(73.5%)	(39.3%)	(34.2%)	(26.5%)
	300床未満	143	85	62	23	58	
	(構成比)	(100%)	(59.4%)	(43.4%)	(16.1%)	(40.6%)	

災害派遣医療チーム（DMAT）を1チーム以上保有している災害拠点病院の割合は、基幹災害拠点病院で100%、地域災害拠点病院で73.8%となっている。基幹災害拠点病院は、全ての医療機関で災害派遣医療チーム（DMAT）を保有しているが、このうち、基幹災害拠点病院の指定要件である2チーム以上の災害派遣医療チーム（DMAT）を保有しているのは約9割に当たる51病院となっている。

また、地域災害拠点病院について、医療機関の規模を許可病床数で分類して災害派遣医療チーム（DMAT）の保有状況をみると、災害派遣医療チーム（DMAT）を保有している医療機関の割合は、許可病床数が500床以上の医療機関では84.0%となっている一方で、許可病床数が300床未満の医療機関では59.4%にとどまっており、医療機関の規模が大きいほど、災害派遣医療チーム（DMAT）を保有する医療機関の割合が高くなる傾向が見受けられる。

このように、医療機関の規模が大きいほど災害派遣医療チーム（DMAT）を保有する医療機関の割合が高くなるのは、災害派遣医療チーム（DMAT）を保有するためには、厚生労働省が認める講習会への参加や人事異動等による欠員の補充等により、一定数以上の人材を常に確保、維持する必要がある、医療機関の規模に関係なく一定の負担が生じることなどが要因の一つと考えられる。

(オ) 津波被害への対策状況

耐震改修等により、大地震動による建築物の倒壊等への対策を実施していても、大地震動後に発生した津波による浸水被害が想定される地域があり、災害救護活動の拠点として、津波による浸水被害への対応策の検討等が必要となる災害拠点病院等がある。

そこで、災害拠点病院及び救命救急センターにおける津波による浸水被害対策等の状況をみると、次のとおりとなっている。

災害拠点病院及び救命救急センターにおける津波による浸水被害対策等の状況は、図表3-18のとおりである。

図表3-18 災害拠点病院及び救命救急センターにおける津波による浸水被害対策等の状況

医療機関の区分	分析対象 医療機関 (病院)	津波浸水域に該当の有無				
		津波浸水域に該当する医療機関			津波浸水域に 該当しない医 療機関 (病院)	津波浸水域に 該当するか不 明の医療機関 (病院)
		(病院)	うち津波浸水 被害への対策 を検討又は実 施している医 療機関 (病院)	うち津波浸水 被害により病 院機能の維持 に影響がある と想定してい る医療機関 (病院)		
災害拠点病院及び救命救急センター	643	63	37	40	471	109
災害拠点病院	624	61	37	40	460	103
救命救急センター	247	27	20	17	178	42

地方公共団体が公表している津波ハザードマップで津波浸水域に該当する災害拠点病院及び救命救急センターは63病院となっており、そのうち、津波による浸水被害に何らかの対策を検討し、又は実施している医療機関は37病院となっている。そして、浸水被害への対策内容を確認したところ、非常用発電設備や災害用の備蓄倉庫を上層階に設置したり、重要機器がある部屋の入口に止水扉を設置したりするなどの対策を検討し、又は実施している医療機関が多数見受けられた。

津波浸水域に該当する災害拠点病院及び救命救急センターのうち、津波浸水被害により病院機能の維持に影響があると想定している医療機関が40病院となっており、これらの医療機関の中には、津波による浸水被害対策の検討等に時間を要するなどとして、対策が遅れている医療機関も見受けられる。

津波浸水被害への対策等に時間を要するなどして、施設の耐震化が遅れている事例を示すと次のとおりである。

<事例-医療4>

A県の災害拠点病院であるB病院は、手術室等がある本館棟等4棟が所要の耐震性能を確保していないことなどから、これらの本館棟等の耐震化について、平成25年度末完成を目途に、新耐震基準に基づいて建設された健康管理センター棟等を活用し、現所在地建替えを基本とする新病院建設計画を22年5月から進めていた。

しかし、B病院は、建設場所が海拔1mであることなどから、23年3月に発生した東日本大震災を契機に津波対策に関して上記の計画内容を見直したところ、高度医療機器等が1階にある健康管理センター棟等をそのまま活用する現行の計画では、津波対策等の面で十分でないと判断した。

そして、同年7月に計画を中断するとともに建設場所を含めた計画内容の再度の見直しを行ったが、適当な建設場所が市内に見つからなかったり、日常の診療行為が継続可能な条件で診察室等の重要機能を3階以上に移設する工程等の検討に時間を要したりなどした。

このため、B病院の耐震化の完了時期は26年度以降に遅れる状況となっている。

また、津波ハザードマップが公表されていない又は公表されているかが分からないため、津波浸水域に該当するか不明であるとする災害拠点病院及び救命救急センターは109病院となっており、その中には沿岸部の市町村に所在する医療機関も見受けられる。

(4) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 東北3県の被災の状況

東北3県の医療機関における被災状況については、東日本大震災後に厚生労働省が各県を通じて調査した資料等により分析を行った。分析に使用した資料によると、被害の程度については、当該施設の再利用が不可能な場合は全壊とし、それ以外で何らかの被害があった場合は一部損壊と整理している。

東北3県にある災害拠点病院、救命救急センター及び第二次救急医療機関の被災状況は、全壊が4病院、一部損壊が174病院となっており、全壊の原因は、全て津波によるものとなっている。

そして、一部損壊の医療機関における被害内容をみると、津波による浸水被害のほか、建築非構造部材では、地震動を原因とする天井材や壁面タイルの崩落、扉、窓等の建具類の変形等が、建築設備では、地震動を原因とするエレベーターの故障、ボイラーやポンプ類の破損、各種配管類の破損等がそれぞれ多く見受けられる。

イ 44都道府県の被災等の状況

(ア) 被災の概要

44都道府県の医療機関のうち、東日本大震災において被災した災害拠点病院、^(注9)救命救急センター及び第二次救急医療機関の建築物は、東京都等11都県に所在する461棟となっており、その主な被害要因は図表3-19のとおりである。

図表3-19 東日本大震災において被災した医療機関の主な被害要因

医療機関の区分	東日本大震災において被災した医療機関の建築物				左の建築物が所在する都道府県名	左のうち24年12月31日現在、取り壊されるなどして使用されていない建築物 (棟)
	主な被害要因					
	地震動 (棟)	津波 (棟)	液状化 (棟)			
全 体	461 (構成比) (100%)	454 (98.5%)	0 (0%)	7 (1.5%)	東京都、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡県各県	10
災害拠点病院	156 (構成比) (100%)	151 (96.8%)	0 (0%)	5 (3.2%)	東京都、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、静岡県各県	9
救命救急センター	95 (構成比) (100%)	90 (94.7%)	0 (0%)	5 (5.3%)	東京都、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川県各県	9
第二次救急医療機関	366 (構成比) (100%)	364 (99.5%)	0 (0%)	2 (0.5%)	東京都、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡県各県	1

(注) 都道府県別については別表5を参照。

東日本大震災において被災した医療機関の建築物461棟のうち、地震動を主な要因とする被害があった建築物は454棟、液状化を主な要因とする被害があった建築物は7棟となっている。なお、これらの被害があった建築物のうち10棟は、24年12月31日現在、取り壊されるなどして使用されていない。

(注9) 東京都等11都県 東京都、青森、秋田、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡各県

(イ) 建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況

東日本大震災において被災した医療機関の建築物461棟のうち、構造体について被害があった建築物は221棟となっており、その被災状況は図表3-20のとおりである。

図表3-20 構造体の被災状況

主な被害要因	構造体の被害の程度						計	
	全半壊		損傷		一部損傷			
		うちIs値が 0.6未満又 はIs値が不 明な建築物		うちIs値が 0.6未満又 はIs値が不 明な建築物		うちIs値が 0.6未満又 はIs値が不 明な建築物		うちIs値が 0.6未満又 はIs値が不 明な建築物
	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)
地震動	2	1	4	3	214	50	220	54
液状化	0	0	0	0	1	0	1	0
計	2	1	4	3	215	50	221	54

東日本大震災において構造体に被害があった建築物221棟の被害の程度は、全半壊が2棟、損傷が4棟、一部損傷が215棟となっている。そして、地震動を主な被害要因とする建築物について、被害の程度と構造体の耐震性能との関係を見ると、特に全半壊又は損傷という大きな被害があった建築物6棟のうち4棟は、Is値が0.6未満又はIs値が不明な建築物となっている。

建築非構造部材である外装材、建具及び天井材について被害があった医療機関の建築物における建築非構造部材の被災状況は、図表3-21のとおりである。

図表3-21 建築非構造部材の被災状況

主な被害要因		建築非構造部材の被害の程度																	
		外装材						建具						天井材					
		損傷		一部損傷		計		損傷		一部損傷		計		損傷		一部損傷		計	
		うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	
		(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)
地震動	4	4	237	127	241	131	6	6	213	119	219	125	3	3	206	112	209	115	
液状化	0	0	3	1	3	1	0	0	3	0	3	0	0	0	1	0	1	0	
計	4	4	240	128	244	132	6	6	216	119	222	125	3	3	207	112	210	115	

被災状況を外装材、建具及び天井材の部位ごとにみると、被害があった建築物は、外装材で244棟、建具で222棟、天井材で210棟となっており、建築非構造部材では、外装材に被害があった建築物が最も多くなっている。

建築設備である電力供給設備、照明設備及び給排水・衛生設備に被害があった医療機関の建築物における建築設備の被災状況は、図表3-22のとおりである。

図表3-22 建築設備の被災状況

主な被害要因	建築設備の被害の程度																	
	電力供給設備						照明設備						給排水・衛生設備					
	損傷		一部損傷		計		損傷		一部損傷		計		損傷		一部損傷		計	
	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	うち構造体に被害があった建築物	
	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	
地震動	5	2	25	19	30	21	2	1	82	51	84	52	21	6	169	88	190	94
液状化	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	0	0	7	1	7	1
計	5	2	25	19	30	21	2	1	84	52	86	53	21	6	176	89	197	95

被災状況を電力供給設備、照明設備及び給排水・衛生設備の設備ごとにみると、被害があった建築物は、電力供給設備で30棟、照明設備で86棟、給排水・衛生設備で197棟となっており、建築設備では、給排水・衛生設備に被害があった

建築物が最も多くなっている。

(ウ) 病院機能への影響

東日本大震災により病院機能に影響が生じて、入院患者を他の医療機関へ移送した医療機関は、19病院となっている。そして、入院患者を他の医療機関へ移送した理由は、大きく二つに分類され、建物の損傷を理由とするものと、ライフラインの途絶に伴う電力や水不足を理由とするものとなっている。

このように、ライフラインの途絶も病院機能に影響を与えることから、東日本大震災による停電及び断水対応の状況等についてみたところ、次のとおりとなっている。

東日本大震災により停電した医療機関における停電対応の状況は、図表3-23のとおりである。

図表3-23 東日本大震災による停電への対応状況

東日本大震災により 停電した日数	東日本大震災により停電した医療機関					
	(病院)	(病院)	自家発電設備を保有している医療機関			自家発電設備 を保有してい ない医療機関 (病院)
			(内訳)停電中の自家発電設備の稼働状況			
			正常稼働 (病院)	途中停止 (病院)	始動せず (病院)	
0.5日未満	27	25	25	0	0	2
0.5日以上1日未満	72	70	65	3	2	2
1日以上2日未満	87	84	76	4	4	3
2日以上	52	47	43	2	2	5
計	238	226	209	9	8	12

東日本大震災により停電した医療機関は238病院となっており、このうち1日以上2日未満停電した医療機関が87病院と最も多いが、2日以上停電した医療機関も52病院あり、最大で7日間停電していた医療機関も見受けられる。

そして、停電した医療機関のうち自家発電設備を保有している医療機関は226病院となっており、このうち停電終了まで自家発電設備が正常に稼働した医療機関は209病院となっている。また、自家発電設備を保有していても停電終了まで自家発電設備が稼働できなかった医療機関は17病院となっており、その理由としては、発電機の始動や制御に必要なシステムの故障及び燃料配管の破損等による燃料系の不具合が多く見受けられる。

東日本大震災により断水した医療機関における断水対応の状況は、図表3-24のとおりである。

図表3-24 東日本大震災による断水への対応状況

東日本大震災により 断水した日数	東日本大震災により断水した医療機関				
	(病院)	受水槽を保有している医療機関			受水槽を保有して いない医療機関 (病院)
		(病院)	(内訳)断水中の受水槽からの給水状況		
			断水終了まで給水 することができた 医療機関 (病院)	断水終了まで給水 することができな かった医療機関 (病院)	
1日未満	21	21	16	5	0
1日以上2日未満	21	21	11	10	0
2日以上3日未満	14	13	3	10	1
3日以上	49	49	16	33	0
計	105	104	46	58	1

東日本大震災により断水した医療機関は105病院となっており、このうち3日間以上断水した医療機関が49病院と最も多く、最大で150日間断水した医療機関も見受けられる。

そして、断水した医療機関のうち受水槽を保有している医療機関は104病院となっており、このうち断水終了まで受水槽から給水することができた医療機関は46病院となっている。また、受水槽を保有していても断水終了まで受水槽から給水することができなかった医療機関は58病院となっており、その理由としては、受水槽内の水量不足及びポンプ等の電気設備の不具合によるものが多く見受けられる。

4 庁舎施設等における耐震化対策等の状況

(1) 庁舎施設等の概要等

庁舎施設等の概要及び指定行政機関が作成している防災業務計画における各建築物の位置付けは以下のとおりである。

ア 庁舎施設の概要

地方公共団体は、条例に基づくなどして、地方公共団体の中央機関が入居する建築物として本庁舎、一部の区域内の事務を分掌させるなどのための出先機関が入居する建築物として支庁舎等をそれぞれ設置している。本庁舎は、単独の建築物の場合は少なく、本館、別館、議会棟等の複数の建築物により構成されている場合が多くなっていて、それぞれの建築物の建築年次が異なっている庁舎や、単独の建築物であっても増築や改築を繰り返している庁舎が見受けられる。また、支庁舎等も複数の棟に分かれている場合がある。

災対法によると、都道府県知事は、都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として都道府県現地災害対策本部をそれぞれ設置することができることとされている。同じく、市町村長は、市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができるなどとされている。そして、検査を実施した地方公共団体においては、災害対策本部の設置場所として、専用のスペースではなく、通常は会議室等として使用しているスペースを指定している事例が多く見受けられた。

公共建築物全般に関する地域防災計画の作成の基準となるべき事項は、消防庁防災業務計画に示されており、同計画によると、公共建築物の耐震改修促進について、防災拠点となる庁舎、消防本部等の耐震改修を促進するため、各施設の耐震診断結果を基にした耐震性に係るリストを作成し、緊急性の高い施設を絞り込み、重点化を図りながら着実に耐震性を確保するなどとされている。また、地震災害等の迅速かつ的確な情報伝達を行うため、通信施設の耐震性の確保、通信ルートの多重化、通信手段の多様化等地震災害の特性に対応した情報の収集・伝達体制の整備等

について定めることとされている。

イ 警察施設の概要

警察法（昭和29年法律第162号）によると、都道府県警察は、当該都道府県の区域につき警察の責務に任ずるものとされ、都道府県警察に要する経費は、国庫が支弁すると規定している経費を除き、当該都道府県が支弁することとされている。そして、都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置き、また、都道府県の区域を分かち、各地域を管轄する警察署を置くなどとされており、これらの組織が入居する建築物の整備は、国庫が経費を支弁する警察学校、機動隊等の警察施設を除き、当該都道府県が実施することとされている。

そして、国家公安委員会・警察庁防災業務計画によると、地域防災計画の作成の基準となるべき事項として、都道府県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別等に応じて、都道府県警察本部、警察署等に災害警備本部、災害警備準備本部、災害警備連絡室等を設置するものとされている。また、防災拠点となる警察施設については、その重要度を考慮し、耐震性、耐火性等の強化に努めること、警察本部等の警察の中核施設が損壊した場合に、特に指揮機能及び通信機能を確保するため、耐震性、耐火性等があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選択して、警察本部等の代替施設としての整備を図ることなどとされている。

ウ 消防施設の概要

消防組織法によると、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すること、市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理すること、市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならないこととされている。そして、市町村は消防事務を処理するため、消防本部、消防署等を設けなければならないとされており、これらの組織が入居する建築物の整備は当該市町村が実施することとされている。

消防庁防災業務計画によると、消防庁は、地方公共団体に対して消防庁舎等の安全性の点検等について助言等を行うなどとされている。また、地域防災計画の作成の基準となるべき事項として、消防庁舎の耐震化に関する事項について整備目標を定めること、非常用電源等に留意することなどとされている。

エ 構造耐震判定指標の割増し

上記のとおり、庁舎施設等の建築物については地方公共団体がそれぞれ整備して所有するなどしており、各施設の建築物の耐震化対策も当該建築物を所有する地方公共団体が実施することとなる。そして、多くの地方公共団体は、建築物の新築及び耐震診断の際に、「官庁施設の総合耐震診断基準」（一般財団法人建築保全センター）に準ずるなどして、建築物の防災上の重要度に応じて確保すべき耐震性能を、新耐震基準に基づき確保すべき耐震性能（ I_s 値では0.6に相当）よりも割増ししている。

耐震診断に係る構造耐震判定指標の割増しについては、各地方公共団体の判断に基づき、防災拠点となる建築物は1.5倍（ I_s 値では0.9）、避難所として指定する建築物は1.25倍（ I_s 値では0.75）などとしている。そして、各地方公共団体が行う耐震診断において、防災拠点となる建築物等について、 I_s 値が割増し後の構造耐震判定指標を下回った場合は耐震改修対象の建築物と位置付けるなどとしている。

オ 庁舎施設等の耐震化に係る調査

消防庁は、災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署等の公共施設等の耐震化が非常に重要であるとして、13年度に地方公共団体が所有又は管理する公共施設等の耐震診断、耐震改修の実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめた。そして、17年度からは毎年度、その進捗状況を確認するため、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（以下「消防庁調査」という。）を実施し、調査結果を公表している。

消防庁は、非木造の階数2以上又は延床面積200㎡超の公共施設等の建築物のうち、庁舎施設については防災拠点となる建築物を、また、警察施設及び消防施設については全ての建築物をそれぞれ消防庁調査の対象としている。さらに、避難所となる教育施設等の建築物、地域防災計画に医療救護施設として位置付けられている医療施設の建築物等についても同様に、対象としている（以下、消防庁調査の対象としている建築物を「消防庁調査建築物」という。）。

カ 分析の対象とした庁舎施設等の概要

44都道府県及び管内の1,615市町村が24年12月31日現在において所有していた庁舎施設等の建築物合計9,493棟（うち防災拠点となる建築物7,819棟）を分析の対象

とした。

対象とした施設別の棟数等については、図表4-1のとおりである。

図表4-1 施設別の棟数等

区分		対象建築物 (棟)	旧耐震基準に基づく建築物		新耐震基準に 基づく建築物 (棟)
			(棟)	うち昭和46年 以前に建設さ れた建築物 (棟)	
庁舎施設等の建築物	庁舎施設	3,855	2,217	1,227	1,638
	(構成比)	(100%)	(57.5%)	(31.8%)	(42.5%)
	うち防災拠点	2,181	1,231	664	950
	(構成比)	(100%)	(56.4%)	(30.4%)	(43.6%)
	警察施設(防災拠点)	1,502	699	272	803
	(構成比)	(100%)	(46.5%)	(18.1%)	(53.5%)
	消防施設(防災拠点)	4,136	1,923	484	2,213
	(構成比)	(100%)	(46.5%)	(11.7%)	(53.5%)
	計	9,493	4,839	1,983	4,654
	(構成比)	(100%)	(51.0%)	(20.9%)	(49.0%)
うち多数の者が 利用する建 築物	庁舎施設	2,685	1,578	862	1,107
	(構成比)	(100%)	(58.8%)	(32.1%)	(41.2%)
	うち防災拠点	1,798	994	514	804
	(構成比)	(100%)	(55.3%)	(28.6%)	(44.7%)
	警察施設(防災拠点)	1,139	511	172	628
	(構成比)	(100%)	(44.9%)	(15.1%)	(55.1%)
	消防施設(防災拠点)	853	301	77	552
	(構成比)	(100%)	(35.3%)	(9.0%)	(64.7%)
	計	4,677	2,390	1,111	2,287
	(構成比)	(100%)	(51.1%)	(23.8%)	(48.9%)
	うち防災拠点	3,790	1,806	763	1,984
	(構成比)	(100%)	(47.7%)	(20.1%)	(52.3%)

この内訳についてみると、庁舎施設については、都道府県及び市町村における本庁舎並びに都道府県及び政令指定都市における現地災害対策本部を設置する予定の支庁舎等、計3,855棟（うち災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する予定の建築物（防災拠点）2,181棟）となっている。警察施設については、警視庁、道府県警察本部及び警察署の組織が入居する建築物（防災拠点）1,502棟となっている。消防施設については、消防本部、消防署等の組織が入居する建築物（防災拠点）4,136棟となっている。そして、上記の対象建築物のうち、旧耐震基準に基づく建築物は、庁舎施設が2,217棟、警察施設が699棟、消防施設が1,923棟、合計4,8

39棟となっている。また、昭和45年に改正され、46年に施行された建築基準法施行令に基づく耐震基準（55年の改正とは異なり大規模地震を対象とした改正ではないので、旧耐震基準として扱われている。）以前の耐震基準に基づく建築物は、庁舎施設が1,227棟、警察施設が272棟、消防施設が484棟、合計1,983棟となっている。

そして、上記の対象建築物のうち、基本方針において、耐震化率を平成27年までに少なくとも9割とするとされた多数の者が利用する建築物は、庁舎施設が2,685棟、警察施設が1,139棟、消防施設が853棟、合計4,677棟となっている。

また、東北3県については、24年11月に消防庁が公表した消防庁調査（23年度末時点）における消防庁調査建築物計11,538棟を分析の対象とした。

(2) 庁舎施設等の耐震診断の状況

庁舎施設等の建築物に対する各地方公共団体の耐震診断の実施状況について、構造体、建築非構造部材及び建築設備の診断率等について、庁舎施設、警察施設及び消防施設の別に分析を行った。

ア 施設別の診断率

施設別の診断率は、図表4-2のとおりである。

図表4-2 施設別の診断率

区分			対象建築物					診断率 (B) / (A) (%)
				耐震診断の対象となる建築物 (A) (旧耐震基準に基づく建築物)		新耐震基準 に基づく建 築物		
				耐震診断実 施済 (B) (棟)	耐震診断未 実施 (棟)			
構造体	対象建築物	庁舎施設	3,855	2,217	1,525	692	1,638	68.8
		警察施設	1,502	699	638	61	803	91.3
		消防施設	4,136	1,923	1,153	770	2,213	60.0
		計	9,493	4,839	3,316	1,523	4,654	68.5
	うち多数の者が 利用する建築物	庁舎施設	2,685	1,578	1,231	347	1,107	78.0
		警察施設	1,139	511	485	26	628	94.9
		消防施設	853	301	246	55	552	81.7
		計	4,677	2,390	1,962	428	2,287	82.1
建築非 構造部材	対象建築物	庁舎施設	3,855	2,217	287	1,930	1,638	12.9
		警察施設	1,502	699	68	631	803	9.7
		消防施設	4,136	1,923	395	1,528	2,213	20.5
		計	9,493	4,839	750	4,089	4,654	15.5
	うち多数の者が 利用する建築物	庁舎施設	2,685	1,578	228	1,350	1,107	14.4
		警察施設	1,139	511	51	460	628	10.0
		消防施設	853	301	88	213	552	29.2
		計	4,677	2,390	367	2,023	2,287	15.4
建築 設備	対象建築物	庁舎施設	3,855	2,217	238	1,979	1,638	10.7
		警察施設	1,502	699	66	633	803	9.4
		消防施設	4,136	1,923	230	1,693	2,213	12.0
		計	9,493	4,839	534	4,305	4,654	11.0
	うち多数の者が 利用する建築物	庁舎施設	2,685	1,578	196	1,382	1,107	12.4
		警察施設	1,139	511	51	460	628	10.0
		消防施設	853	301	51	250	552	16.9
		計	4,677	2,390	298	2,092	2,287	12.5

(注) 都道府県別については別表4-1を参照。

対象とした建築物全体の構造体の診断率は68.5%となっている。また、対象とした建築物全体の建築非構造部材及び建築設備の診断率はそれぞれ15.5%及び11.0%となっている。

構造体の診断率を施設の別にみると、庁舎施設で68.8%、警察施設で91.3%、消防施設で60.0%となっていて、警察施設の診断率が最も高くなっている。

イ 構造体の耐震診断結果

構造体の耐震診断の結果は、図表4-3のとおりである。

図表4-3 構造体の耐震診断の結果

区分		耐震診断実施済の建築物（A）					
		(棟)	(B) = (C) + (D) + (E) (棟)	所要の耐震性能を確保していない建築物 (耐震改修等が必要)		診断結果が不明等 (E) (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物 (Is値0.6以上等) (棟)
				Is値による耐震診断結果			
				Is値0.3未満 (C) (棟)	Is値0.3以上、 0.6未満 (D) (棟)		
庁舎施設等の 建築物	庁舎施設	1,525	1,237	422	738	77	288
	警察施設	638	475	125	335	15	163
	消防施設	1,153	605	133	376	96	548
	計	3,316	2,317	680	1,449	188	999
	うち昭和46年以前に 建設された建築物	1,361	1,119	440	619	60	242

耐震診断を実施していた3,316棟の耐震診断の結果についてみると、新耐震基準に基づく耐震性能が確保されておらず耐震改修等が必要な建築物は2,317棟あり、耐震診断を実施した建築物の69.9%に上っている。

このうち、Is値を用いて構造体の耐震診断を実施していた建築物の診断結果についてみると、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値0.3未満の建築物は680棟、大規模地震で倒壊等の危険性があるとされるIs値0.3以上0.6未満の建築物は1,449棟となっている。そして、Is値0.3未満の建築物680棟の建築年次についてみると、昭和46年以前の建築物が440棟と6割以上を占めている。

このような状況となっている要因は、43年に発生した十勝沖地震を契機として45年に改正された耐震基準において、構造体の柱の鉄筋量を増加することとされたことなどにより、46年以降の建築物にIs値0.3未満の建築物の割合が少ない傾向となっていることにあると考えられる。

(3) 庁舎施設等の耐震改修の状況

地方公共団体は、基本方針に基づき、多数の者が利用する建築物を対象とするなどして、都道府県耐震改修促進計画、市町村耐震改修促進計画等において建築物の耐震化の目標を設定しており、目標とする年度を平成27年度、目標とする耐震化率を90%としている場合が多く見受けられる。また、耐震化対策の対象とする建築物については、多数の者が利用する建築物の規模に満たないため基本方針の目標の対象とはされていない建築物を含めている地方公共団体も多く見受けられる。

これらの各地方公共団体の状況を踏まえ、構造体、建築非構造部材及び建築設備の

耐震化率、強化地域及び推進地域（Ⅰ）に所在する建築物の耐震化率、地方公共団体の規模による建築物の耐震化率等耐震化の達成状況について、庁舎施設、警察施設及び消防施設の別に分析を行った。

ア 施設別の耐震化の状況

施設別の耐震化率は、図表4-4のとおりである。

図表4-4 施設別の耐震化率

区分			対象建築物 (A)					
			所要の耐震性能を確保している建築物					耐震化率 (E) / (A) (%)
			新耐震基準に 基づき建設さ れた建築物 (B)	耐震診断の結 果新耐震基準 に基づく耐震 性能を確保し ていることが 確認された建 築物 (C)	耐震改修工事 により新耐震 基準に基づく 耐震性能を確 保した建築物 (D)	計 (E) = (B) + (C) + (D)		
			(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	(棟)	
構造体	対象建築物	庁舎施設	3, 855	1, 638	288	432	2, 358	61. 2
		警察施設	1, 502	803	163	242	1, 208	80. 4
		消防施設	4, 136	2, 213	548	354	3, 115	75. 3
		計	9, 493	4, 654	999	1, 028	6, 681	70. 4
	うち多数の者が 利用する建築物	庁舎施設	2, 685	1, 107	189	371	1, 667	62. 1
		警察施設	1, 139	628	118	187	933	81. 9
		消防施設	853	552	66	132	750	87. 9
		計	4, 677	2, 287	373	690	3, 350	71. 6
建築 非構 造部 材	対象建築物	庁舎施設	3, 855	1, 638	67	78	1, 783	46. 3
		警察施設	1, 502	803	20	26	849	56. 5
		消防施設	4, 136	2, 213	198	119	2, 530	61. 2
		計	9, 493	4, 654	285	223	5, 162	54. 4
	うち多数の者が 利用する建築物	庁舎施設	2, 685	1, 107	43	66	1, 216	45. 3
		警察施設	1, 139	628	14	20	662	58. 1
		消防施設	853	552	33	36	621	72. 8
		計	4, 677	2, 287	90	122	2, 499	53. 4
建築 設 備	対象建築物	庁舎施設	3, 855	1, 638	46	64	1, 748	45. 3
		警察施設	1, 502	803	16	27	846	56. 3
		消防施設	4, 136	2, 213	104	55	2, 372	57. 4
		計	9, 493	4, 654	166	146	4, 966	52. 3
	うち多数の者が 利用する建築物	庁舎施設	2, 685	1, 107	28	59	1, 194	44. 5
		警察施設	1, 139	628	13	21	662	58. 1
		消防施設	853	552	15	21	588	68. 9
		計	4, 677	2, 287	56	101	2, 444	52. 3

(注) 都道府県別については別表4-2、別表4-3及び別表4-4を参照。

対象とした建築物全体の構造体の耐震化率は70.4%となっていて、このうち、多数の者が利用する建築物の耐震化率は71.6%と全体の耐震化率と差異は見受けられない。また、対象とした建築物全体の建築非構造部材及び建築設備の耐震化率はそ

れぞれ54.4%及び52.3%であり、構造体の耐震化率より20ポイント近く下回っている状況となっている。なお、建築非構造部材及び建築設備が新耐震基準に基づく耐震性能を確保している建築物のほとんどが、新耐震基準に基づいて建設された建築物である。

構造体の耐震化率を施設の別にみると、庁舎施設で61.2%、警察施設で80.4%、消防施設で75.3%となっていて、構造体の診断率と同様に警察施設が最も高くなっている。このうち、多数の者が利用する建築物についてみると、庁舎施設で62.1%、警察施設で81.9%、消防施設で87.9%となっていて、消防施設は全体の耐震化率に対して12.6ポイントも上回っている。そして、多数の者が利用する建築物に対する基本方針の目標である耐震化率9割に対しては、庁舎施設で27.9ポイント、警察施設で8.1ポイント、消防施設で2.1ポイントそれぞれ下回っている状況となっている。

警察施設の耐震化率が高くなっている要因は、国家公安委員会・警察庁防災業務計画に、その重要度を考慮し耐震性能等の強化に努めることとされていることなどにあると考えられる。また、消防施設のうち多数の者が利用する建築物の耐震化率が高くなっている要因は、多数の者が利用する建築物は、市町村の耐震改修促進計画に耐震化対策を執るべき優先度の高い建築物と位置付けられ耐震化対策に係る予算が配分されやすい環境にあることなどにあると考えられる。

また、消防庁調査建築物には教育施設や医療施設等の建築物も含まれているため44都道府県管内の庁舎施設等の建築物との単純な比較はできないが、東北3県の消防庁調査建築物の耐震化率（23年度末時点）をみると、77.6%（全国の消防庁調査建築物の耐震化率は79.3%）となっている。

イ 地域の分類及び地方公共団体の分類ごとの構造体の耐震化率

強化地域及び推進地域（Ⅰ）に指定された市町村に所在する庁舎施設等の建築物の構造体の耐震化率は、図表4-5のとおりである。

図表4-5 強化地域及び推進地域（Ⅰ）に指定された市町村に所在する庁舎施設等の建築物の構造体の耐震化率

区分	対象建築物 (A)			左のうち新耐震基準に基づく 耐震性能を確保している建築物 (B)			耐震化率 (B) / (A)		
	(棟)	うち強化 地域 (棟)	うち推進 地域(Ⅰ) (棟)	(棟)	うち強化 地域 (棟)	うち推進 地域(Ⅰ) (棟)	(%)	うち強化 地域 (%)	うち推進 地域(Ⅰ) (%)
庁舎施設等 の建築物	9,493	910	2,841	6,681	810	2,142	70.4	89.0	75.4

(注) 強化地域及び推進地域（Ⅰ）には重複して指定されている市町村があるため、両地域の建築物には重複して計上しているものがある。

強化地域及び推進地域（Ⅰ）に指定された市町村に所在する庁舎施設等の建築物の構造体の耐震化率は、強化地域で89.0%、推進地域（Ⅰ）で75.4%となっており、昭和54年から地域の指定を始めている強化地域の耐震化率が対象となる建築物全体や推進地域（Ⅰ）と比較して高くなっている。これは、教育施設と同様の傾向である。

強化地域における耐震化対策の取組の結果、耐震化率が高くなっている事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-庁舎1>

静岡県は、昭和51年に東海地震発生 of 切迫性が提唱されたことを契機に県政の重要施策として建築物の耐震化対策に取り組んでおり、54年2月に、新築の建築物に対する構造設計指針及び既設の建築物に対する耐震診断指針を独自に作成し県が所有する建築物の耐震基準としていて、これらの指針は新耐震基準の規定を先行的に取り入れた内容となっている。同年8月には県内全域が大震法に基づく強化地域に指定され、同法に基づき東海地震に対する建築物の安全性の確保に努めてきている。そして、平成16年4月に、「静岡県が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト」を、また、17年2月に、「静岡県が所有する公共建築物の耐震化計画」をそれぞれ公表し、同計画に基づき県が所有する公共建築物の耐震化を推進するとともに、同リスト及び同計画をそれぞれ毎年度更新している。

そして、同県内の市町も県の助言等に基づき同様の取組を行っており、この結果、同県及び管内の市町が所有する庁舎施設等の建築物の耐震化率（構造体）は95.0%と高くなっている。

また、地方公共団体を都道府県、政令指定都市及び政令指定都市を除く市町村に分類し、各分類に属する地方公共団体が所有する庁舎施設等の建築物の構造体の耐震化率をみると、図表4-6のとおりとなっている。

図表4-6 地方公共団体の分類ごとの構造体の耐震化率

区分	対象建築物 (A)				左のうち新耐震基準に基づく耐震性能 を確保している建築物 (B)				耐震化率 (B) / (A)			
	(棟)	都道府県	政令指定都市	左を除く市町村	(棟)	都道府県	政令指定都市	左を除く市町村	(%)	都道府県	政令指定都市	左を除く市町村
		(棟)	(棟)	(棟)		(棟)	(棟)	(棟)		(%)	(%)	(%)
庁舎施設等の建築物	9,493	1,977	849	6,667	6,681	1,575	705	4,401	70.4	79.7	83.0	66.0

地方公共団体の分類ごとの構造体の耐震化率についてみると、都道府県で79.7%、政令指定都市で83.0%、政令指定都市を除く市町村で66.0%となっており、政令指定都市を除く市町村の耐震化率が低くなっている、市町村の耐震化対策が遅れている状況となっている。

ウ 構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況

構造体の耐震診断の結果、新耐震基準に基づく耐震性能が確保されていないと診断された建築物及び耐震診断を実施していない建築物のうち、耐震改修等を実施しておらず耐震化対策が完了していない建築物の状況は、図表4-7のとおりである。

図表4-7 耐震化対策が完了していない建築物の状況

区分		対象建築物 (A) (棟)	新耐震基準に 基づく耐震性 能を確保して いる建築物 (B) (棟)	所要の耐震性能を確保していない建築物 (耐震改修等が必要)			
				Is値による耐震診断結果		耐震診断未実 施 (棟)	
				Is値0.3未満 (棟)	Is値0.3以上、 0.6未満等 (棟)		
							(C) = (A) - (B) (棟)
庁舎施設等 の建築物	庁舎施設	3,855	2,358	1,497	321	492	684
	警察施設	1,502	1,208	294	65	173	56
	消防施設	4,136	3,115	1,021	61	194	766
	計	9,493	6,681	2,812	447	859	1,506

構造体について耐震化対策が完了していない建築物は、全体で2,812棟となっており、このうち1,497棟は庁舎施設の建築物である。そして、耐震診断の結果、耐震改修等が必要とされた建築物であって耐震改修等を行っていないため大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値0.3未満の建築物が447棟見受けられ、このうち321棟は庁舎施設の建築物となっている。施設別にみた構造体の耐震化率も庁舎施設が61.2%と最も低い値となっており、庁舎施設の耐震化対策の遅れが顕著となっている。また、耐震診断を実施しておらず耐震性能が不明な建築物が1,506棟ある。

構造体の耐震診断の結果、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値0.3未満の建築物であるのに耐震改修を実施していない事例を示すと次のとおりである。

<事例-庁舎1>

A府B市役所本庁舎（新館）は、昭和46年に建設され、B市地域防災計画において災害対策本部を設置する予定の建築物として位置付けられている。また、B市は、同庁舎を災害対策の指揮命令中枢機能施設とも位置付けており、耐震診断の際に用いる構造耐震判定指標の割増しについて、防災上重要な拠点に対して用いられることが多い1.5倍を採用し、構造耐震判定指標をIs値0.9としている。

そして、B市は、同庁舎が旧耐震基準に基づく建築物であることから耐震診断を実施したところ、同庁舎のIs値は構造耐震判定指標を大幅に下回る0.3未満となっていて、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされる建築物であると診断され、耐震性能が確保されていない状況となっている。

しかし、B市によると、現在のところ建替えを前提とした耐震化対策の検討は行っているものの、財政的な理由が障害となって具体的な計画はないとしている。

エ 耐震化対策が完了していない理由

庁舎施設等の建築物のうち旧耐震基準に基づく建築物について、耐震診断を実施していなかったり、耐震診断の結果、耐震性能が確保されておらず耐震改修等が必要とされたのに耐震改修等を実施していなかったりする理由は、図表4-8のとおりである。

図表4-8 耐震化対策が完了していない理由

区 分		耐震化対策が完了していない理由（複数回答）							
		既に予算化されており、平成25年度までに実施予定であるため (件)	移転、建替、廃止等が決定しているため (件)	教育施設の耐震化対策を優先しているため (件)	構造体の耐震化対策を優先しているため (件)	予算の制約があるため (件)	耐震化対策に係る計画が途中で凍結しているため (件)	技術者が足りない、業務が多忙であるなど、業務上の制約があるため (件)	その他 (件)
構造体	庁舎施設	196	379	490		531	86	65	71
	警察施設	54	115	10		89	3	5	11
	消防施設	98	368	90		375	29	24	74
	計	348	862	590		995	118	94	156
建築非構造部材	庁舎施設	78	340	458	762	582	41	62	78
	警察施設	9	73	10	433	46	0	0	45
	消防施設	56	350	115	595	428	25	32	91
	計	143	763	583	1,790	1,056	66	94	214
建築設備	庁舎施設	84	349	454	764	573	37	57	78
	警察施設	7	78	10	437	42	0	0	45
	消防施設	53	347	120	626	425	24	31	110
	計	144	774	584	1,827	1,040	61	88	233

構造体の耐震化対策が完了していない理由について施設の別にみると、庁舎施設については、「予算の制約があるため」が最も多く、次に「教育施設の耐震化対策を優先しているため」となっている。警察施設については、「移転、建替、廃止等が決定しているため」が最も多く、消防施設については、「予算の制約があるため」が最も多くなっている。

また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化対策が完了していない理由については、庁舎、警察及び消防の各施設とも「構造体の耐震化対策を優先しているため」が最も多くなっており、地方公共団体が構造体に対する耐震化対策を優先している傾向が見受けられる。

オ 業務継続の観点からみた建築物の耐震化の状況

大規模な地震災害が発生した際、地方公共団体は災害応急活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになり、庁舎施設等はこれらの活動の拠点として重要な施設であることから、前記のように、多くの地方公共団体が、庁舎施設等の建築物に対して確保すべき耐震性能の割増しを行っている。また、防災基本計画によると、地方公共団体は、発災後速やかに、職員の非常参集及び情報収集連絡体制の確立を行うとともに、災害対策本部を設置するなど必要な体

制をとるものとされている。そこで、庁舎施設等の耐震性能の割増しの状況からみた耐震化率、災害対策本部を設置する予定の建築物の耐震性能等について分析を行った。

上記のほか、防災基本計画によると、国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続性の確保を図る必要があるとされている。そして、内閣府は、地方公共団体における防災時を想定した業務継続計画の策定促進に必要な検討を進め、平成22年4月に、業務継続体制に係る検討を支援することを目的として「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（以下「業務継続の手引」という。）を策定し、地震発災時における業務継続体制を確立するよう地方公共団体に求めている。また、前記のように、指定行政機関の防災業務計画において、防災拠点となる庁舎施設等については、代替施設の整備、通信手段の多様化及び非常用電源に留意することなどが求められている。そこで、防災拠点となる庁舎施設等における業務継続体制の確立の状況、代替施設の整備の状況等についても分析を行った。

(ア) 構造体の耐震性能の割増しの状況からみた耐震化率

庁舎施設等の建築物における構造体の耐震性能の割増しの状況からみた耐震化率は、図表4-9のとおりである。

図表4-9 構造体の耐震性能の割増しの状況からみた耐震化率

区分	対象建築物 (A)					割増しによる耐震性能を確保している建築物 (B)					割増しによる耐震化率(B)/(A)				
	(棟)	割増し 1.5倍の 建築物	割増し 1.25倍 の建築 物	その他 の割増 しの建 築物	割増し なしの 建築物	(棟)	割増し 1.5倍の 建築物	割増し 1.25倍 の建築 物	その他 の割増 しの建 築物	割増し なしの 建築物	(%)	割増し 1.5倍 の建築 物	割増し 1.25倍 の建築 物	その他 の割増 しの建 築物	割増し なしの 建築物
		(棟)	(棟)	(棟)	(棟)		(棟)	(棟)	(棟)	(棟)		(%)	(%)	(%)	(%)
庁舎施設	2,181	413	616	154	998	1,164	216	299	67	582	53.4	52.3	48.5	43.5	58.3
警察施設	1,502	601	576	31	294	835	340	270	16	209	55.6	56.6	46.9	51.6	71.1
消防施設	4,136	1,270	996	254	1,616	2,472	791	565	91	1,025	59.8	62.3	56.7	35.8	63.4
計	7,819	2,284	2,188	439	2,908	4,471	1,347	1,134	174	1,816	57.2	59.0	51.8	39.6	62.4

耐震性能の割増しの別にみた耐震化率は、1.5倍の建築物で59.0%、1.25倍の建築物で51.8%などとなっている。

(イ) 災害対策本部の設置場所の建築物の耐震性能等及び業務継続計画の策定状況等

災害対策本部の設置場所の建築物の新耐震基準に基づく耐震性能等は、図表4-10のとおりである。

図表4-10 災害対策本部の設置場所の建築物の耐震性能等

区分	地方公共団体数				
		災害対策本部の設置場所を特定しており、当該建築物の耐震性能を確保している地方公共団体	(A) + (B)	災害対策本部の設置場所を特定しているものの、当該建築物の耐震性能を確保していない地方公共団体 (A)	災害対策本部の設置場所を特定していない地方公共団体 (B)
	(団体)	(団体)	(団体)	(団体)	(団体)
都道府県	44	35	9	2	7
市町村	1, 615	665	950	405	545

44都道府県及び1,615市町村のうち、災害応急対策等を実施するための災害対策本部の設置場所を特定しており、当該建築物の耐震性能を確保している地方公共団体は、35都道府県及び665市町村となっている。そして、2都道府県及び405市町村においては、災害対策本部の設置場所を特定しているものの、当該建築物の耐震性能を確保しておらず、地震によってこれらの建築物が被災する可能性が高くなっている。7都道府県及び545市町村においては、地域防災計画等に、災害対策本部の設置場所を特定していなかったり、災害時に被災していない適当な施設に設置するなど漠然とした想定となっていたりなどしており、発災時に災害対策本部の設置が遅れる可能性が高くなっている。

また、業務継続の手引によると、「業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震発災時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である」とされている。

そして、地方公共団体における業務継続計画の策定状況及び災害対策本部の設置場所の建築物の耐震性能等との関連についてみると、図表4-11のとおりとなっている。

図表4-11 地方公共団体における業務継続計画の策定状況等

区分	地方公共団体数								
	(団体)	業務継続計画の策定状況		(団体)	業務継続計画の策定状況		(団体)	業務継続計画の策定状況	
		策定済み (A) + (C) (団体)	未策定 (B) + (D) (団体)		策定済み (A) (団体)	未策定 (B) (団体)		策定済み (C) (団体)	未策定 (D) (団体)
都道府県	44	27	17	35	23	12	9	4	5
市町村	1, 615	129	1, 486	665	73	592	950	56	894

業務継続計画の策定状況についてみると、策定済みの地方公共団体は、27都道府県及び129市町村にとどまっている状況である。

そして、災害応急対策等を実施することとなる災害対策本部の設置場所を特定しており、当該建築物の耐震性能を確保している35都道府県及び665市町村のうち23都道府県及び73市町村においては、地震発災時における業務継続性を確保するための業務継続計画についても策定している。

一方、災害対策本部の設置場所を特定しているものの、当該建築物の耐震性能を確保していなかったり、災害対策本部の設置場所を特定していなかったりしている9都道府県及び950市町村のうち5都道府県及び894市町村においては、業務継続計画についても策定していない状況である。これらの地方公共団体においては、災害対策本部となる建築物が被災したり、災害対策本部の設置に時間を要したりする可能性が高い上に、業務継続計画を策定していないため、非常時優先業務の執行に支障が生ずる可能性がより高くなっていると考えられる。

(ウ) 業務継続計画を策定していない理由等

業務継続計画を策定していない理由等については、図表4-12のとおりである。

図表4-12 業務継続計画を策定していない理由等

区分	業務継続計画を策定していない理由等							その他
	具体的な時期を設定した上で、策定に向けた作業を行っているため (件)	具体的な時期は設定していないが、策定に向けた作業を行っているため (件)	業務継続計画を策定する必要がないと判断していたためであるが、東日本大震災を契機に、策定の必要性を認識し、検討を始めたため (件)	地域防災計画の修正等の作業を優先しているため (件)	業務継続計画を策定するノウハウがないため (件)	業務継続計画を策定しなくても不都合はなく、今後も策定する予定はないため (件)	法令等で策定が義務付けられていないことから、今後も策定する予定はないため (件)	
都道府県	7	4	1	4	0	0	0	1
市町村	151	249	111	760	114	41	33	27
計	158	253	112	764	114	41	33	28

業務継続計画を策定していない理由等についてみると、「地域防災計画の修正等の作業を優先しているため」としている地方公共団体が大半を占めているほか、「業務継続計画を策定するノウハウがないため」とする地方公共団体も少なからずあり、多くの地方公共団体において、業務継続計画を策定するための人員や知見が不足していることが業務継続計画の策定率が低くなっている要因であると考えられる。

地震発災時における業務継続性を確保するため、業務継続計画を策定した地方公共団体の事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-庁舎2>

東京都新宿区は、地域防災計画において、災害対策本部を本庁舎（昭和41年建設）に設置する予定としているが、平成24年6月に同庁舎の耐震診断を実施したところ、Is値が構造耐震判定指標を大幅に下回る結果となったことから緊急対策として仮補強工事を実施し、また、27年11月を目途に恒久的な耐震化対策を完了する予定であるとしている。一方、同区は、震災時における業務継続性を確保するため、22年7月に「新宿区事業継続計画（地震編）」を策定しており、同計画において、災害対策本部の代替施設として、8年に建設された区立防災センターを指定するなどの取組を実施している。

また、地方公共団体は、大規模災害時には膨大な災害応急業務に対応するとともに、継続すべき通常業務にも対応しなければならないが、その一方で、庁舎の被害や職員の被災等の影響により行政機能が大幅に低下する事態が想定される。このような事態における業務継続性の確保に関する先進的な取組として、他の地方公共団体等から応援を受けた場合に、その応援を最大限に生かすための計画（以下「受援計画」という。）の策定を行った地方公共団体がある。

受援計画を策定した地方公共団体の事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-庁舎3>

兵庫県神戸市は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では他から応援を受ける側として、また、23年3月に発生した東日本大震災では被災地を応援する側として得た経験と教訓を基に、大規模災害時に他の地方公共団体等からの応援を最大限に生かすことを目的として、「神戸市災害受援計画」を25年3月に策定している。同市は、応援を必要とする業務や受入れ体制等を明確にするため、同計画において、応援受入本部の設置や受援担当者の指定、応援者に求める経験・資格等の指定、民間に協力を求めることが可能な業務の選定等について定めている。

(エ) 代替施設の設定状況等

庁舎施設等のうち、防災拠点となる建築物に対する代替施設の設定状況等は、図表4-13のとおりである。

図表4-13 代替施設の設定状況等

区分	防災拠点となる建築物						
	(棟)	代替施設の設定あり				代替施設の設定なし	
		(棟)	代替施設が耐震性能を確保している (棟)	代替施設が耐震性能を確保していない (棟)	うち防災拠点となる建築物の耐震性能を確保していない (棟)	(棟)	うち防災拠点となる建築物の耐震性能を確保していない (棟)
庁舎施設	2, 181	1, 023	862	161	78	1, 158	325
都道府県	323	52	41	11	4	271	45
市町村	1, 858	971	821	150	74	887	280
警察施設	1, 502	657	380	277	51	845	154
警察本部	251	72	68	4	0	179	34
警察署	1, 251	585	312	273	51	666	120
消防施設	4, 136	216	188	28	11	3, 920	969
消防本部	704	82	67	15	6	622	141
消防署等	3, 432	134	121	13	5	3, 298	828
計	7, 819	1, 896	1, 430	466	140	5, 923	1, 448

(注) 都道府県別については別表4-5を参照。

代替施設を設定していない建築物のうち耐震性能を確保していない建築物は、庁舎施設で325棟、警察施設で154棟、消防施設で969棟となっている。これらの建築物を所有する地方公共団体においては、当該建築物が被災するなどした場合には、災害応急活動等に支障が生ずる可能性が高くなっていると考えられる。

一方、代替施設の設定に当たり、警察施設及び消防施設については、その職務や機能上の制約が多いと考えられる。

(ウ) 災害時優先電話の設置及び通信手段の多重化の状況

庁舎施設等の建築物のうち、防災拠点となる建築物における災害時優先電話（各電気通信事業者が提供している災害時等でも通信制限を受けず発信等を行うことができる電話のこと）の設置状況及び衛星携帯電話の配備等の通信手段の多重化の状況は、図表4-14のとおりである。

図表4-14 災害時優先電話の設置及び通信手段の多重化の状況

区分	防災拠点となる建築物				
	(A) (棟)	災害時優先電話を設置している建築物		通信手段の多重化を図っている建築物	
		(B) (棟)	(B) / (A) (%)	(C) (棟)	(C) / (A) (%)
庁舎施設	2,181	1,835	84.1	1,214	55.7
警察施設	1,502	1,225	81.6	920	61.3
消防施設	4,136	3,496	84.5	1,159	28.0
計	7,819	6,556	83.8	3,293	42.1

災害時優先電話の設置状況についてみると、庁舎施設で84.1%、警察施設で81.6%、消防施設で84.5%となっている。また、防災行政無線、警察無線、消防無線等の通常業務に使用する通信手段のほか、衛星電話等の非常用の通信手段を確保することにより通信手段の多重化を図っているものは、庁舎施設で55.7%、警察施設で61.3%、消防施設で28.0%となっていて、災害時優先電話の設置状況に比べて低く、その中でも消防施設の多重化の状況が著しく低くなっている。

(カ) 自家発電設備の設置状況

庁舎施設等のうち、防災拠点となる建築物における自家発電設備の設置状況（設置の有無、連続運転可能時間及び津波の浸水高さに対する設置高さ）は、図表4-15のとおりである。

図表4-15 自家発電設備の設置状況

区分	防災拠点となる建築物(A)																
	自家発電設備を設置している建築物(B)																
	自家発電設備の連続運転可能時間										津波の浸水想定						
	72時間以上 (C)		24時間以上72時間 未満 (D)		24時間未満 (E)		不明 (F)		自家発電設備が津 波の浸水想定区域 にない建築物 (G)		自家発電設備が津 波の浸水想定より 高い位置にある建 築物 (H)		自家発電設備が津 波の浸水想定より 低い位置にある建 築物 (I)				
	(棟)		(B) / (A)	(C) / (B)		(D) / (B)		(E) / (B)		(F) / (B)		(G) / (B)		(H) / (B)		(I) / (B)	
	(棟)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)
庁舎 施設	2, 181	1, 638	75. 1	341	20. 8	374	22. 8	874	53. 4	49	3. 0	1, 386	84. 6	143	8. 7	109	6. 7
警察 施設	1, 502	1, 298	86. 4	284	21. 9	235	18. 1	774	59. 6	5	0. 4	1, 167	89. 9	43	3. 3	88	6. 8
消防 施設	4, 136	2, 643	63. 9	274	10. 4	536	20. 3	1, 744	66. 0	89	3. 4	2, 053	77. 7	435	16. 5	155	5. 9
計	7, 819	5, 579	71. 4	899	16. 1	1, 145	20. 5	3, 392	60. 8	143	2. 6	4, 606	82. 6	621	11. 1	352	6. 3

(注) 都道府県別については別表4-6を参照。

自家発電設備の設置の有無についてみると、庁舎施設で75.1%、警察施設で86.4%、消防施設で63.9%となっている。一方、自家発電設備の連続運転時間についてみると、24時間未満のものが60.8%と最も多くなっており、一般的に災害時における業務継続性確保のために必要であると考えられる72時間以上のものは16.1%にとどまっている。

また、自家発電設備を設置している庁舎のうち想定される津波の浸水高さより低い位置に自家発電設備が設置されているものが、庁舎施設で6.7%（109棟）、警察施設で6.8%（88棟）、消防施設で5.9%（155棟）と少なからず見受けられる。

自家発電設備が津波の浸水高さより低い位置に設置されている事例を示すと次のとおりである。

<事例-庁舎2>

A県B市役所本庁舎（行政棟）は、平成4年に建設され、B市地域防災計画において災害対策本部を設置する予定の建築物として位置付けられている。しかし、同庁舎はA県が指定する津波浸水想定地域に建設されていて0.01m以上0.3m未満の浸水が想定されていることから、地下1階に設置されている自家発電設備は津波により浸水するおそれがある。このような状況について、B市は、地下への開口部である駐車場へのスロープ上部（地上部分）へ土のうを積み上げ、地下への浸水を防ぐなどの措置を執ることにより自家発電設備の機能は確保できるとしている。

(4) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 東北3県の被災の状況

(ア) 庁舎施設の被災の状況

岩手県管内の状況は、岩手県が作成した資料によると、9市町村において庁舎施設に何らかの被害があり、このうち4市町において庁舎施設が全壊している。これら9市町村は沿岸部に位置している。

宮城県管内の状況は、宮城県が作成した資料によると、県が所有する施設については、地方合同庁舎2棟が内装の破損、汚損が甚大であるなどのことから解体されており、本庁舎等12棟に何らかの被害が生じている。市町村が所有する施設については、35市町村において何らかの被害が生じている。

福島県管内の状況は、福島県が作成した資料によると、県が所有する施設については、合同庁舎等2棟が使用中止となる被害が生じており、県庁舎等8棟に何ら

かの被害が生じている。市町村が所有する施設については5市町において庁舎が被災し、その全部又は一部が使用できなくなる被害が生じている。

(イ) 警察施設の被災の状況

平成24年度版警察白書（国家公安委員会・警察庁編）によると、宮城、福島両県の警察本部に被害が生じている。また、岩手県内の14警察署、宮城県内の24警察署、福島県内の20警察署、計58警察署に被害が生じている。

(ウ) 消防施設の被災の状況

消防庁が取りまとめた「東日本大震災による消防職員・消防本部等の被害状況」によると、岩手県内の18棟、宮城県内の76棟、福島県内の66棟、計160棟の消防施設が被災しており、この内訳についてみると、全壊が16棟、半壊が11棟、一部損傷が133棟となっている。

イ 44都道府県の被災等の状況

分析の対象とした庁舎施設等の建築物のうち、15都道府県^(注10)における建築物625棟が東日本大震災により被災している。また、東日本大震災を原因として、24年12月31日までに取り壊されたり用途廃止されたりしたため、耐震化対策等の状況の分析の対象としなかった建築物^(注11)（以下「廃止等建築物」という。）が5都県で28棟ある。これらの建築物の被災等の状況は、次のとおりである。

(ア) 被災等の概要

庁舎施設等の被災等の状況は、図表4-16のとおりである。

図表4-16 庁舎施設等の被災等の状況

区分	被災した建築物				左の建築物の復旧工事の状況			被害のあった都道府県
	(棟)	主な被災の要因			実施済 (棟)	実施中 (棟)	未着手 (廃止予定を含む) (棟)	
		地震動 (棟)	津波 (棟)	液状化 (棟)				
庁舎施設	319	316	1	2	227	12	80	東京都、大阪府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川県、山梨、長野、静岡県各県 計14都府県
警察施設	85	85	0	0	78	0	7	山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川県各県 計7県
消防施設	221	215	2	4	125	6	90	東京都、北海道、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川県各県 計10都道府県
計	625	616	3	6	430	18	177	東京都、北海道、大阪府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川県、山梨、長野、静岡県各県 計15都道府県

(注) 都道府県別については別表5を参照。

構造体、建築非構造部材又は建築設備のいずれかが被災した建築物は15都道府県において625棟あり、この内訳は庁舎施設で319棟、警察施設で85棟、消防施設で221棟となっている。これらの建築物が被災した主な要因を地震動、津波、液状化の別に分類すると、地震動によるものが616棟、津波によるものが3棟、液状化によるものが6棟であり、ほとんどが地震動によるものとなっている。また、これらの建築物の復旧等の状況については、復旧工事実施済みのものが430棟、実施中のものが18棟、未着手（廃止予定の場合を含む）のものが177棟となっている。

(イ) 構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況

庁舎施設等の建築物の構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況は、図表4-17のとおりである。

図表4-17 構造体、建築非構造部材及び建築設備の被災の状況

区分		被災した建築物		
		(棟)	新耐震基準に基づく耐震性能を確保している建築物 (棟)	新耐震基準に基づく耐震性能を確保していない建築物 (棟)
構造体		130	61	69
	うち損傷したもの	7	1	6
	うち一部損傷したもの	123	60	63
建築非構造部材	外装材	195	92	103
	建具	179	100	79
	天井材	158	91	67
	延べ計	532	283	249
建築設備	電力供給設備	18	10	8
	照明設備	50	29	21
	通信連絡設備	14	5	9
	自家発電設備	14	8	6
	延べ計	96	52	44

(注) 建築非構造部材及び建築設備の棟数は、重複しているものがある。

構造体が被災した建築物は130棟あり、これらの被災の状況は、全半壊した建築物はなく、損傷した建築物が7棟となっていて、これら7棟の建築物は、倒壊等の危険性があることなどから人命を考慮して使用を中止している。

構造体が被災した建築物のうち、新耐震基準に基づく耐震性能を確保している建築物は61棟、新耐震基準に基づく耐震性能を確保していない建築物は69棟となっている。

構造体が被災し、使用を中止した建築物の事例を示すと次のとおりである。

<事例-庁舎3>

A県B市役所本庁舎は、昭和47年に建設された地上6階地下1階の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）の建築物であり、B市地域防災計画において災害対策本部を設置する予定の建築物として位置付けられている。B市は、同庁舎が旧耐震基準に基づく建築物であることから平成8年に耐震診断を実施したところ、 I_s 値が構造耐震判定指標を大幅に下回る結果となったことから、耐震化対策を検討していた。

B市内における東北地方太平洋沖地震の震度は、6弱が観測されており、同庁舎は地震動により構造体に損傷が生じ、B市は、職員及び市民の安全確保のため同庁舎の使用を中止した。そして、B市は、国土交通省監修の震災建築物の被災度区分判定基準に基づき同庁舎の被災状況を診断した結果、同庁舎は耐震化対策がなされるまで使用禁止と判定された。25年2月の会計実地検査時点においては、仮設庁舎の整備、既存施設の活用、民間ビルの借り上げ等により本庁舎等の機能を7箇所分散して事務を行っている状況であった。

なお、B市は、25年2月に、同庁舎を解体し現在地へ新庁舎を建設する方針を決定してい

る。

建築非構造部材が被災した建築物は延べ532棟あり、このうち、新耐震基準に基づく耐震性能を確保している建築物は延べ283棟、新耐震基準に基づく耐震性能を確保していない建築物は延べ249棟となっている。

建築設備が被災した建築物は延べ96棟あり、このうち、新耐震基準に基づく耐震性能を確保している建築物は延べ52棟、新耐震基準に基づく耐震性能を確保していない建築物は延べ44棟となっている。

新耐震基準に基づく耐震性能を確保しているものの、建築非構造部材及び建築設備が被災した建築物の事例を示すと次のとおりである。

<参考事例-庁舎4>

大阪府咲洲庁舎は、平成7年に新耐震基準に基づき建設された地上55階、地下3階の鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）の建築物であり、同府の本庁機能の一部が入居している。

同庁舎が所在する大阪市内においては東北地方太平洋沖地震で震度3が観測されているが、同庁舎は、長周期地震動（固有周期が長い超高層建物と共振する性質があるとされる揺れ）の影響とみられる大きな揺れに襲われ、内装材や防火戸等の一部で破損が見られたほか、エレベーターロープの絡まりによるエレベータの停止や閉じ込め事象が発生した。梁、柱等の構造体については、超音波探傷検査等により調査を行った結果、損傷は認められなかった。

同府は、損傷があった内装材等について緊急補修工事を実施し、23年5月までに完了した。また、建物自体が倒壊・崩壊するおそれはないものの、長周期地震動の揺れを軽減し建築物内部の安全性を高めるため、25年度までにダンパー（制振部材）を設置するなどの改修工事を実施することとしている。

(ウ) 廃止等建築物の被災の状況

廃止等建築物の被災状況は、図表4-18のとおりである。

図表4-18 廃止等建築物の被災状況

区分	廃止等建築物					左の建築物の被災の状況			被害のあった都道府県
	主な被災の要因					全半壊	損壊	一部損壊等	
	(棟)	地震動 (棟)	津波 (棟)	液状化 (棟)	火災 (棟)				
庁舎施設等の建築物	28	27	1	0	0	6	13	9	東京都、茨城、栃木、埼玉、千葉各県 計5都県

廃止等建築物は5都県において28棟あり、このうち27棟の被災の主な要因は地震動によるものである。これらの被災の状況は、全半壊が6棟、損傷が13棟、一部損傷等が9棟となっている。

廃止等建築物の事例を示すと次のとおりである。

<事例-庁舎4>

A県B市役所本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎は、それぞれ昭和33年、41年及び56年に建設された建築物であり、B市地域防災計画によると、いずれかの庁舎に災害対策本部を設置する予定としている。しかし、B市は、教育施設の耐震化対策を優先していたことから、平成23年3月時点において、旧耐震基準に基づく建築物である各庁舎の耐震診断を実施していなかった。

B市内における東北地方太平洋沖地震の震度は、6強が観測されており、各庁舎は地震動により被災した。B市は、各庁舎の危険度を調査した結果、立ち入ることが危険であるとの判定であり、その後、各庁舎とも使用不可と判断し解体した。25年2月の会計実地検査時点においては、プレハブ造の仮設庁舎4棟で事務を行っている状況であった。

なお、B市は、新庁舎の28年度の完成を目標とする基本構想を策定している。

<事例-庁舎5>

A県B市役所本庁舎は、昭和37年に建設された地上5階地下1階の鉄筋コンクリート造の建築物であり、B市地域防災計画において災害対策本部を設置する予定の建築物と位置付けられている。B市は、同庁舎が旧耐震基準に基づく建築物であることから平成17年度に耐震診断を行ったところ、構造耐震判定指標を大幅に下回る結果となっていて、大規模地震で倒壊等の危険性が高い建築物であると診断されたことから耐震化対策を検討していた。

B市内における東北地方太平洋沖地震の震度は、5弱が観測されており、同庁舎は地震動により構造体が損傷するなどの被害が生じた。B市は、地震の翌日である23年3月12日に同庁舎の危険度を調査した結果、立ち入る場合は十分注意が必要であるとの判定であったことから同庁舎内への立ち入りを禁止した。その後、同年10月に国土交通省監修の震災建築物の被災度区分判定基準に準じて同庁舎の被災状況を診断した結果、詳細調査を行い復旧の要否を検討するものと判定されたことなどから耐用年数、耐震改修工事費等について総合的な検討を行い、B市は、同庁舎の継続使用は不可と判断し24年度に同庁舎を解体した。25年5月の会計実地検査時点では、既存施設の活用等により本庁舎機能を分散して事務を行っている状況であった。

なお、B市は、会計実地検査時点において、新庁舎の建設に関する基本構想を策定し、27年度の完成を目標として整備手法等の検討を行っていた。

(エ) 災害応急活動への支障

庁舎施設等の建築物が被災したことにより、情報収集、他機関との連絡調整等の災害応急活動に支障があった建築物は、図表4-19のとおりである。

図表4-19 庁舎施設等の被災の災害応急対策への支障

区分	被災により災害応急活動に支障を生じた建築物 (棟)	被災により災害応急活動に支障を生じた要因(複数回答)								
		外装材の損傷によるもの (件)	建具の損傷によるもの (件)	天井材の損傷によるもの (件)	電力供給設備の損傷によるもの (件)	照明設備の損傷によるもの (件)	通信連絡設備の損傷によるもの (件)	自家発電設備の損傷によるもの (件)	ライフラインの途絶によるもの (件)	その他 (件)
庁舎施設等の建築物	74	4	11	8	3	3	6	8	53	12

被災により災害応急活動に支障を生じた建築物は74棟となっていて、支障を生じた要因で最も多かったのはライフラインの途絶によるものの53件である。

庁舎施設等において、建築物が被災したことにより、災害応急活動に支障が生じた事例を示すと次のとおりである。

<事例-庁舎6>

A県B市役所本庁舎は、昭和38年に建設された地上3階の鉄筋コンクリート造の建築物であり、B市地域防災計画において災害対策本部を設置する予定の建築物として位置付けられている。しかし、B市は、教育施設の耐震化対策を優先していたことから、平成23年3月時点において、旧耐震基準に基づく建築物である本庁舎の耐震診断を実施していなかった。

B市内における東北地方太平洋沖地震の震度は、6強が観測されており、本庁舎は、地震動により、柱、梁等にひび割れが発生したり、階段が損傷して崩落のおそれがあったり、ほとんどの窓ガラスが破損、飛散したりなどしたため、B市は、本庁舎での業務は危険と判断して使用を中止し、災害対策本部を被災を受けなかった別の庁舎（新耐震基準に基づく建築物）に設置した。

B市によると、災害対策本部を設置することを予定していた本庁舎が被災したことにより、災害対策本部の設置及び災害応急活動の体制の確立に時間を要したとしている。また、情報通信機器を本庁舎に設置していたため、国及び県との情報交換並びに市民への情報伝達に支障が生じたとしている。

なお、B市は、25年5月の会計実地検査時点において、仮設庁舎の整備、既存施設の活用等により本庁舎機能を分散して事務を行っている状況であり、本庁舎を解体し29年度の完成を目標として改築することとする基本構想に基づき、整備手法等の検討を行っていた。

(注10) 15都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡各県

(注11) 5都県 東京都、茨城、栃木、埼玉、千葉各県

5 地方公共団体等の公共建築物における耐震化対策等の状況

地方公共団体等の公共建築物における耐震化対策等の状況を、教育施設、医療施設及び庁舎施設等の各施設別並びに構造体、建築非構造部材及び建築設備の別にみると、図表5-1のとおりとなっている。

図表5-1 施設別並びに構造体、建築非構造部材及び建築設備の別にみた耐震化対策等

(単位: % (棟数ベース))

区 分	棟 数		構造体		建築非構造部材		建築設備	
			診断率	耐震化率	診断率	耐震化率	診断率	耐震化率
教育施設	対象建築物	136,538 棟	95.1	84.3	13.9	45.8	13.0	46.1
	うち多数の者が利用する建築物	129,390 棟	95.2	84.5	14.1	45.7	13.2	45.9
医療施設	対象建築物	10,234 棟	48.1	76.1	10.5	70.2	10.1	69.8
	うち多数の者が利用する建築物	6,576 棟	55.4	77.2	12.5	71.6	12.0	71.2
庁舎施設等	対象建築物	9,493 棟	68.5	70.4	15.5	54.4	11.0	52.3
	うち多数の者が利用する建築物	4,677 棟	82.1	71.6	15.4	53.4	12.5	52.3

(注) 教育施設の耐震化率は耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保している建築物の割合である。

各施設の分析の対象とした建築物は、教育施設については公立の小学校等のうち延床面積が200㎡を超える（木造については500㎡を超える）建築物、医療施設については災害拠点病院、救命救急センター及び第二次救急医療機関の建築物、庁舎施設等については都道府県庁、市役所、町村役場等の庁舎施設、地方公共団体が所有する警察施設及び消防施設の建築物となっており、単純にこれらの施設を比較することは困難であるが、教育施設、医療施設及び庁舎施設等の各施設別に構造体の耐震化対策等の状況をみると、次のとおりとなっている。

ア 診断率及び耐震化率とも教育施設が医療施設及び庁舎施設等よりも高くなっているのは、子どもの安全を守るという観点や、避難所として地域住民のために活用される場合が多いことから教育施設の耐震化を優先的に進めている地方公共団体が多いためと考えられる。また、教育施設は、他の施設に比べて棟数が多いため、教育施設の耐震化を進めることで、当該地方公共団体の公共建築物全体の耐震化率の底上げが図られている地方公共団体も多く見受けられる。

イ 医療施設の診断率が教育施設及び庁舎施設等に比べて低くなっているのは、医療機関としての性質上、改修工事を実施するよりも建替えなどにより耐震化を図っている事例が多く、この場合は耐震診断を実施せずに建替えなどを実施することによると考えられる。

ウ 庁舎施設等の耐震化率が教育施設及び医療施設に比べて低くなっているのは、一部の地方公共団体を除き、災害時には情報収集や応急対策の指示を発するなど防災拠点となるべき施設であるにもかかわらず、耐震化の優先度が低くなっている地方公共団体が多いことによると考えられる。

また、構造体、建築非構造部材及び建築設備の別に耐震化対策等の状況をみると、次のとおりとなっている。

ア いずれの施設においても建築非構造部材及び建築設備の耐震化率が、構造体と比較して相当程度低くなっているのは、構造体の耐震化を優先し、これが図られるまでは建築非構造部材や建築設備の耐震化に着手できない地方公共団体等が多いことによると考えられる。

イ 構造体の耐震化率が最も高い教育施設において、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率が最も低くなっているのは、教育施設には旧耐震基準に基づいて建設されている建築物が多く、これらの建築物について、構造体の耐震改修を優先して実施しているため構造体の耐震化は進捗しているが、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修の実施には至っていない建築物が多いことによると考えられる。

ウ 医療施設において、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率が最も高くなっているのは、建替えなどにより新耐震基準に基づいて建設されている建築物が多いことによると考えられる。

6 国等の公共建築物における耐震化対策等の取組状況及び法令等の改定状況

(1) 24年報告に検査の結果を記述した公共建築物における耐震化対策等の取組状況

ア 庁舎等使用調整計画による耐震化の状況

24年報告において、所要の耐震性能が確保されていない官庁施設に入居する官署を所要の耐震性能が確保されている別の官庁施設に移転させ、耐震性能が確保されていない官庁施設を廃止することにより、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化が図られる庁舎等使用調整計画の事例について報告した。24年報告後から25年6月現在までの庁舎等使用調整計画による耐震化の状況は、図表6-1のとおりである。

図表6-1 平成25年6月現在の庁舎等使用調整計画による耐震化の状況

耐震性能が確保されていない庁舎				庁舎等使用調整計画対象庁舎（移転先）	
官署	庁舎名	庁舎移転予定年月	用途廃止及び取壊し時期	庁舎名	
関東信越国税局 浦和税務署	浦和税務署	平成26年12月以降	27年度以降	さいたま新都心合同庁舎1号館	
東京労働局 三田労働基準監督署	産業安全会館	28年4月以降	28年度以降	安全衛生総合会館	
東京労働局 免許証発行センター					
関東信越国税局 新潟税務署	新潟財務総合庁舎	27年4月以降	27年度以降	新潟地方合同庁舎	
関東信越国税不服審判所 新潟支所					

所要の耐震性能が確保されていない図表6-1に示す5官署は、庁舎等使用調整計画の実施により、耐震改修工事を実施することなく、所要の耐震性能が確保された庁舎に入居することになっている。

イ 地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画の取組状況

24年報告において、官庁施設の耐震化を図る手段の一つとなる地震防災機能強化事業に基づく特定国有財産整備計画による合同庁舎の整備のうち、国の出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、8合同庁舎の整備が見送られているなどの耐震化が図られていない事態を報告した。25年6月現在で上記の合同庁舎整備の取組状況は、図表6-2のとおりである。

図表6-2 整備が見送られている合同庁舎の取組状況

番号	整備対象庁舎名	入居予定官署	計画策定年度	当初の事業計画期間	整備を見送っている理由 (24年7月時点)	国土交通省における取組状況 (25年6月時点)
1	武生地方合同庁舎	福井地方検察庁武生支部・区検察庁、福井地方法務局武生支局、武生税務署、武生労働基準監督署、武生公共職業安定所	平成20年度	20年度～22年度	地方分権改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。	24年11月に近畿地方整備局で事業「中止」とした事業評価（再評価）の対応方針（案）について、関係官署の庁舎整備の方向性を関係省と協議中。
2	広島地方合同庁舎5号館	中国管区警察局、中国総合通信局、広島東税務署、広島労働局、中国地方整備局（八丁堀庁舎、建政部、港湾空港部）	20年度	20年度～22年度	地方分権改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。	— (特定国有財産整備計画より除外)
3	鹿児島港湾合同庁舎	福岡検疫所鹿児島支所、門司植物防疫所鹿児島支所、鹿児島運輸支局、鹿児島海上保安部、福岡入国管理局鹿児島出張所	20年度	20年度～21年度	21年度に地中障害物が確認されたことから工事契約を解除し、また、建設予定地を変更して、24年度の概算要求を行ったものの、予算計上されなかったため。	25年4月に国土交通省で事業「継続」とした事業評価（再評価）の対応方針を踏まえ、今後の対応を検討している。
4	長崎第2地方合同庁舎	長崎財務事務所、長崎労働局	20年度	20年度～22年度	地方分権改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。	— (特定国有財産整備計画より除外)
5	帯広第2地方合同庁舎	帯広財務事務所、帯広税務署、帯広開発建設部	21年度	21年度～26年度	地方分権改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を一時見送っており、さらに24年度の概算要求を行ったものの、予算計上されなかったため。	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備える広域防災拠点整備の必要性等を踏まえ、今後の対応を検討している。
6	福島第2地方合同庁舎	自衛隊福島地方協力本部、東北公安調査局福島駐在官室、福島財務事務所、福島地方気象台、福島労働局	21年度	21年度～24年度	地方分権改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。	地方分権改革の動向等を踏まえて、今後の対応を検討している。
7	鹿児島第3地方合同庁舎	鹿児島地方検察庁、鹿児島保護観察所、鹿児島地方法務局、鹿児島行政評価事務所、鹿児島財務事務所、九州地方整備局鹿児島営繕事務所	21年度	21年度～25年度	地方分権改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。	地方分権改革の動向等を踏まえて、今後の対応を検討している。
8	唐津港湾合同庁舎	伊万里税関支署唐津出張所、福岡検疫所唐津出張所、唐津労働基準監督署、佐賀運輸支局（唐津庁舎）、唐津海上保安部	21年度	21年度～23年度	地方分権改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。	地方分権改革の動向等を踏まえて、今後の対応を検討している。

図表6-2の8合同庁舎のうち、4合同庁舎は、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業に該当することから、国土交通省は、4合同庁舎の事業評価（再評価）を実施している。事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、広島地方合同庁舎5号館及び長崎第2地方合同庁舎の整備計画は中止となり、特定国有財産整備計画から除外された。そして、特定国有財産整備計画から除外された広島地方合同庁舎5号館及び長崎第2地方合同庁舎の入居予定官署が現在入居している庁舎は、耐震性能が確保されていないままであることから、入居予定官署は、所要の耐震性能を確保するために、当該庁舎の耐震改修を実施するなどして、当該庁舎の耐震化を図ることとしている。

ウ 業務継続の観点からみた建築物の耐震化の取組状況

24年報告において、23年12月末現在、185機関（本府省等31機関、地方支分部局1

54機関）から業務継続計画を策定している145機関（本府省等28機関、地方支分部局117機関）を除く40機関が業務継続計画を策定していないこと及び業務継続計画を策定済みとしている地方支分部局の中には所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づく業務継続計画を個別に策定していなかったことを報告した。25年7月現在における業務継続計画の策定状況を検査したところ、業務継続計画を策定していない機関は4機関となっていた。また、現状を踏まえた業務継続計画を個別に策定していない地方支分部局は、25年度中を目途に策定中であるとしている。

業務継続計画を策定していない上記の4機関は、地震が全国どこでも起こり得るものであることから、大規模な地震により当該機関が被災し機能が低下した場合においても適切に業務執行が行えるよう早急に業務継続計画の策定を行う必要がある。また、地域の実情に合わせた被害想定等に基づく業務継続計画を策定していない上記の地方支分部局については、速やかに現状を踏まえた業務継続計画を個別に策定することが重要である。

(2) 東日本大震災を契機とする耐震化対策に関する法令等の改定状況

ア 南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し

中央防災会議は、23年8月に設置した南海トラフの巨大地震モデル検討会による震度分布及び津波高等の被害推計結果に基づき、具体的な被害を算定し被害の全体像を明らかにすること及び被害規模を明らかにすることにより防災・減災対策の必要性を国民に周知することなどを目的とし、24年3月に南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループを設置している。

同ワーキンググループは、南海トラフの巨大地震モデル検討会による震度分布及び津波高等の被害推計結果に基づき、同年8月に南海トラフ巨大地震の被害想定第一次報告を、25年3月に第二次報告を、同年5月に最終報告を取りまとめている。これらの報告における被害想定によると、同検討会で検討された地震動により全壊する建築物の被害は約62万7000棟となっており、基本方針の目標とされている住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで上げることにより、地震動による建築物の被害を約36万1000棟まで軽減できると推計している。このことから、同報告は、建築物に及ぼす甚大な被害をできる限り減少させるためには、建築物の耐震化に重点的に取り組むことが必要であるとしている。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の改正状況

上記アのとおり、南海トラフ巨大地震が発生した場合における建築物の被害は、東日本大震災を超えるものとされている中で、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進する必要があることから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第20号）が、25年5月に公布されている。その主な改正内容は、次のとおりとなっている。

- ① 都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断を行い、その結果を、都道府県耐震改修促進計画に記載された期限までに所管行政庁に報告しなければならないこと
- ② 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画において、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項に、「病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物^(注12)について耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合」における、当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を記載することができるものとする
- ③ 既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるものの所有者は、当該建築物について、耐震診断を行い、その結果を27年12月までに所管行政庁に報告しなければならないものとする

これらの改正により、地震に対する安全性が明らかでない大規模な小学校及び病院等の建築物は、耐震診断の実施の義務化等の措置が講じられることとされている。

また、国土交通省は、25年度予算において、従来の社会資本整備総合交付金の事業項目であった耐震診断及び耐震改修の補助制度に加えて、耐震診断の義務付けの対象となる建築物に対する緊急支援として耐震対策緊急促進事業を創設し、耐震診断及び耐震改修に係る社会資本整備総合交付金の補助率の嵩上げなどを行い、耐震化対策に係る支援の拡充を図っている。

(注12) 既存耐震不適格建築物 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

ウ 建築基準法施行令の一部を改正する政令及び関係告示の改正状況

大規模空間を有する避難所等の建築物は、東日本大震災により構造体に被害がなくとも建築非構造部材である天井が脱落した事態が多数生じ、施設機能の確保が困難となった施設があったことから、建築物の更なる安全性を確保するため、建築基準法施行令が改正されて25年7月に公布された。また、同年8月に関係告示の制定、一部改正が行われた。建築基準法施行令の主な改正内容は次のとおりである。

- (注13)
- ① 特定天井の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるなどしなければならないこと
 - ② 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものについては、劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならないこと

これらの改正により、特定天井を有する建築物を新築等する場合は、これらの改正内容等を満たすことが義務付けられ、建築物等の更なる安全性を確保するための措置が講じられることとされている。

また、国土交通省は、25年度予算において、住宅・建築物安全ストック形成事業に、特定天井を有する避難所等の天井のみの耐震改修を補助対象に追加し、特定天井の耐震改修に対する支援を実施することとしている。

(注13) 特定天井 脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして
国土交通大臣が定める天井

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

公共建築物の耐震化対策等の状況に関して、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物について、耐震診断や耐震改修が計画的かつ適切に実施されているか、耐震化対策が実施されていない場合にはその要因はどのようなものか、目標とした耐震化率の達成状況はどのようなになっているか、避難所として利用が予定されている施設の状況はどのようなになっているか、医療施設及び防災拠点となる施設における災害時の業務継続に必要な自家発電設備等は適切に設置されているか、東日本大震災に伴う被災等の状況はどのようなになっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 地域防災計画等の公表状況等

ア 地域防災計画の修正及び公表状況

地域防災計画の修正状況をみると、23年12月及び24年9月の防災基本計画の修正を受けるなどして34都道府県、15政令指定都市、306市及び168町村が24年に修正を行っている一方で、最終の修正から5年以上経過している地方公共団体も見受けられる。また、ウェブサイトを利用した地域防災計画の公表を行っていない町村が7割に上っている（16ページ～17ページ参照）。

イ 地域防災計画等における避難所の状況及び医療救護活動

1,615市町村における避難所90,262か所のうち、耐震性能を確保している避難所は50,964か所となっている。また、災害派遣医療チーム（DMA T）の活動方法を規定している都道府県は40都道府県となっているのに対し、広域災害・救急医療情報システム（EMI S）の活用方法を同計画に規定しているのは28都道府県にとどまっている（17ページ～20ページ参照）。

ウ 市町村耐震改修促進計画の策定状況

管内全ての市町村が市町村耐震改修促進計画を策定している都道府県が25都道府県となっている一方で、策定率が50%を下回っている都道府県も見受けられる（20ページ～21ページ参照）。

エ 耐震改修促進計画の公表及び改定状況

ウェブサイトを利用して耐震改修促進計画の公表を行っている地方公共団体は、

42都道府県、全ての政令指定都市、518市及び306町村となっている。また、都道府県耐震改修促進計画の策定後に一回は改定を行っている都道府県が10都道府県ある一方で、計画策定後一回も改定を行わず5年以上経過している都道府県が33都道府県見受けられる（21ページ～22ページ参照）。

オ 耐震改修促進計画等における耐震化の目標の設定状況

耐震改修促進計画において、教育施設、医療施設、庁舎施設等の各施設種類ごとの耐震化率の目標を設定している地方公共団体は、半数に満たない状況となっている。また、会計実地検査を行った地方公共団体は、そのほとんどが、構造体、建築非構造部材及び建築設備のうち構造体を対象として耐震化率の目標を設定している（23ページ～24ページ参照）。

(2) 教育施設における耐震化対策等の状況

ア 教育施設における耐震化対策等の概要

文部科学省は、教育施設整備方針において、27年度までのできるだけ早い時期に公立の義務教育諸学校等施設の耐震化の完了を目指す必要があるとしており、地方公共団体への交付金の交付に当たっては、耐震化を推進する計画に重点的に配分するとしている。

耐震化に関する地方公共団体の公表状況についてみると、旧耐震基準に基づく建築物を有している地方公共団体のうち、小中学校の建築物については全て、高等学校の建築物については85.2%の地方公共団体が耐震診断結果を公表している（25ページ～30ページ参照）。

イ 教育施設の耐震診断の状況

教育施設の診断率についてみると、構造体は95.1%と9割を超える状況となっているものの、耐震診断を実施していない建築物がいまだ4,000棟近く残っている。

耐震診断の結果についてみると、構造耐震指標を示す数値としてIs値が用いられている建築物74,899棟の構造体の耐震診断結果では、耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していないと診断された建築物は59,561棟あり、耐震診断を実施した建築物の約8割となっている。このうち、耐震性能が著しく低く、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされているIs値0.3未満の建築物は13,768棟となっている（30ページ～33ページ参照）。

ウ 教育施設の耐震改修の状況

(ア) 耐震化の状況

教育施設の構造体の教育耐震化率は84.3%となっており、教育施設整備方針における目標である100%と比較すると15.7ポイント下回っている。また、多数の者が利用する建築物の構造体の教育耐震化率は84.5%となっている。

また、構造体の耐震診断の結果、耐震性推進通知に基づく耐震性能が確保されていないと診断された建築物の耐震化の状況は、 I_s 値が0.3未満と診断された建築物が I_s 値が0.3以上と診断された建築物よりも耐震改修を行っている割合が高く、 I_s 値が0.3未満の建築物は大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされているために優先的に耐震改修が実施されていることによると考えられる。

一方、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、それぞれ45.8%、46.1%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修等による耐震化が進んでいない状況となっている（33ページ～38ページ参照）。

(イ) 耐震化対策が完了していない理由

構造体の耐震化対策が完了していない理由は、「既に予算に計上しているが耐震改修工事等を実施していないなどのため」が最も多い。

また、建築非構造部材や建築設備の耐震化を完了した建築物が1棟もない地方公共団体について、耐震化対策を実施していない理由をみると、「構造体の耐震化が優先されているため」が最も多い（38ページ～40ページ参照）。

(ウ) 廃校施設の有効活用による耐震化

耐震化の際には、廃校となった道立高等学校の校舎等を市立中学校の校舎等として有効活用するなどの事例が見受けられた（40ページ～41ページ参照）。

エ 避難所として使用が予定されている教育施設の状況

(ア) 避難所の指定状況

地方公共団体が、地震等災害時の避難所として指定している教育施設は28,800校である。そして、これらの教育施設において、避難所として使用予定の建築物は81,234棟となっている（41ページ参照）。

(イ) 避難所の耐震化の状況

教育施設において避難所として使用予定の建築物の構造体の教育耐震化率は85.5%となっており、また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率はそれぞれ4

6.0%、46.4%となっている。いずれの耐震化率も対象建築物全体の耐震化率と差異は見受けられない（41ページ～42ページ参照）。

(ウ) 避難所の防災設備の整備状況

避難所に指定されている教育施設において防災設備が整備されている割合は、備蓄倉庫39.4%、非常用通信設備57.4%、非常用自家発電設備28.8%、貯水槽40.0%となっている。一方、強化地域においては、全体に比べていずれの割合も高くなっている（43ページ参照）。

(エ) 学校防災マニュアル等の整備状況

避難所に指定されている教育施設の学校防災マニュアル等の作成状況は、避難所に指定されている28,800校のうち97.0%は作成しているが、3.0%は作成していない。また、作成している学校のうち26.7%は、学校防災マニュアル等を作成する際、避難所の開設等について市町村の防災担当部局と事前調整を図っていない状況となっていた。

さらに、学校防災マニュアル等を作成している学校における津波等ハザードマップの把握状況等は、5.8%は津波等ハザードマップの有無を把握しておらず、また、7.4%は津波等ハザードマップの有無は把握しているものの、津波浸水域又は液状化の危険地域に該当するか把握していない状況となっている（44ページ～47ページ参照）。

オ 東日本大震災に伴う被災等の状況

(ア) 東北3県の被災の状況

東北3県及び同管内の103市町村が文部科学省に提出した災害報告書等によると、東日本大震災によって1,628校の教育施設の建築物が被災している（47ページ～48ページ参照）。

(イ) 44都道府県の被災等の状況

東日本大震災によって15都道県における教育施設の建築物7,041棟が被災しており、このうち被災の主な要因として地震動によるものが全体の98.5%を占めている。

そして、被災の主な要因が地震動である建築物の構造体の被災状況をみると、東日本大震災の時点で既に耐震性推進通知に基づく耐震性能を確保していた建築物については、そのほとんどが補修等を実施することで建物を使用することがで

きる一部損傷までの被害となっていた。

建築非構造部材及び建築設備の被災状況について、特に被害の大きかった屋内運動場等の天井材に着目すると、地震動により天井材に被害のあった建築物735棟のうち46.1%が耐震診断を実施していなかった。また、天井材に被害のあった建築物のうち51.0%が新耐震基準に基づく建築物となっており、新耐震基準に基づく建築物においても多数の被害が見受けられている（48ページ～56ページ参照）。

(3) 医療施設における耐震化対策等の状況

ア 医療施設における耐震化対策の概要等

厚生労働省は、東日本大震災での対応等を踏まえて、24年3月に災害拠点病院の指定要件を見直しているが、この指定要件は、厳格に適用する運用にはなっておらず、災害拠点病院の体制、施設設備等の整備目標として運用されている側面がある（57ページ～64ページ参照）。

イ 医療施設の耐震診断の状況

医療施設の構造体の診断率は、分析対象全体で48.1%、災害拠点病院で64.8%、救命救急センターで69.6%となっている。耐震診断の結果、構造体について耐震改修等が必要とされた建築物は1,035棟であり、このうち大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされる I_s 値が0.3未満の建築物は312棟である（64ページ～66ページ参照）。

ウ 医療施設の耐震改修の状況

(ア) 耐震化の状況

医療施設の構造体の耐震化率は、分析対象全体で76.1%、多数の者が利用する建築物では77.2%となっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、分析対象全体でそれぞれ70.2%及び69.8%となっている（66ページ～68ページ参照）。

(イ) 構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況

耐震診断の結果、構造体について耐震改修等が必要とされた建築物であって耐震改修工事や建替えを行っていないため、 I_s 値が0.3未満のままとなっている建築物は268棟となっており、この中には、患者利用建築物が250棟含まれているなど、早急な耐震化が望まれる状況となっている（68ページ～69ページ参照）。

(ウ) 耐震化対策が完了していない理由

構造体について耐震化対策が完了していない理由は、「建替え又は廃止の予定があるため」が最も多く、既存施設の改修よりも建替えを選択する医療機関が多いと考えられる。また、耐震化の方針や予定が決まっていないとする理由も多く、医療機関だけでは解決が困難な課題を含め解決すべき課題が多いことなどが、医療施設の耐震化が進まない要因の一つとなっている（69ページ～72ページ参照）。

(エ) 業務継続の観点からみた施設の状況

構造体の耐震安全性を1.25倍以上に割増ししたり、免震構造を採用したりするなど、大地震動後の病院機能の維持を目標とした耐震化対策を実施している医療機関が見受けられる。一方で、大地震動等により停電と断水が同時に発生すると、燃料が十分にあっても自家発電設備の冷却水不足により自家発電設備の運転ができなくなることが想定される医療機関も見受けられる（72ページ～81ページ参照）。

エ 東日本大震災に伴う被災等の状況

(ア) 東北3県の被災の状況

各県とも多数の災害拠点病院、救命救急センター及び第二次救急医療機関が被災しており、このうち全壊した医療機関の建築物は全て津波によるものとなっている（81ページ参照）。

(イ) 44都道府県の被災等の状況

構造体、建築非構造部材又は建築設備のいずれかが被災した災害拠点病院、救命救急センター及び第二次救急医療機関の建築物は、11都県で461棟となっており、このうち454棟は地震動が主な被災要因となっている。

東日本大震災により病院機能に影響が生じて、入院患者を他の医療機関へ移送した医療機関は、19病院となっている。移送理由は、大きく二つに分類され、建物の損傷を理由とするものと、ライフラインの途絶に伴う電力や水不足を理由とするものとなっている。そして、東日本大震災により停電した医療機関は238病院、断水した医療機関は105病院となっており、最大で7日間停電した医療機関や150日間断水した医療機関も見受けられる（82ページ～85ページ参照）。

(4) 庁舎施設等における耐震化対策等の状況

ア 庁舎施設等の概要等

地方公共団体が所有する防災拠点となる建築物には、都道府県庁、市役所、町村役場等の庁舎施設並びに警察施設及び消防施設がある（86ページ～90ページ参照）。

イ 庁舎施設等の耐震診断の状況

対象とした建築物全体の構造体の診断率は68.5%となっていて、これを施設別にみると庁舎施設で68.8%、警察施設で91.3%、消防施設で60.0%となっており、警察施設の診断率が最も高くなっている。また、対象とした建築物全体の建築非構造部材及び建築設備の診断率は、それぞれ15.5%及び11.0%となっている。

耐震診断の結果についてみると、耐震改修等が必要な建築物は2,317棟あり、耐震診断を実施した建築物の69.9%に上っている。このうち、大規模地震で倒壊等の危険性が高いとされるIs値0.3未満の建築物は680棟となっていて、昭和46年以前の建築物が6割以上を占めている（90ページ～92ページ参照）。

ウ 庁舎施設等の耐震改修の状況

(ア) 耐震化の状況

対象とした建築物全体の構造体の耐震化率は70.4%となっていて、これを施設別にみると、庁舎施設で61.2%、警察施設で80.4%、消防施設で75.3%となっており、構造体の診断率と同様に警察施設が最も高くなっている。このうち、多数の者が利用する建築物については、それぞれ62.1%、81.9%、87.9%となっていて、消防施設は全体の耐震化率に対して12.6ポイントも上回っている。また、対象とした建築物全体の建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、それぞれ54.4%及び52.3%となっていて、構造体の耐震化率に対して20ポイント近く下回っている（92ページ～94ページ参照）。

(イ) 地方公共団体の分類ごとの構造体の耐震化率

地方公共団体の分類ごとの構造体の耐震化率についてみると、政令指定都市を除く市町村の耐震化率が低くなっている（94ページ～96ページ参照）。

(ウ) 構造体の耐震化対策が完了していない建築物の状況

構造体について耐震化対策が完了していない建築物は、全体で2,812棟あり、このうち1,497棟は庁舎施設の建築物である。そして、大規模地震で倒壊等の危

険性が高いとされる建築物は447棟あり、このうち321棟は庁舎施設の建築物である。このように庁舎施設の耐震化対策の遅れが顕著となっている（96ページ～97ページ参照）。

(エ) 耐震化対策が完了していない理由

構造体の耐震化対策が完了していない理由は、庁舎施設及び消防施設では「予算の制約があるため」、警察施設では「移転、建替、廃止等が決定しているため」が最も多くなっている。また、建築非構造部材及び建築設備の耐震化対策が完了していない理由は、各施設とも「構造体の耐震化対策を優先しているため」が最も多くなっている（97ページ～98ページ参照）。

(オ) 業務継続の観点からみた建築物の耐震化の状況

構造体の耐震性能の割増しの別にみた耐震化率は、耐震性能を1.5倍としている建築物で59.0%、1.25倍としている建築物で51.8%などとなっている。

災害対策本部の設置場所の建築物の耐震性能等をみると、災害対策本部の設置場所の建築物の耐震性能を確保していなかったり、災害対策本部の設置場所を特定していなかったりしている地方公共団体が見受けられた。また、これらの地方公共団体のうち、業務継続計画も策定していない地方公共団体が5都道府県及び894市町村見受けられる。これらの地方公共団体においては、災害対策本部となる建築物が被災したり、災害対策本部の設置に時間を要したりする可能性が高い上に、非常時優先業務の執行に支障が生ずる可能性がより高くなっていると考えられる。

代替施設の設定状況、通信手段の多重化、自家発電設備の設置状況等をみると、当該庁舎施設等が耐震性能を確保していないにもかかわらず代替施設の設定をしていなかったり、通信手段の多重化が図られていなかったり、一般的に災害時における業務継続性確保のために必要であると考えられている自家発電設備の連続運転時間を確保しているものが自家発電設備を設置している建築物全体の16.1%にとどまっていたりしている。また、自家発電設備が想定される津波の浸水高さよりも低い位置に設置されているものが少なからず見受けられる（98ページ～105ページ参照）。

エ 東日本大震災に伴う被災等の状況

(ア) 東北3県の被災の状況

各県及び各県管内の複数の市町村において、庁舎施設等が多数被災している（105ページ～106ページ参照）。

(イ) 44都道府県の被災等の状況

構造体、建築非構造部材又は建築設備のいずれかが被災した建築物は、15都道府県において625棟あり、このうち被災の主な要因が地震動によるものが616棟となっている。

廃止等建築物は5都県において28棟あり、このうち被災の主な要因が地震動によるものは27棟となっている。

被災により災害応急活動に支障を生じた建築物は74棟あり、支障を生じた要因はライフラインの途絶によるものが最も多くなっている（106ページ～111ページ参照）。

(5) 地方公共団体等の公共建築物における耐震化対策等の状況

地方公共団体等の公共建築物における耐震化対策等の状況を、教育施設、医療施設及び庁舎施設等の各施設別並びに構造体、建築非構造部材及び建築設備の別にみると、構造体の診断率及び耐震化率とも教育施設が最も高く、構造体の診断率は医療施設が最も低く、構造体の耐震化率は庁舎施設等が最も低くなっている。また、いずれの施設においても建築非構造部材及び建築設備の耐震化率は、構造体と比較して相当程度低くなっている（112ページ～113ページ参照）。

(6) 国等の公共建築物における耐震化対策等の取組状況及び法令等の改定状況

ア 24年報告に検査の結果を記述した公共建築物における耐震化対策等の取組状況

(ア) 庁舎等使用調整計画による耐震化の状況

所要の耐震性能が確保されていない5官署は、庁舎等使用調整計画の実施により、耐震改修工事を実施することなく、所要の耐震性能が確保された庁舎に入居することになっている（114ページ参照）。

(イ) 地震防災機能強化事業に係る特定国有財産整備計画の取組状況

特定国有財産整備計画から除外された官署は、所要の耐震性能を確保するために、これらの官署が入居している庁舎の耐震改修を実施するなどして、当該庁舎の耐震化を図ることとしている（114ページ～115ページ参照）。

(ウ) 業務継続の観点からみた建築物の耐震化の取組状況

25年7月現在における業務継続計画を策定していない機関は4機関となっていた。また、現状を踏まえた業務継続計画を個別に策定していない地方支分部局は、25年度中を目途に策定中であるとしている（115ページ～116ページ参照）。

イ 東日本大震災を契機とする耐震化対策に関する法令等の改定状況

(ア) 南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し

南海トラフ巨大地震の被害想定 of 報告によると、基本方針の目標とされている住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで上げることにより、地震動による建築物の被害を約36万1000棟まで軽減できると推計している（116ページ参照）。

(イ) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の改正状況

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布されて、地震に対する安全性が明らかでない大規模な小学校及び病院等の建築物は、耐震診断の実施の義務化等の措置が講じられることとされている（117ページ参照）。

(ウ) 建築基準法施行令の一部を改正する政令及び関係告示の改正状況

建築基準法施行令の改正により、特定天井を有する建築物を新築する場合は、改正内容等を満たすことが義務付けられ、建築物等の更なる安全性を確保するための措置が講じられることとされている（118ページ参照）。

2 所見

地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物については、災対法の定めるところにより、都道府県及び市町村が作成することとされている地域防災計画に基づくなどして従前から耐震化対策が実施されているところであるが、災害時に重要な役割を担うこととなる教育施設、医療施設及び庁舎施設等が含まれていることなどから、引き続き、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施することが必要である。

今回、地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震化対策等の状況について検査したところ、教育施設、医療施設、庁舎施設等のいずれの施設においても、建築非構造部材等の耐震化率は構造体の耐震化率より低くなっていた。また、いずれの施設においても構造体の耐震化率は9割に達しておらず、27年までに耐震化率を9割にするという基本方針の目標を達成するなどのため耐震化を推進する必要がある。特に、医療

施設及び庁舎施設等は、一層耐震化を進める必要がある。さらに、市町村耐震改修促進計画が策定されていない市町村が見受けられたり、学校防災マニュアル等の作成に当たり、避難所の運営について市町村防災担当部局との調整が図られていない学校が見受けられたり、災害時における業務継続の観点から自家発電設備の空冷化等の対策が必要な医療施設が見受けられたり、防災拠点となる建築物が耐震性能を確保していないにもかかわらず、その代替となる施設を確保していなかったりするなどの事態が見受けられた。

したがって、地域防災計画や耐震改修促進計画等の作成並びに教育施設、医療施設及び庁舎施設等を所掌する各府省等は、以下の点に留意することなどにより、公共建築物における耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくこと、また、地震発災時における避難所の円滑な運営、病院機能の維持、災害応急業務に対応するための業務継続性の確保等のソフト面に関する対策についても積極的に進めていくことが重要である。

(1) 地域防災計画等の公表状況等

地域防災計画は、各都道府県又は各市町村の当該地域に係る災害対策の基本となるものであるから、内閣府及び消防庁において、以下のアの事項に関して自ら実施し又は地方公共団体に助言するなどして、地域防災計画を当該地域の状況や防災対策等に関する調査研究の成果等を勘案するなどしたものとする必要がある。

また、耐震改修促進計画は、優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定等、より地域固有の状況に配慮して計画することが望ましいとされていることから、国土交通省において、以下のイの事項に関して地方公共団体に助言するなどして、地方公共団体が当該地域の耐震化対策を計画的に実施できるようにする必要がある。

ア 地方公共団体における防災対策

(ア) 内閣府及び消防庁において、地方公共団体が地域防災計画を修正するに当たっては、防災基本計画等の修正を受けて行う場合が多いことなどから、これらを修正した際は、地方公共団体が地域防災計画にこれらの修正を速やかに反映できるよう配慮する。

(イ) 地方公共団体において、

- a 災対法や防災業務計画等に基づいて、地域防災計画で定めた防災に関する諸事項について、毎年及び随時これに検討を加えるとともに、地域防災計画を修正した際には、ウェブサイトを利用するなど広く住民に周知できるような方法

でその要旨を公表するように努める。

- b 地域防災計画で避難所に指定されている建築物については、耐震診断、耐震改修等を実施するよう努めるとともに、避難者の生活環境を考慮し、避難所生活において配慮すべき事項等を定めた避難所の運営に関するマニュアル等の策定に努める。

イ 耐震改修促進計画

- (ア) 今後の公共建築物の耐震化に資するため、市町村耐震改修促進計画を策定していない市町村は、地域固有の状況等に配慮した計画の策定に努める。
- (イ) 耐震改修促進計画の策定に当たっては、管内全体のほか、教育施設等の施設ごとについても耐震化等の目標を策定し、計画的に公共建築物の耐震化が図られるようにする。

(2) 教育施設における耐震化対策等の状況

教育施設については、文部科学省において、教育施設整備方針に掲げた目標等を達成させるよう、地方公共団体の財政事情等を踏まえつつ、以下のアからウの事項に関して地方公共団体に助言するなどして、また、エの事項に関して自ら実施して、教育施設の耐震化を引き続き促進させる必要がある。

ア 教育施設の耐震診断の状況

構造体の耐震診断を実施していない建築物については必要な耐震診断を着実に実施し、その結果を速やかに公表する。

イ 教育施設の耐震改修の状況

- (ア) 耐震性能が確保されていないと診断された建築物については、施設の重要度も考慮して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。また、地震発生時の児童生徒等の安全確保、避難所としての機能発揮のためには、構造体だけではなく建築非構造部材及び建築設備の耐震化も重要であることから、建築非構造部材及び建築設備の耐震化対策も同様に計画的に実施する。
- (イ) 耐震化の際には、学校の統廃合によって、廃校となった施設が有効活用できないか十分に検討する。

ウ 教育施設における避難所の状況

- (ア) 避難所に指定されている教育施設において、地震発生時に避難所としての機能を支障なく発揮させるためには建築物の耐震化のみならず、防災設備の整備が必

要であることから、地域の実情に合わせるなどして必要となる防災設備の整備を計画的に実施する。

- (イ) 教育施設において、学校防災マニュアル等を作成していない場合は速やかに作成する。また、学校防災マニュアル等を作成していても避難所の開設等について市町村の防災担当部局と事前調整を図っていない場合は、速やかに調整を図るとともに、津波等ハザードマップ等を十分に把握し、津波等による浸水域に該当するなどしている場合、学校防災マニュアル等に具体的な避難方法等を定める。

エ 東日本大震災に伴う被災等の状況

建築物の構造体の耐震診断結果がIs値0.3未満となっている教育施設の耐震化について、地方公共団体が引き続き優先的に進められるようにする。

また、東日本大震災に伴う建築物の天井脱落等の被害を踏まえて建築基準法施行令が改正されたことなどにより、文部科学省が25年8月に策定した「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」の周知徹底を地方公共団体に対して図り、天井材についての耐震化対策を旧耐震基準に基づく建築物だけではなく新耐震基準に基づく建築物についても推進させる。

(3) 医療施設における耐震化対策等の状況

医療施設については、既に財政支援等による耐震化対策が講じられているところであるが、厚生労働省において、次の事項について、国土交通省等の関係府省、地方公共団体等と連携するなどしてその実施に努め、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

ア 医療施設の耐震診断の状況

耐震診断については、耐震改修状況の調査等の機会を利用するなどして、特に建替え等の予定もないのに耐震診断を実施していない医療機関に対し、耐震診断の実施に係る助言等を定期的に継続して実施する。

イ 医療施設の耐震改修の状況

- (ア) 耐震改修については、耐震改修状況の調査等の機会を利用するなどして、特に早急な耐震化が望まれるIs値が0.3未満の患者利用建築物を有する医療機関に対し、早期に耐震化を図るよう助言等を定期的に継続して実施する。

- (イ) 医療機関だけでは解決が困難な課題を含め解決すべき課題が多いことなどが、医療施設の耐震化が進まない要因の一つとなっていることから、関係府省、地方

公共団体等と連携して、医療機関が耐震化対策を実施する場合の問題点の検討、課題解決に資する情報の提供等を行うなどして、医療機関が行う耐震化対策を促進するための支援策を充実させる。

- (ウ) 業務継続の観点からみると、災害拠点病院の指定要件は、自家発電設備の冷却方式等についての基準がないなど、指定要件を満たしていても、災害拠点病院として災害時に期待される役割を十分に果たせないおそれがあるものとなっている。したがって、災害拠点病院の役割に鑑み、施設等の信頼性向上の点も含めた施設整備の具体的な指針となるべき整備指針等を策定するなどして、災害拠点病院として整備を求める施設等の水準を明確化する。また、指定要件の厳格な運用が図られるよう、災害拠点病院の指定の基準とすべき最低条件を整理するなどして、指定要件の位置付けとその運用方針を明確化する。

ウ 東日本大震災に伴う被災等の状況

東日本大震災により病院機能に影響が生じた理由は、建物の損傷、ライフラインの途絶に伴う電力の供給停止、水不足等となっていることを踏まえ、構造体に加え建築非構造部材及び建築設備についても業務継続、病院機能の維持を図る観点からの耐震化対策を実施する。

(4) 庁舎施設等における耐震化対策等の状況

庁舎施設等については、地方公共団体が財政状況を勘案しつつ、地域防災計画、耐震改修促進計画等に基づき耐震化対策等を行っているものであることから、地方公共団体における業務継続体制の確立を支援している内閣府、防災業務計画において地域防災計画の作成の基準を定めている消防庁及び警察庁、基本方針を告示しその中で耐震改修促進計画の策定に関する事項等を定めている国土交通省、それぞれにおいて、次の事項に関して地方公共団体に助言するなどして、庁舎施設等の耐震化を更に促進する必要がある。

ア 庁舎施設等の耐震診断の状況

庁舎施設及び消防施設における構造体の診断率が6割程度となっていることなどから、各地方公共団体の財政事情や施設の重要度等を考慮しつつ、これら施設の耐震診断を計画的に実施する。

イ 庁舎施設等の耐震改修の状況

- (ア) 庁舎施設の耐震化率が約6割、警察施設及び消防施設の耐震化率が約8割となっていることから、各地方公共団体の財政事情や施設の重要度等を考慮しつつ、耐震化対策を計画的に実施する。特に、庁舎施設については、災害時に被害情報収集や災害対策の指示を行うための重要な施設であるにもかかわらず、耐震化率が他の施設に比べて低くなっていることから、耐震改修促進計画に定めた目標の達成に留意して耐震化対策を着実に実施する。
- (イ) 庁舎施設等の耐震化対策については、構造体の耐震化を優先している地方公共団体がほとんどであるが、防災拠点となる施設においては建築非構造部材や建築設備の耐震化も重要であることから、今後は、これらの耐震化対策の進捗を図る。
- (ウ) 災害応急活動を支障なく実施等するためには、業務継続性の確保が重要であることから、防災拠点となる建築物については、業務継続計画の策定、代替施設の整備、通信手段の多様化、自家発電設備の設置による非常用電源の確保等に関し一層の進捗を図る。特に、自家発電設備の連続運転可能時間が24時間未満となっている建築物が多数見受けられたことなどから、内閣府等関係する各府省等において、防災上必要な最低水準を定めるなど一定の基準を示すことを検討する。

ウ 東日本大震災に伴う被災等の状況

庁舎施設等における東日本大震災に伴う被災等の状況について、建築非構造部材及び建築設備が被災したことにより、災害応急活動に支障が生じた事例もあることから、今後は、これらの耐震化対策の進捗を図る。

また、会計検査院は、24年報告の検査の結果に対する所見において、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等は、公共建築物の耐震化対策の実施に当たり、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、必要な耐震診断を実施し、耐震診断の結果、改修等が必要な場合には、既存官庁施設の有効活用等も含めて多角的に検討するなどして、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくことが重要であると記述しているところである。さらに、関係する各府省等は、今回の検査で対象とした地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震化対策の促進について、本報告書で報

告した各事項等を踏まえて、計画的かつ効率的に実施する必要がある。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、今後とも、公共建築物における耐震化対策等が適切に実施されているかについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

別 表 目 次

1	地域防災計画等の公表状況等	135
(1)	地域防災計画の修正状況及びウェブサイトでの公表状況（別表1-1）	135
(2)	市町村耐震改修促進計画の策定状況（別表1-2）	136
2	教育施設における耐震化対策等の状況	137
(1)	教育施設における都道府県別の診断率（別表2-1）	137
(2)	教育施設における耐震化率	138
ア	教育施設における都道府県別の構造体の教育耐震化率（別表2-2）	138
イ	教育施設における都道府県別の建築非構造部材の耐震化率（別表2-3）	139
ウ	教育施設における都道府県別の建築設備の耐震化率（別表2-4）	140
エ	教育施設における都道府県別の避難所の耐震化率（別表2-5）	141
(3)	避難所に指定されている教育施設における学校防災マニュアル等の作成状況（別表2-6）	142
3	医療施設における耐震化対策等の状況	143
(1)	医療施設における都道府県別の診断率（別表3-1）	143
(2)	医療施設における耐震化率	144
ア	医療施設における都道府県別の構造体の耐震化率（別表3-2）	144
イ	医療施設における都道府県別の建築非構造部材の耐震化率（別表3-3）	145
ウ	医療施設における都道府県別の建築設備の耐震化率（別表3-4）	146
4	庁舎施設等における耐震化対策等の状況	147
(1)	庁舎施設等における都道府県別の診断率（別表4-1）	147
(2)	庁舎施設等における耐震化率	148
ア	庁舎施設等における都道府県別の構造体の耐震化率（別表4-2）	148
イ	庁舎施設等における都道府県別の建築非構造部材の耐震化率（別表4-3）	149
ウ	庁舎施設等における都道府県別の建築設備の耐震化率（別表4-4）	150
(3)	代替施設の設定状況等（別表4-5）	151
(4)	自家発電設備の設置状況（別表4-6）	152
5	東日本大震災に伴う被災等の状況	153
(1)	教育施設、医療施設及び庁舎施設等の被災状況（別表5）	153

・別表中の割合を表す数値は、原則として、表示単位未満を四捨五入している。

1 地域防災計画等の公表状況等

(1) 地域防災計画の修正状況及びウェブサイトでの公表状況（別表1-1）

都道府県	地方公共 団体数 (A)	修正状況(最終修正年)								ウェブサイトでの 公表状況	
		平成24年 に最終修 正を行っ ている地 方公共団 体数 (B)	24年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体の割 合 (B)/(A) (%)	23年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	22年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	21年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	20年に最 終修正を 行っている 地方公共 団体数	19年以前 に最終修 正を行っ ている地 方公共団 体数 (C)	19年以前 に修正を 行っている 地方公共 団体の割 合 (C)/(A) (%)	(A)のう ち公表し ている地 方公共団 体数 (D)	公表率 (D)/(A) (%)
北海道	180	35	19.4	25	26	16	17	61	33.9	81	45.0
青森県	41	0	0	5	8	4	4	20	48.8	16	39.0
秋田県	26	3	11.5	4	2	4	3	10	38.5	13	50.0
山形県	36	2	5.6	4	5	3	6	16	44.4	10	27.8
茨城県	45	9	20.0	2	7	12	5	10	22.2	19	42.2
栃木県	27	5	18.5	2	1	3	4	12	44.4	13	48.1
群馬県	36	8	22.2	1	4	3	3	17	47.2	18	50.0
埼玉県	64	13	20.3	8	3	6	17	17	26.6	50	78.1
千葉県	55	5	9.1	4	5	7	12	22	40.0	37	67.3
東京都	63	16	25.4	9	7	7	17	7	11.1	51	81.0
神奈川県	34	11	32.4	3	1	6	4	9	26.5	26	76.5
新潟県	31	5	16.1	4	2	4	4	12	38.7	20	64.5
富山県	16	5	31.3	3	4	0	1	3	18.8	12	75.0
石川県	20	6	30.0	3	6	1	0	4	20.0	9	45.0
福井県	18	0	0	5	3	3	1	6	33.3	16	88.9
山梨県	28	6	21.4	7	1	3	1	10	35.7	10	35.7
長野県	78	14	17.9	6	11	6	4	37	47.4	31	39.7
岐阜県	43	16	37.2	7	2	5	5	8	18.6	23	53.5
静岡県	36	26	72.2	6	2	0	0	2	5.6	19	52.8
愛知県	55	52	94.5	0	0	0	0	3	5.5	37	67.3
三重県	30	11	36.7	5	3	0	2	9	30.0	16	53.3
滋賀県	20	6	30.0	2	0	1	2	9	45.0	9	45.0
京都府	27	10	37.0	7	4	1	2	3	11.1	19	70.4
大阪府	44	10	22.7	2	3	5	3	21	47.7	43	97.7
兵庫県	42	24	57.1	1	3	4	1	9	21.4	36	85.7
奈良県	40	9	22.5	2	4	7	3	15	37.5	12	30.0
和歌山県	31	9	29.0	4	1	4	5	8	25.8	15	48.4
鳥取県	20	7	35.0	0	3	1	1	8	40.0	8	40.0
島根県	20	6	30.0	4	2	0	2	6	30.0	6	30.0
岡山県	28	7	25.0	4	2	0	2	13	46.4	14	50.0
広島県	24	17	70.8	3	2	1	0	1	4.2	14	58.3
山口県	20	9	45.0	1	2	1	0	7	35.0	14	70.0
徳島県	25	1	4.0	2	4	8	4	6	24.0	4	16.0
香川県	18	7	38.9	0	2	4	3	2	11.1	16	88.9
愛媛県	21	3	14.3	3	1	0	1	13	61.9	12	57.1
高知県	35	7	20.0	3	5	0	4	16	45.7	10	28.6
福岡県	61	16	26.2	6	4	4	7	24	39.3	22	36.1
佐賀県	21	13	61.9	2	2	0	1	3	14.3	14	66.7
長崎県	22	14	63.6	3	1	0	3	1	4.5	7	31.8
熊本県	46	44	95.7	1	0	0	0	1	2.2	17	37.0
大分県	19	16	84.2	0	0	0	0	3	15.8	7	36.8
宮崎県	27	9	33.3	3	2	2	1	10	37.0	8	29.6
鹿児島県	44	21	47.7	7	4	3	2	7	15.9	14	31.8
沖縄県	42	10	23.8	0	9	3	2	18	42.9	14	33.3
計	1,659	523	31.5	173	163	142	159	499	30.1	862	52.0

(2) 市町村耐震改修促進計画の策定状況（別表1-2）

都道府県	市町村における策定状況		
	市町村数 (A)	市町村耐震改修促進計画を 策定している市町村数 (B)	策定率 (B)/(A) (%)
北海道	179	178	99.4
青森県	40	34	85.0
秋田県	25	19	76.0
山形県	35	35	100
茨城県	44	38	86.4
栃木県	26	26	100
群馬県	35	35	100
埼玉県	63	59	93.7
千葉県	54	53	98.1
東京都	62	51	82.3
神奈川県	33	33	100
新潟県	30	27	90.0
富山県	15	15	100
石川県	19	19	100
福井県	17	17	100
山梨県	27	27	100
長野県	77	76	98.7
岐阜県	42	42	100
静岡県	35	35	100
愛知県	54	54	100
三重県	29	27	93.1
滋賀県	19	17	89.5
京都府	26	26	100
大阪府	43	42	97.7
兵庫県	41	38	92.7
奈良県	39	37	94.9
和歌山県	30	30	100
鳥取県	19	19	100
島根県	19	19	100
岡山県	27	27	100
広島県	23	23	100
山口県	19	19	100
徳島県	24	24	100
香川県	17	16	94.1
愛媛県	20	20	100
高知県	34	34	100
福岡県	60	22	36.7
佐賀県	20	20	100
長崎県	21	21	100
熊本県	45	36	80.0
大分県	18	18	100
宮崎県	26	26	100
鹿児島県	43	23	53.5
沖縄県	41	5	12.2
計	1,615	1,462	90.5

2 教育施設における耐震化対策等の状況

(1) 教育施設における都道府県別の診断率（別表2-1）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	新耐震基準 に基づく建 築物 (B) (棟)	構造体		建築非構造部材		建築設備	
			耐震診断 実施済みの 建築物 (C) (棟)	診断率 (C) / (A-B) (%)	耐震診断 実施済みの 建築物 (D) (棟)	診断率 (D) / (A-B) (%)	耐震診断 実施済みの 建築物 (E) (棟)	診断率 (E) / (A-B) (%)
北海道	5,931	2,949	2,436	81.7	670	22.5	575	19.3
青森県	2,092	1,028	1,006	94.5	19	1.8	19	1.8
秋田県	1,648	815	749	89.9	0	0	20	2.4
山形県	1,658	837	706	86.0	37	4.5	37	4.5
茨城県	3,370	1,423	1,678	86.2	193	9.9	208	10.7
栃木県	2,377	1,050	1,302	98.1	21	1.6	21	1.6
群馬県	2,599	1,159	1,311	91.0	575	39.9	590	41.0
埼玉県	5,920	2,151	3,524	93.5	501	13.3	475	12.6
千葉県	5,422	2,017	3,353	98.5	537	15.8	599	17.6
東京都	8,208	2,350	5,840	99.7	737	12.6	655	11.2
神奈川県	6,168	2,411	3,699	98.5	20	0.5	26	0.7
新潟県	3,714	1,752	1,706	87.0	154	7.8	154	7.8
富山県	1,507	770	722	98.0	385	52.2	385	52.2
石川県	1,661	710	911	95.8	268	28.2	268	28.2
福井県	1,402	616	786	100	6	0.8	6	0.8
山梨県	1,287	757	511	96.4	77	14.5	75	14.2
長野県	3,448	1,723	1,650	95.7	755	43.8	536	31.1
岐阜県	2,760	1,241	1,515	99.7	359	23.6	357	23.5
静岡県	4,148	1,646	2,501	100.0	307	12.3	234	9.4
愛知県	7,366	2,569	4,793	99.9	174	3.6	77	1.6
三重県	2,597	1,218	1,371	99.4	236	17.1	330	23.9
滋賀県	1,947	987	949	98.9	19	2.0	19	2.0
京都府	3,239	1,184	2,017	98.2	245	11.9	267	13.0
大阪府	8,446	2,609	5,748	98.5	426	7.3	293	5.0
兵庫県	6,009	2,589	3,354	98.1	33	1.0	13	0.4
奈良県	1,788	679	1,030	92.9	17	1.5	33	3.0
和歌山県	1,566	676	878	98.7	23	2.6	0	0
鳥取県	978	486	479	97.4	0	0	0	0
島根県	1,262	629	581	91.8	4	0.6	4	0.6
岡山県	2,860	1,305	1,449	93.2	329	21.2	171	11.0
広島県	3,388	1,351	1,860	91.3	988	48.5	1,000	49.1
山口県	2,179	1,004	1,139	96.9	367	31.2	344	29.3
徳島県	1,341	519	758	92.2	212	25.8	212	25.8
香川県	1,345	502	792	94.0	729	86.5	713	84.6
愛媛県	1,984	899	877	80.8	218	20.1	220	20.3
高知県	1,371	574	750	94.1	9	1.1	7	0.9
福岡県	5,758	2,571	3,024	94.9	915	28.7	911	28.6
佐賀県	1,293	678	572	93.0	19	3.1	21	3.4
長崎県	2,545	963	1,543	97.5	0	0	0	0
熊本県	2,786	1,261	1,498	98.2	12	0.8	20	1.3
大分県	1,648	894	710	94.2	219	29.0	219	29.0
宮崎県	2,087	783	1,281	98.2	84	6.4	46	3.5
鹿児島県	3,382	1,427	1,885	96.4	127	6.5	149	7.6
沖縄県	2,053	1,600	63	13.9	11	2.4	11	2.4
計	136,538	57,362	75,307	95.1	11,037	13.9	10,320	13.0

(2) 教育施設における耐震化率

ア 教育施設における都道府県別の構造体の教育耐震化率 (別表2-2)

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物				教育耐震化率 (B)/(A) (%)
		新耐震基準に基 づく建築物 (棟)	耐震診断により 所要の耐震性能 を確保している ことが確認され た建築物 (棟)	耐震改修により 所要の耐震性能 を確保するなど している建築物 (棟)	計 (B) (棟)	
北海道	5,931	2,949	603	981	4,533	76.4
青森県	2,092	1,028	381	406	1,815	86.8
秋田県	1,648	815	177	436	1,428	86.7
山形県	1,658	837	116	423	1,376	83.0
茨城県	3,370	1,423	227	692	2,342	69.5
栃木県	2,377	1,050	186	775	2,011	84.6
群馬県	2,599	1,159	289	673	2,121	81.6
埼玉県	5,920	2,151	354	2,791	5,296	89.5
千葉県	5,422	2,017	611	1,499	4,127	76.1
東京都	8,208	2,350	1,017	4,366	7,733	94.2
神奈川県	6,168	2,411	597	2,259	5,267	85.4
新潟県	3,714	1,752	230	1,098	3,080	82.9
富山県	1,507	770	65	349	1,184	78.6
石川県	1,661	710	63	623	1,396	84.0
福井県	1,402	616	122	380	1,118	79.7
山梨県	1,287	757	92	361	1,210	94.0
長野県	3,448	1,723	446	902	3,071	89.1
岐阜県	2,760	1,241	322	907	2,470	89.5
静岡県	4,148	1,646	605	1,842	4,093	98.7
愛知県	7,366	2,569	891	3,407	6,867	93.2
三重県	2,597	1,218	366	913	2,497	96.1
滋賀県	1,947	987	125	566	1,678	86.2
京都府	3,239	1,184	434	1,262	2,880	88.9
大阪府	8,446	2,609	987	2,914	6,510	77.1
兵庫県	6,009	2,589	500	2,204	5,293	88.1
奈良県	1,788	679	134	585	1,398	78.2
和歌山県	1,566	676	164	622	1,462	93.4
鳥取県	978	486	70	162	718	73.4
島根県	1,262	629	134	200	963	76.3
岡山県	2,860	1,305	182	589	2,076	72.6
広島県	3,388	1,351	269	574	2,194	64.8
山口県	2,179	1,004	234	405	1,643	75.4
徳島県	1,341	519	85	518	1,122	83.7
香川県	1,345	502	112	545	1,159	86.2
愛媛県	1,984	899	75	409	1,383	69.7
高知県	1,371	574	90	393	1,057	77.1
福岡県	5,758	2,571	896	1,514	4,981	86.5
佐賀県	1,293	678	123	315	1,116	86.3
長崎県	2,545	963	275	873	2,111	82.9
熊本県	2,786	1,261	539	520	2,320	83.3
大分県	1,648	894	65	384	1,343	81.5
宮崎県	2,087	783	640	437	1,860	89.1
鹿児島県	3,382	1,427	1,050	702	3,179	94.0
沖縄県	2,053	1,600	5	0	1,605	78.2
計	136,538	57,362	14,948	42,776	115,086	84.3

イ 教育施設における都道府県別の建築非構造部材の耐震化率（別表2-3）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (B)/(A) (%)
		新耐震基準に基 づく建築物 (棟)	耐震診断により 所要の耐震性能 を確保している ことが確認され た建築物 (棟)	耐震改修により 所要の耐震性能 を確保するなど している建築物 (棟)	計 (B) (棟)	
北海道	5,931	2,949	153	82	3,184	53.7
青森県	2,092	1,028	4	0	1,032	49.3
秋田県	1,648	815	0	0	815	49.5
山形県	1,658	837	36	1	874	52.7
茨城県	3,370	1,423	69	64	1,556	46.2
栃木県	2,377	1,050	7	6	1,063	44.7
群馬県	2,599	1,159	534	15	1,708	65.7
埼玉県	5,920	2,151	40	161	2,352	39.7
千葉県	5,422	2,017	8	83	2,108	38.9
東京都	8,208	2,350	301	67	2,718	33.1
神奈川県	6,168	2,411	1	11	2,423	39.3
新潟県	3,714	1,752	0	108	1,860	50.1
富山県	1,507	770	0	151	921	61.1
石川県	1,661	710	13	199	922	55.5
福井県	1,402	616	0	23	639	45.6
山梨県	1,287	757	68	6	831	64.6
長野県	3,448	1,723	28	96	1,847	53.6
岐阜県	2,760	1,241	293	1	1,535	55.6
静岡県	4,148	1,646	102	121	1,869	45.1
愛知県	7,366	2,569	6	1	2,576	35.0
三重県	2,597	1,218	224	12	1,454	56.0
滋賀県	1,947	987	0	17	1,004	51.6
京都府	3,239	1,184	219	17	1,420	43.8
大阪府	8,446	2,609	2	25	2,636	31.2
兵庫県	6,009	2,589	16	46	2,651	44.1
奈良県	1,788	679	0	6	685	38.3
和歌山県	1,566	676	0	23	699	44.6
鳥取県	978	486	0	3	489	50.0
島根県	1,262	629	0	4	633	50.2
岡山県	2,860	1,305	0	0	1,305	45.6
広島県	3,388	1,351	0	43	1,394	41.1
山口県	2,179	1,004	247	11	1,262	57.9
徳島県	1,341	519	61	93	673	50.2
香川県	1,345	502	284	138	924	68.7
愛媛県	1,984	899	17	72	988	49.8
高知県	1,371	574	1	24	599	43.7
福岡県	5,758	2,571	572	35	3,178	55.2
佐賀県	1,293	678	11	24	713	55.1
長崎県	2,545	963	0	19	982	38.6
熊本県	2,786	1,261	11	1	1,273	45.7
大分県	1,648	894	5	2	901	54.7
宮崎県	2,087	783	19	0	802	38.4
鹿児島県	3,382	1,427	0	51	1,478	43.7
沖縄県	2,053	1,600	0	1	1,601	78.0
計	136,538	57,362	3,352	1,863	62,577	45.8

ウ 教育施設における都道府県別の建築設備の耐震化率（別表2-4）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (B) / (A) (%)
		新耐震基準に基 づく建築物 (棟)	耐震診断により 所要の耐震性能 を確保している ことが確認され た建築物 (棟)	耐震改修により 所要の耐震性能 を確保するなど している建築物 (棟)	計 (B) (棟)	
北海道	5,931	2,949	75	84	3,108	52.4
青森県	2,092	1,028	0	14	1,042	49.8
秋田県	1,648	815	13	5	833	50.5
山形県	1,658	837	36	1	874	52.7
茨城県	3,370	1,423	94	57	1,574	46.7
栃木県	2,377	1,050	7	6	1,063	44.7
群馬県	2,599	1,159	554	24	1,737	66.8
埼玉県	5,920	2,151	42	168	2,361	39.9
千葉県	5,422	2,017	5	82	2,104	38.8
東京都	8,208	2,350	323	54	2,727	33.2
神奈川県	6,168	2,411	3	16	2,430	39.4
新潟県	3,714	1,752	0	108	1,860	50.1
富山県	1,507	770	0	128	898	59.6
石川県	1,661	710	13	200	923	55.6
福井県	1,402	616	0	25	641	45.7
山梨県	1,287	757	69	6	832	64.6
長野県	3,448	1,723	5	77	1,805	52.3
岐阜県	2,760	1,241	293	0	1,534	55.6
静岡県	4,148	1,646	90	52	1,788	43.1
愛知県	7,366	2,569	0	1	2,570	34.9
三重県	2,597	1,218	229	7	1,454	56.0
滋賀県	1,947	987	7	10	1,004	51.6
京都府	3,239	1,184	225	13	1,422	43.9
大阪府	8,446	2,609	0	30	2,639	31.2
兵庫県	6,009	2,589	0	286	2,875	47.8
奈良県	1,788	679	0	6	685	38.3
和歌山県	1,566	676	0	0	676	43.2
鳥取県	978	486	0	3	489	50.0
島根県	1,262	629	0	32	661	52.4
岡山県	2,860	1,305	0	10	1,315	46.0
広島県	3,388	1,351	0	50	1,401	41.4
山口県	2,179	1,004	293	2	1,299	59.6
徳島県	1,341	519	58	121	698	52.1
香川県	1,345	502	397	49	948	70.5
愛媛県	1,984	899	21	73	993	50.1
高知県	1,371	574	1	9	584	42.6
福岡県	5,758	2,571	610	7	3,188	55.4
佐賀県	1,293	678	11	25	714	55.2
長崎県	2,545	963	0	38	1,001	39.3
熊本県	2,786	1,261	7	5	1,273	45.7
大分県	1,648	894	201	1	1,096	66.5
宮崎県	2,087	783	20	0	803	38.5
鹿児島県	3,382	1,427	0	52	1,479	43.7
沖縄県	2,053	1,600	0	1	1,601	78.0
計	136,538	57,362	3,702	1,938	63,002	46.1

エ 教育施設における都道府県別の避難所の耐震化率（別表2-5）

都道府県	避難所に 指定されて いる学 校 (校)	避難所と して使用 予定とし ている建 築物 (A) (棟)	耐震化率等									
			構造体				建築非構造部材			建築設備		
			所要の耐 震性能を 確保して いる建築 物 (B) (棟)	教育耐震 化率 (B)/(A) (%)	所要の耐 震性能を 確保して いること が確認さ れていな い建築物 (棟)	うち耐震 診断未実 施 (棟)	所要の耐 震性能を 確保して いる建築 物 (C) (棟)	耐震化率 (C)/(A) (%)	所要の耐 震性能を 確保して いること が確認さ れていな い建築物 (棟)	所要の耐 震性能を 確保して いる建築 物 (D) (棟)	耐震化率 (D)/(A) (%)	所要の耐 震性能を 確保して いること が確認さ れていな い建築物 (棟)
北海道	1,854	4,391	3,396	77.3	995	405	2,388	54.4	2,003	2,368	53.9	2,023
青森県	501	959	839	87.5	120	38	497	51.8	462	508	53.0	451
秋田県	385	1,282	1,102	86.0	180	73	655	51.1	627	671	52.3	611
山形県	419	738	605	82.0	133	62	423	57.3	315	423	57.3	315
茨城県	806	2,165	1,536	70.9	629	160	1,016	46.9	1,149	1,034	47.8	1,131
栃木県	525	984	822	83.5	162	14	447	45.4	537	447	45.4	537
群馬県	523	1,806	1,534	84.9	272	45	1,045	57.9	761	1,066	59.0	740
埼玉県	1,313	3,099	2,788	90.0	311	17	1,032	33.3	2,067	1,025	33.1	2,074
千葉県	1,145	3,204	2,433	75.9	771	23	1,276	39.8	1,928	1,273	39.7	1,931
東京都	2,035	6,529	6,148	94.2	381	3	1,952	29.9	4,577	1,959	30.0	4,570
神奈川県	1,269	4,617	4,093	88.7	524	24	1,847	40.0	2,770	1,849	40.0	2,768
新潟県	821	2,741	2,339	85.3	402	132	1,462	53.3	1,279	1,462	53.3	1,279
富山県	313	1,303	1,019	78.2	284	12	785	60.2	518	780	59.9	523
石川県	347	1,140	985	86.4	155	11	583	51.1	557	584	51.2	556
福井県	269	612	504	82.4	108	0	280	45.8	332	279	45.6	333
山梨県	280	792	766	96.7	26	1	563	71.1	229	564	71.2	228
長野県	597	2,442	2,174	89.0	268	50	1,301	53.3	1,141	1,284	52.6	1,158
岐阜県	580	1,867	1,676	89.8	191	0	915	49.0	952	914	49.0	953
静岡県	805	3,172	3,151	99.3	21	0	1,498	47.2	1,674	1,418	44.7	1,754
愛知県	1,439	3,468	3,343	96.4	125	0	1,255	36.2	2,213	1,249	36.0	2,219
三重県	539	1,257	1,202	95.6	55	3	824	65.6	433	822	65.4	435
滋賀県	353	1,256	1,041	82.9	215	7	683	54.4	573	683	54.4	573
京都府	609	1,338	1,192	89.1	146	20	701	52.4	637	703	52.5	635
大阪府	1,581	5,509	4,481	81.3	1,028	45	1,813	32.9	3,696	1,817	33.0	3,692
兵庫県	1,236	4,406	3,882	88.1	524	56	1,917	43.5	2,489	2,157	49.0	2,249
奈良県	331	744	629	84.5	115	12	318	42.7	426	318	42.7	426
和歌山県	370	944	878	93.0	66	7	441	46.7	503	418	44.3	526
鳥取県	195	756	555	73.4	201	7	370	48.9	386	370	48.9	386
島根県	339	859	706	82.2	153	31	461	53.7	398	486	56.6	373
岡山県	596	2,071	1,608	77.6	463	37	934	45.1	1,137	944	45.6	1,127
広島県	736	2,497	1,615	64.7	882	124	1,034	41.4	1,463	1,037	41.5	1,460
山口県	460	951	691	72.7	260	16	475	49.9	476	499	52.5	452
徳島県	291	642	527	82.1	115	29	374	58.3	268	382	59.5	260
香川県	244	675	608	90.1	67	12	396	58.7	279	406	60.1	269
愛媛県	487	1,273	929	73.0	344	130	662	52.0	611	663	52.1	610
高知県	276	691	538	77.9	153	17	317	45.9	374	302	43.7	389
福岡県	952	1,801	1,644	91.3	157	72	1,002	55.6	799	1,033	57.4	768
佐賀県	270	907	782	86.2	125	31	532	58.7	375	533	58.8	374
長崎県	551	1,140	995	87.3	145	33	499	43.8	641	518	45.4	622
熊本県	509	769	710	92.3	59	2	422	54.9	347	418	54.4	351
大分県	385	816	667	81.7	149	24	458	56.1	358	543	66.5	273
宮崎県	291	866	826	95.4	40	4	379	43.8	487	381	44.0	485
鹿児島県	614	894	833	93.2	61	24	448	50.1	446	449	50.2	445
沖縄県	359	861	671	77.9	190	153	668	77.6	193	668	77.6	193
計	28,800	81,234	69,463	85.5	11,771	1,966	37,348	46.0	43,886	37,707	46.4	43,527

(3) 避難所に指定されている教育施設における学校防災マニュアル等の作成状況
(別表2-6)

都道府県	避難所に指定されている学校 (校)	左記の学校における学校防災マニュアル等の作成状況			
		作成済み (校)	作成状況		未作成 (校)
			学校防災マニュアル作成の手引を踏まえて作成 (校)	学校防災マニュアル作成の手引が示される以前に作成 (校)	
北海道	1,854	1,768	870	898	86
青森県	501	466	190	276	35
秋田県	385	378	214	164	7
山形県	419	391	111	280	28
茨城県	806	781	498	283	25
栃木県	525	525	232	293	0
群馬県	523	523	392	131	0
埼玉県	1,313	1,311	1,042	269	2
千葉県	1,145	1,145	654	491	0
東京都	2,035	1,878	1,205	673	157
神奈川県	1,269	1,269	827	442	0
新潟県	821	821	543	278	0
富山県	313	300	142	158	13
石川県	347	346	239	107	1
福井県	269	269	156	113	0
山梨県	280	279	163	116	1
長野県	597	597	362	235	0
岐阜県	580	580	370	210	0
静岡県	805	790	542	248	15
愛知県	1,439	1,439	1,093	346	0
三重県	539	531	233	298	8
滋賀県	353	334	312	22	19
京都府	609	603	153	450	6
大阪府	1,581	1,404	323	1,081	177
兵庫県	1,236	1,236	591	645	0
奈良県	331	323	195	128	8
和歌山県	370	369	255	114	1
鳥取県	195	190	95	95	5
島根県	339	327	200	127	12
岡山県	596	589	327	262	7
広島県	736	736	279	457	0
山口県	460	460	366	94	0
徳島県	291	291	240	51	0
香川県	244	243	166	77	1
愛媛県	487	487	480	7	0
高知県	276	276	166	110	0
福岡県	952	830	403	427	122
佐賀県	270	262	77	185	8
長崎県	551	485	233	252	66
熊本県	509	481	237	244	28
大分県	385	379	246	133	6
宮崎県	291	291	94	197	0
鹿児島県	614	601	304	297	13
沖縄県	359	353	305	48	6
計	28,800	27,937	16,125	11,812	863

3 医療施設における耐震化対策等の状況

(1) 医療施設における都道府県別の診断率（別表3-1）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	新耐震基準 に基づく建 築物 (B) (棟)	構造体		建築非構造部材		建築設備	
			耐震診断 実施済みの 建築物 (C) (棟)	診断率 (C)/(A-B) (%)	耐震診断 実施済みの 建築物 (D) (棟)	診断率 (D)/(A-B) (%)	耐震診断 実施済みの 建築物 (E) (棟)	診断率 (E)/(A-B) (%)
北海道	553	380	65	37.6	6	3.5	6	3.5
青森県	133	85	14	29.2	3	6.3	4	8.3
秋田県	59	39	8	40.0	1	5.0	1	5.0
山形県	102	82	15	75.0	12	60.0	9	45.0
茨城県	312	219	40	43.0	15	16.1	15	16.1
栃木県	169	113	12	21.4	3	5.4	3	5.4
群馬県	263	194	34	49.3	7	10.1	7	10.1
埼玉県	391	251	72	51.4	17	12.1	18	12.9
千葉県	404	270	80	59.7	23	17.2	23	17.2
東京都	562	373	116	61.4	36	19.0	20	10.6
神奈川県	425	274	93	61.6	9	6.0	11	7.3
新潟県	152	85	39	58.2	4	6.0	4	6.0
富山県	114	96	13	72.2	2	11.1	2	11.1
石川県	185	127	23	39.7	3	5.2	3	5.2
福井県	96	77	10	52.6	2	10.5	2	10.5
山梨県	80	54	23	88.5	6	23.1	5	19.2
長野県	297	197	42	42.0	15	15.0	10	10.0
岐阜県	213	151	30	48.4	1	1.6	1	1.6
静岡県	208	167	35	85.4	2	4.9	2	4.9
愛知県	349	236	79	69.9	11	9.7	12	10.6
三重県	149	102	29	61.7	6	12.8	6	12.8
滋賀県	109	72	17	45.9	2	5.4	2	5.4
京都府	307	191	52	44.8	18	15.5	15	12.9
大阪府	704	463	90	37.3	27	11.2	24	10.0
兵庫県	462	325	52	38.0	17	12.4	24	17.5
奈良県	129	81	27	56.3	5	10.4	5	10.4
和歌山県	134	86	23	47.9	1	2.1	0	0
鳥取県	83	48	26	74.3	8	22.9	7	20.0
島根県	88	55	10	30.3	3	9.1	3	9.1
岡山県	251	149	45	44.1	10	9.8	12	11.8
広島県	294	198	54	56.3	8	8.3	9	9.4
山口県	227	145	35	42.7	1	1.2	11	13.4
徳島県	91	58	23	69.7	4	12.1	4	12.1
香川県	97	56	25	61.0	7	17.1	7	17.1
愛媛県	180	107	29	39.7	2	2.7	2	2.7
高知県	189	134	32	58.2	8	14.5	9	16.4
福岡県	248	161	29	33.3	5	5.7	2	2.3
佐賀県	128	80	18	37.5	5	10.4	2	4.2
長崎県	220	139	33	40.7	7	8.6	9	11.1
熊本県	335	238	34	35.1	12	12.4	8	8.2
大分県	137	102	20	57.1	5	14.3	5	14.3
宮崎県	190	139	15	29.4	4	7.8	5	9.8
鹿児島県	381	289	32	34.8	6	6.5	5	5.4
沖縄県	34	23	4	36.4	1	9.1	1	9.1
計	10,234	6,911	1,597	48.1	350	10.5	335	10.1

(2) 医療施設における耐震化率

ア 医療施設における都道府県別の構造体の耐震化率（別表3-2）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (B)/(A) (%)
		新耐震基準に基 づく建築物 (棟)	耐震診断により 所要の耐震性能 を確保している ことが確認され た建築物 (棟)	耐震改修により 所要の耐震性能 が確保されてい る建築物 (棟)	計 (B) (棟)	
北海道	553	380	28	7	415	75.0
青森県	133	85	5	4	94	70.7
秋田県	59	39	3	3	45	76.3
山形県	102	82	8	4	94	92.2
茨城県	312	219	18	10	247	79.2
栃木県	169	113	4	2	119	70.4
群馬県	263	194	16	7	217	82.5
埼玉県	391	251	26	12	289	73.9
千葉県	404	270	40	15	325	80.4
東京都	562	373	41	18	432	76.9
神奈川県	425	274	38	14	326	76.7
新潟県	152	85	16	11	112	73.7
富山県	114	96	6	1	103	90.4
石川県	185	127	2	6	135	73.0
福井県	96	77	6	4	87	90.6
山梨県	80	54	7	11	72	90.0
長野県	297	197	12	12	221	74.4
岐阜県	213	151	12	1	164	77.0
静岡県	208	167	16	8	191	91.8
愛知県	349	236	24	15	275	78.8
三重県	149	102	8	11	121	81.2
滋賀県	109	72	4	6	82	75.2
京都府	307	191	16	5	212	69.1
大阪府	704	463	24	12	499	70.9
兵庫県	462	325	16	14	355	76.8
奈良県	129	81	8	7	96	74.4
和歌山県	134	86	6	7	99	73.9
鳥取県	83	48	14	8	70	84.3
島根県	88	55	5	2	62	70.5
岡山県	251	149	15	10	174	69.3
広島県	294	198	16	8	222	75.5
山口県	227	145	12	1	158	69.6
徳島県	91	58	10	2	70	76.9
香川県	97	56	4	2	62	63.9
愛媛県	180	107	9	4	120	66.7
高知県	189	134	10	12	156	82.5
福岡県	248	161	8	5	174	70.2
佐賀県	128	80	5	4	89	69.5
長崎県	220	139	5	14	158	71.8
熊本県	335	238	7	4	249	74.3
大分県	137	102	12	1	115	83.9
宮崎県	190	139	5	7	151	79.5
鹿児島県	381	289	13	5	307	80.6
沖縄県	34	23	2	1	26	76.5
計	10,234	6,911	562	317	7,790	76.1

イ 医療施設における都道府県別の建築非構造部材の耐震化率（別表3-3）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	所要の耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (B)/(A) (%)
		新耐震基準に基 づく建築物 (棟)	耐震診断により 所要の耐震性能 を確保している ことが確認され た建築物 (棟)	耐震改修により 所要の耐震性能 が確保されてい る建築物 (棟)	計 (B) (棟)	
北海道	553	380	3	0	383	69.3
青森県	133	85	2	1	88	66.2
秋田県	59	39	0	0	39	66.1
山形県	102	82	11	1	94	92.2
茨城県	312	219	12	2	233	74.7
栃木県	169	113	3	0	116	68.6
群馬県	263	194	2	4	200	76.0
埼玉県	391	251	11	3	265	67.8
千葉県	404	270	5	5	280	69.3
東京都	562	373	6	24	403	71.7
神奈川県	425	274	9	0	283	66.6
新潟県	152	85	2	1	88	57.9
富山県	114	96	0	0	96	84.2
石川県	185	127	2	0	129	69.7
福井県	96	77	0	2	79	82.3
山梨県	80	54	2	0	56	70.0
長野県	297	197	11	0	208	70.0
岐阜県	213	151	1	0	152	71.4
静岡県	208	167	1	1	169	81.3
愛知県	349	236	9	1	246	70.5
三重県	149	102	4	0	106	71.1
滋賀県	109	72	0	2	74	67.9
京都府	307	191	10	3	204	66.4
大阪府	704	463	23	4	490	69.6
兵庫県	462	325	13	4	342	74.0
奈良県	129	81	3	0	84	65.1
和歌山県	134	86	0	0	86	64.2
鳥取県	83	48	8	0	56	67.5
島根県	88	55	0	3	58	65.9
岡山県	251	149	8	1	158	62.9
広島県	294	198	5	1	204	69.4
山口県	227	145	1	0	146	64.3
徳島県	91	58	1	1	60	65.9
香川県	97	56	3	0	59	60.8
愛媛県	180	107	1	0	108	60.0
高知県	189	134	2	1	137	72.5
福岡県	248	161	1	3	165	66.5
佐賀県	128	80	4	0	84	65.6
長崎県	220	139	1	6	146	66.4
熊本県	335	238	2	1	241	71.9
大分県	137	102	5	0	107	78.1
宮崎県	190	139	1	3	143	75.3
鹿児島県	381	289	4	2	295	77.4
沖縄県	34	23	1	0	24	70.6
計	10,234	6,911	193	80	7,184	70.2

ウ 医療施設における都道府県別の建築設備の耐震化率（別表3-4）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (B) / (A) (%)
		新耐震基準に基 づく建築物 (棟)	耐震診断により 所要の耐震性能 を確保している ことが確認され た建築物 (棟)	耐震改修により 所要の耐震性能 が確保されてい る建築物 (棟)	計 (B) (棟)	
北海道	553	380	2	1	383	69.3
青森県	133	85	0	1	86	64.7
秋田県	59	39	1	0	40	67.8
山形県	102	82	7	2	91	89.2
茨城県	312	219	10	3	232	74.4
栃木県	169	113	3	0	116	68.6
群馬県	263	194	1	5	200	76.0
埼玉県	391	251	12	2	265	67.8
千葉県	404	270	4	4	278	68.8
東京都	562	373	3	3	379	67.4
神奈川県	425	274	8	1	283	66.6
新潟県	152	85	2	1	88	57.9
富山県	114	96	0	0	96	84.2
石川県	185	127	2	0	129	69.7
福井県	96	77	0	2	79	82.3
山梨県	80	54	0	1	55	68.8
長野県	297	197	8	1	206	69.4
岐阜県	213	151	1	0	152	71.4
静岡県	208	167	1	1	169	81.3
愛知県	349	236	2	9	247	70.8
三重県	149	102	1	3	106	71.1
滋賀県	109	72	1	1	74	67.9
京都府	307	191	10	3	204	66.4
大阪府	704	463	23	1	487	69.2
兵庫県	462	325	12	2	339	73.4
奈良県	129	81	2	1	84	65.1
和歌山県	134	86	0	0	86	64.2
鳥取県	83	48	6	1	55	66.3
島根県	88	55	0	3	58	65.9
岡山県	251	149	9	2	160	63.7
広島県	294	198	6	1	205	69.7
山口県	227	145	2	0	147	64.8
徳島県	91	58	2	0	60	65.9
香川県	97	56	2	0	58	59.8
愛媛県	180	107	1	0	108	60.0
高知県	189	134	2	1	137	72.5
福岡県	248	161	1	0	162	65.3
佐賀県	128	80	1	0	81	63.3
長崎県	220	139	1	8	148	67.3
熊本県	335	238	3	1	242	72.2
大分県	137	102	5	0	107	78.1
宮崎県	190	139	0	4	143	75.3
鹿児島県	381	289	3	2	294	77.2
沖縄県	34	23	1	0	24	70.6
計	10,234	6,911	161	71	7,143	69.8

4 庁舎施設等における耐震化対策等の状況

(1) 庁舎施設等における都道府県別の診断率（別表4-1）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	新耐震基準 に基づく建 築物 (B) (棟)	構造体		建築非構造部材		建築設備	
			耐震診断 実施済 (C) (棟)	診断率 (C)/(A-B) (%)	耐震診断 実施済 (D) (棟)	診断率 (D)/(A-B) (%)	耐震診断 実施済 (E) (棟)	診断率 (E)/(A-B) (%)
北海道	830	387	200	45.1	19	4.3	21	4.7
青森県	181	90	35	38.5	4	4.4	3	3.3
秋田県	158	68	49	54.4	8	8.9	8	8.9
山形県	145	53	52	56.5	6	6.5	5	5.4
茨城県	264	129	76	56.3	13	9.6	10	7.4
栃木県	191	83	49	45.4	2	1.9	0	0
群馬県	198	97	46	45.5	20	19.8	15	14.9
埼玉県	396	204	147	76.6	29	15.1	23	12.0
千葉県	334	179	139	89.7	20	12.9	16	10.3
東京都	571	303	254	94.8	186	69.4	57	21.3
神奈川県	309	165	123	85.4	6	4.2	10	6.9
新潟県	234	104	78	60.0	10	7.7	7	5.4
富山県	111	42	49	71.0	10	14.5	8	11.6
石川県	84	45	28	71.8	9	23.1	7	17.9
福井県	112	48	51	79.7	7	10.9	7	10.9
山梨県	125	58	50	74.6	16	23.9	4	6.0
長野県	258	140	94	79.7	69	58.5	37	31.4
岐阜県	224	92	112	84.8	5	3.8	4	3.0
静岡県	261	180	76	93.8	17	21.0	11	13.6
愛知県	361	178	179	97.8	7	3.8	4	2.2
三重県	163	92	68	95.8	9	12.7	7	9.9
滋賀県	126	67	44	74.6	5	8.5	3	5.1
京都府	231	116	91	79.1	3	2.6	1	0.9
大阪府	462	211	203	80.9	20	8.0	11	4.4
兵庫県	385	194	135	70.7	25	13.1	25	13.1
奈良県	147	74	46	63.0	4	5.5	5	6.8
和歌山県	138	66	58	80.6	28	38.9	27	37.5
鳥取県	88	36	38	73.1	14	26.9	11	21.2
島根県	132	62	35	50.0	0	0	0	0
岡山県	179	81	54	55.1	4	4.1	4	4.1
広島県	200	99	67	66.3	32	31.7	34	33.7
山口県	153	63	65	72.2	8	8.9	8	8.9
徳島県	87	48	27	69.2	8	20.5	8	20.5
香川県	87	34	30	56.6	28	52.8	27	50.9
愛媛県	115	57	44	75.9	16	27.6	13	22.4
高知県	144	69	42	56.0	11	14.7	9	12.0
福岡県	298	150	76	51.4	13	8.8	13	8.8
佐賀県	76	31	33	73.3	2	4.4	2	4.4
長崎県	170	70	59	59.0	15	15.0	14	14.0
熊本県	206	100	61	57.5	13	12.3	11	10.4
大分県	127	61	36	54.5	3	4.5	12	18.2
宮崎県	118	50	53	77.9	19	27.9	17	25.0
鹿児島県	212	115	56	57.7	7	7.2	15	15.5
沖縄県	102	63	8	20.5	0	0	0	0
計	9,493	4,654	3,316	68.5	750	15.5	534	11.0

(2) 庁舎施設等における耐震化率

ア 庁舎施設等における都道府県別の構造体の耐震化率（別表4-2）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (E)/(A) (%)
		新耐震基準に基 づき建設された 建築物 (B) (棟)	耐震診断の結果 新耐震基準に基 づく耐震性能を 確保しているこ とが確認された 建築物 (C) (棟)	耐震改修工事に より新耐震基準 に基づく耐震性 能を確保した建 築物 (D) (棟)	計 (E)=(B)+(C)+(D) (棟)	
北海道	830	387	23	74	484	58.3
青森県	181	90	12	10	112	61.9
秋田県	158	68	10	19	97	61.4
山形県	145	53	17	13	83	57.2
茨城県	264	129	20	10	159	60.2
栃木県	191	83	9	16	108	56.5
群馬県	198	97	21	3	121	61.1
埼玉県	396	204	42	46	292	73.7
千葉県	334	179	55	17	251	75.1
東京都	571	303	130	78	511	89.5
神奈川県	309	165	38	42	245	79.3
新潟県	234	104	18	24	146	62.4
富山県	111	42	10	18	70	63.1
石川県	84	45	6	8	59	70.2
福井県	112	48	7	15	70	62.5
山梨県	125	58	16	17	91	72.8
長野県	258	140	37	26	203	78.7
岐阜県	224	92	35	27	154	68.8
静岡県	261	180	46	22	248	95.0
愛知県	361	178	69	85	332	92.0
三重県	163	92	29	30	151	92.6
滋賀県	126	67	15	5	87	69.0
京都府	231	116	13	20	149	64.5
大阪府	462	211	74	71	356	77.1
兵庫県	385	194	41	56	291	75.6
奈良県	147	74	17	4	95	64.6
和歌山県	138	66	12	24	102	73.9
鳥取県	88	36	7	15	58	65.9
島根県	132	62	10	4	76	57.6
岡山県	179	81	6	25	112	62.6
広島県	200	99	8	21	128	64.0
山口県	153	63	8	15	86	56.2
徳島県	87	48	2	6	56	64.4
香川県	87	34	2	14	50	57.5
愛媛県	115	57	10	7	74	64.3
高知県	144	69	1	14	84	58.3
福岡県	298	150	31	23	204	68.5
佐賀県	76	31	17	5	53	69.7
長崎県	170	70	14	18	102	60.0
熊本県	206	100	15	21	136	66.0
大分県	127	61	10	16	87	68.5
宮崎県	118	50	13	24	87	73.7
鹿児島県	212	115	22	19	156	73.6
沖縄県	102	63	1	1	65	63.7
計	9,493	4,654	999	1,028	6,681	70.4

イ 庁舎施設等における都道府県別の建築非構造部材の耐震化率（別表4-3）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (E) / (A) (%)
		新耐震基準に基 づき建設された 建築物 (B) (棟)	耐震診断の結果 新耐震基準に基 づく耐震性能を 確保しているこ とが確認された 建築物 (C) (棟)	耐震改修工事に より新耐震基準 に基づく耐震性 能を確保した建 築物 (D) (棟)	計 (E) = (B) + (C) + (D) (棟)	
北海道	830	387	7	4	398	48.0
青森県	181	90	1	3	94	51.9
秋田県	158	68	4	2	74	46.8
山形県	145	53	0	1	54	37.2
茨城県	264	129	6	3	138	52.3
栃木県	191	83	1	1	85	44.5
群馬県	198	97	12	1	110	55.6
埼玉県	396	204	7	9	220	55.6
千葉県	334	179	7	5	191	57.2
東京都	571	303	124	58	485	84.9
神奈川県	309	165	2	3	170	55.0
新潟県	234	104	3	1	108	46.2
富山県	111	42	1	6	49	44.1
石川県	84	45	5	1	51	60.7
福井県	112	48	1	0	49	43.8
山梨県	125	58	6	4	68	54.4
長野県	258	140	12	25	177	68.6
岐阜県	224	92	0	2	94	42.0
静岡県	261	180	6	12	198	75.9
愛知県	361	178	2	2	182	50.4
三重県	163	92	1	5	98	60.1
滋賀県	126	67	4	0	71	56.3
京都府	231	116	0	5	121	52.4
大阪府	462	211	2	5	218	47.2
兵庫県	385	194	8	15	217	56.4
奈良県	147	74	1	0	75	51.0
和歌山県	138	66	9	11	86	62.3
鳥取県	88	36	2	2	40	45.5
島根県	132	62	0	0	62	47.0
岡山県	179	81	2	0	83	46.4
広島県	200	99	0	7	106	53.0
山口県	153	63	1	6	70	45.8
徳島県	87	48	1	3	52	59.8
香川県	87	34	6	9	49	56.3
愛媛県	115	57	3	0	60	52.2
高知県	144	69	1	2	72	50.0
福岡県	298	150	6	2	158	53.0
佐賀県	76	31	1	1	33	43.4
長崎県	170	70	7	0	77	45.3
熊本県	206	100	4	3	107	51.9
大分県	127	61	3	0	64	50.4
宮崎県	118	50	11	4	65	55.1
鹿児島県	212	115	5	0	120	56.6
沖縄県	102	63	0	0	63	61.8
計	9,493	4,654	285	223	5,162	54.4

ウ 庁舎施設等における都道府県別の建築設備の耐震化率（別表4-4）

都道府県	対象建築物 (A) (棟)	耐震性能を確保している建築物				耐震化率 (E) / (A) (%)
		新耐震基準に基 づき建設された 建築物 (B) (棟)	耐震診断の結果 新耐震基準に基 づく耐震性能を 確保しているこ とが確認された 建築物 (C) (棟)	耐震改修工事に より新耐震基準 に基づく耐震性 能を確保した建 築物 (D) (棟)	計 (E)=(B)+(C)+(D) (棟)	
北海道	830	387	4	3	394	47.5
青森県	181	90	1	2	93	51.4
秋田県	158	68	4	1	73	46.2
山形県	145	53	0	1	54	37.2
茨城県	264	129	5	2	136	51.5
栃木県	191	83	0	0	83	43.5
群馬県	198	97	9	1	107	54.0
埼玉県	396	204	6	4	214	54.0
千葉県	334	179	4	2	185	55.4
東京都	571	303	33	17	353	61.8
神奈川県	309	165	4	5	174	56.3
新潟県	234	104	2	0	106	45.3
富山県	111	42	1	5	48	43.2
石川県	84	45	5	1	51	60.7
福井県	112	48	0	0	48	42.9
山梨県	125	58	1	0	59	47.2
長野県	258	140	8	15	163	63.2
岐阜県	224	92	0	1	93	41.5
静岡県	261	180	3	12	195	74.7
愛知県	361	178	2	1	181	50.1
三重県	163	92	2	3	97	59.5
滋賀県	126	67	3	0	70	55.6
京都府	231	116	0	3	119	51.5
大阪府	462	211	2	4	217	47.0
兵庫県	385	194	8	15	217	56.4
奈良県	147	74	0	0	74	50.3
和歌山県	138	66	16	7	89	64.5
鳥取県	88	36	1	1	38	43.2
島根県	132	62	0	0	62	47.0
岡山県	179	81	0	2	83	46.4
広島県	200	99	0	7	106	53.0
山口県	153	63	1	6	70	45.8
徳島県	87	48	1	3	52	59.8
香川県	87	34	6	10	50	57.5
愛媛県	115	57	2	0	59	51.3
高知県	144	69	0	1	70	48.6
福岡県	298	150	6	2	158	53.0
佐賀県	76	31	1	1	33	43.4
長崎県	170	70	6	0	76	44.7
熊本県	206	100	4	3	107	51.9
大分県	127	61	3	0	64	50.4
宮崎県	118	50	9	3	62	52.5
鹿児島県	212	115	3	2	120	56.6
沖縄県	102	63	0	0	63	61.8
計	9,493	4,654	166	146	4,966	52.3

(3) 代替施設の設定状況等（別表4-5）

都道府県	拠点となる建築物 (A)												
	代替施設あり (B)									代替施設なし (F)			
				代替施設が耐震性能を確保している (C)		代替施設が耐震性能を確保していない (D)		左のうち、拠点となる建築物の耐震性能を確保していない (E)				左のうち、拠点となる建築物の耐震性能を確保していない (G)	
		(B)/(A)			(C)/(A)		(D)/(A)		(E)/(A)		(F)/(A)		(G)/(A)
	(棟)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)
北海道	677	103	15.2	85	12.6	18	2.7	4	0.6	574	84.8	221	32.6
青森県	158	20	12.7	15	9.5	5	3.2	5	3.2	138	87.3	43	27.2
秋田県	105	20	19.0	15	14.3	5	4.8	3	2.9	85	81.0	25	23.8
山形県	129	59	45.7	52	40.3	7	5.4	5	3.9	70	54.3	30	23.3
茨城県	190	66	34.7	32	16.8	34	17.9	13	6.8	124	65.3	47	24.7
栃木県	138	26	18.8	21	15.2	5	3.6	2	1.4	112	81.2	41	29.7
群馬県	157	36	22.9	27	17.2	9	5.7	5	3.2	121	77.1	46	29.3
埼玉県	334	49	14.7	42	12.6	7	2.1	4	1.2	285	85.3	60	18.0
千葉県	240	39	16.3	32	13.3	7	2.9	4	1.7	201	83.8	36	15.0
東京都	511	172	33.7	41	8.0	131	25.6	15	2.9	339	66.3	17	3.3
神奈川県	261	117	44.8	107	41.0	10	3.8	3	1.1	144	55.2	15	5.7
新潟県	220	25	11.4	20	9.1	5	2.3	1	0.5	195	88.6	73	33.2
富山県	85	32	37.6	29	34.1	3	3.5	0	0	53	62.4	14	16.5
石川県	73	11	15.1	9	12.3	2	2.7	1	1.4	62	84.9	18	24.7
福井県	90	14	15.6	12	13.3	2	2.2	1	1.1	76	84.4	20	22.2
山梨県	103	62	60.2	44	42.7	18	17.5	0	0	41	39.8	13	12.6
長野県	218	80	36.7	53	24.3	27	12.4	8	3.7	138	63.3	15	6.9
岐阜県	182	48	26.4	47	25.8	1	0.5	1	0.5	134	73.6	30	16.5
静岡県	222	63	28.4	57	25.7	6	2.7	0	0	159	71.6	5	2.3
愛知県	310	100	32.3	87	28.1	13	4.2	1	0.3	210	67.7	11	3.5
三重県	138	21	15.2	21	15.2	0	0	0	0	117	84.8	2	1.4
滋賀県	93	20	21.5	11	11.8	9	9.7	7	7.5	73	78.5	13	14.0
京都府	182	20	11.0	16	8.8	4	2.2	1	0.5	162	89.0	51	28.0
大阪府	397	39	9.8	35	8.8	4	1.0	0	0	358	90.2	59	14.9
兵庫県	315	45	14.3	41	13.0	4	1.3	2	0.6	270	85.7	53	16.8
奈良県	126	32	25.4	24	19.0	8	6.3	4	3.2	94	74.6	22	17.5
和歌山県	109	46	42.2	36	33.0	10	9.2	2	1.8	63	57.8	9	8.3
鳥取県	66	33	50.0	30	45.5	3	4.5	1	1.5	33	50.0	10	15.2
島根県	101	15	14.9	9	8.9	6	5.9	5	5.0	86	85.1	28	27.7
岡山県	147	17	11.6	11	7.5	6	4.1	3	2.0	130	88.4	42	28.6
広島県	175	32	18.3	27	15.4	5	2.9	1	0.6	143	81.7	53	30.3
山口県	110	35	31.8	31	28.2	4	3.6	1	0.9	75	68.2	33	30.0
徳島県	79	35	44.3	33	41.8	2	2.5	1	1.3	44	55.7	13	16.5
香川県	65	29	44.6	21	32.3	8	12.3	2	3.1	36	55.4	14	21.5
愛媛県	104	38	36.5	32	30.8	6	5.8	4	3.8	66	63.5	12	11.5
高知県	103	49	47.6	45	43.7	4	3.9	1	1.0	54	52.4	20	19.4
福岡県	260	40	15.4	28	10.8	12	4.6	6	2.3	220	84.6	51	19.6
佐賀県	67	13	19.4	7	10.4	6	9.0	3	4.5	54	80.6	13	19.4
長崎県	145	25	17.2	17	11.7	8	5.5	4	2.8	120	82.8	39	26.9
熊本県	182	54	29.7	45	24.7	9	4.9	2	1.1	128	70.3	51	28.0
大分県	107	33	30.8	22	20.6	11	10.3	3	2.8	74	69.2	19	17.8
宮崎県	85	24	28.2	20	23.5	4	4.7	1	1.2	61	71.8	12	14.1
鹿児島県	177	23	13.0	18	10.2	5	2.8	4	2.3	154	87.0	33	18.6
沖縄県	83	36	43.4	23	27.7	13	15.7	6	7.2	47	56.6	16	19.3
計	7,819	1,896	24.2	1,430	18.3	466	6.0	140	1.8	5,923	75.8	1,448	18.5

(4) 自家発電設備の設置状況 (別表4-6)

都道府県	対象建築物 (A)																
	自家発電設備を設置している建築物(B)																
	自家発電設備の連続運転可能時間										津波の浸水想定						
	72時間以上 (C)		24時間以上、 72時間未満 (D)		24時間未満 (E)		不明 (F)		自家発電設備が津波の 浸水想定区 域にない建 築物 (G)		自家発電設備が津波の 浸水想定より高い位置 にある建築物 (H)		自家発電設備が津波の 浸水想定より低い位置 にある建築物 (I)				
	(棟)	(棟)	(B)/(A) (%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)	(棟)	(%)		
北海道	677	345	51.0	65	18.8	49	14.2	222	64.3	9	2.6	256	74.2	30	8.7	59	17.1
青森県	158	101	63.9	27	26.7	15	14.9	57	56.4	2	2.0	87	86.1	8	7.9	6	5.9
秋田県	105	62	59.0	15	24.2	10	16.1	33	53.2	4	6.5	53	85.5	4	6.5	5	8.1
山形県	129	75	58.1	18	24.0	20	26.7	37	49.3	0	0	72	96.0	2	2.7	1	1.3
茨城県	190	110	57.9	11	10.0	16	14.5	83	75.5	0	0	104	94.5	2	1.8	4	3.6
栃木県	138	93	67.4	8	8.6	30	32.3	45	48.4	10	10.8	93	100	0	0	0	0
群馬県	157	66	42.0	10	15.2	22	33.3	32	48.5	2	3.0	66	100	0	0	0	0
埼玉県	334	244	73.1	52	21.3	42	17.2	141	57.8	9	3.7	244	100	0	0	0	0
千葉県	240	190	79.2	19	10.0	35	18.4	133	70.0	3	1.6	156	82.1	24	12.6	10	5.3
東京都	511	474	92.8	113	23.8	132	27.8	229	48.3	0	0	174	36.7	298	62.9	2	0.4
神奈川県	261	216	82.8	36	16.7	31	14.4	143	66.2	6	2.8	179	82.9	6	2.8	31	14.4
新潟県	220	178	80.9	16	9.0	26	14.6	134	75.3	2	1.1	158	88.8	6	3.4	14	7.9
富山県	85	53	62.4	3	5.7	14	26.4	33	62.3	3	5.7	49	92.5	3	5.7	1	1.9
石川県	73	53	72.6	14	26.4	9	17.0	29	54.7	1	1.9	42	79.2	4	7.5	7	13.2
福井県	90	67	74.4	12	17.9	21	31.3	33	49.3	1	1.5	57	85.1	9	13.4	1	1.5
山梨県	103	67	65.0	10	14.9	13	19.4	44	65.7	0	0	67	100	0	0	0	0
長野県	218	175	80.3	22	12.6	53	30.3	97	55.4	3	1.7	175	100	0	0	0	0
岐阜県	182	123	67.6	6	4.9	16	13.0	100	81.3	1	0.8	123	100	0	0	0	0
静岡県	222	179	80.6	47	26.3	49	27.4	83	46.4	0	0	146	81.6	23	12.8	10	5.6
愛知県	310	213	68.7	18	8.5	40	18.8	152	71.4	3	1.4	200	93.9	7	3.3	6	2.8
三重県	138	112	81.2	25	22.3	19	17.0	58	51.8	10	8.9	66	58.9	25	22.3	21	18.8
滋賀県	93	65	69.9	7	10.8	15	23.1	40	61.5	3	4.6	65	100	0	0	0	0
京都府	182	159	87.4	21	13.2	46	28.9	91	57.2	1	0.6	154	96.9	4	2.5	1	0.6
大阪府	397	308	77.6	87	28.2	24	7.8	189	61.4	8	2.6	285	92.5	18	5.8	5	1.6
兵庫県	315	197	62.5	39	19.8	56	28.4	96	48.7	6	3.0	154	78.2	28	14.2	15	7.6
奈良県	126	89	70.6	2	2.2	12	13.5	73	82.0	2	2.2	89	100	0	0	0	0
和歌山県	109	91	83.5	18	19.8	26	28.6	45	49.5	2	2.2	61	67.0	26	28.6	4	4.4
鳥取県	66	51	77.3	17	33.3	9	17.6	25	49.0	0	0	51	100	0	0	0	0
島根県	101	68	67.3	26	38.2	8	11.8	31	45.6	3	4.4	54	79.4	11	16.2	3	4.4
岡山県	147	106	72.1	5	4.7	25	23.6	74	69.8	2	1.9	82	77.4	15	14.2	9	8.5
広島県	175	117	66.9	17	14.5	20	17.1	77	65.8	3	2.6	76	65.0	17	14.5	24	20.5
山口県	110	79	71.8	20	25.3	18	22.8	40	50.6	1	1.3	79	100	0	0	0	0
徳島県	79	53	67.1	10	18.9	7	13.2	33	62.3	3	5.7	34	64.2	7	13.2	12	22.6
香川県	65	46	70.8	7	15.2	5	10.9	29	63.0	5	10.9	39	84.8	4	8.7	3	6.5
愛媛県	104	74	71.2	6	8.1	9	12.2	58	78.4	1	1.4	58	78.4	5	6.8	11	14.9
高知県	103	65	63.1	9	13.8	15	23.1	41	63.1	0	0	40	61.5	11	16.9	14	21.5
福岡県	260	204	78.5	9	4.4	18	8.8	174	85.3	3	1.5	202	99.0	0	0	2	1.0
佐賀県	67	55	82.1	4	7.3	17	30.9	33	60.0	1	1.8	54	98.2	0	0	1	1.8
長崎県	145	84	57.9	5	6.0	17	20.2	62	73.8	0	0	79	94.0	0	0	5	6.0
熊本県	182	110	60.4	5	4.5	23	20.9	77	70.0	5	4.5	108	98.2	0	0	2	1.8
大分県	107	75	70.1	8	10.7	17	22.7	46	61.3	4	5.3	55	73.3	8	10.7	12	16.0
宮崎県	85	76	89.4	11	14.5	29	38.2	35	46.1	1	1.3	61	80.3	2	2.6	13	17.1
鹿児島県	177	142	80.2	12	8.5	34	23.9	78	54.9	18	12.7	112	78.9	5	3.5	25	17.6
沖縄県	83	69	83.1	7	10.1	33	47.8	27	39.1	2	2.9	47	68.1	9	13.0	13	18.8
計	7,819	5,579	71.4	899	16.1	1,145	20.5	3,392	60.8	143	2.6	4,606	82.6	621	11.1	352	6.3

5 東日本大震災に伴う被災等の状況

(1) 教育施設、医療施設及び庁舎施設等の被災状況（別表5）

都道府県	公共建築物等の被災状況											
	地震被害を受けた建築物				津波被害を受けた建築物				液状化被害を受けた建築物			
	教育施設 (棟)	医療施設 (棟)	庁舎施設等 (棟)	計 (棟)	教育施設 (棟)	医療施設 (棟)	庁舎施設等 (棟)	計 (棟)	教育施設 (棟)	医療施設 (棟)	庁舎施設等 (棟)	計 (棟)
北海道	3	0	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0
青森県	171	10	11	192	1	0	0	1	0	0	0	0
秋田県	16	3	4	23	0	0	0	0	1	0	0	1
山形県	100	0	12	112	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	1,917	137	149	2,203	1	0	1	2	0	2	1	3
栃木県	964	84	85	1,133	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	362	28	30	420	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	646	30	71	747	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	1,212	59	77	1,348	2	0	1	3	92	5	5	102
東京都	960	58	116	1,134	0	0	0	0	10	0	0	10
神奈川県	465	41	55	561	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	56	2	0	58	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	6	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	20	0	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	35	2	2	39	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6,933	454	616	8,003	4	0	3	7	103	7	6	116

（注） 本表の被災以外に、教育施設において火災による被害が1棟ある。